



令和3年度国の予算編成に向けた提案

令和2年11月

 広島県

広島県の行政施策の推進につきましては、かねてより格別の御高配をいただき、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の地方に対する財政支援や、持続化給付金等による事業者への支援、更には「Go To キャンペーン」をはじめとする、経済活動の回復に向けた取組など迅速な対策を講じていただき、感謝申し上げます。

本県でも、引き続き、検査体制の拡充や検査対象の拡大、積極的疫学調査の徹底などの感染拡大防止対策に取り組むことで、感染拡大防止と社会経済活動の両立に全力で取り組んでおります。

また、国におかれましては、「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、「ポストコロナ時代の新しい未来」を掲げ、新型コロナウイルス感染症への対応と経済活動の段階的引上げや激甚化・頻発化する災害への対応を通じて国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、デジタル庁の創設など、社会全体のデジタル化を強力に推進し、Society 5.0の実現を目指した取組を加速していくこととされております。

こうした中、本県といたしましても、県政運営の基本となる新たな総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」を策定し、「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」できる広島県づくりを進めてまいります。

また、本県の強みである「都市と自然の近接性」を最大限生かした、イノベーションを創出する知の集積や集合と、自然豊かで心身が癒される適切な分散をうまく組み合わせた、「適散・適集社会」のフロントランナーとなるよう、関連施策を推し進め、県民一人一人の「欲張りなライフスタイルの実現」に向けて、全力で取り組んでまいります。

本県のような施策の推進に向けて、喫緊の課題で国との連携・協力が不可欠な事項等について提案をいたしますので、令和3年度政府予算の編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年11月

広島県知事 湯崎 英彦
広島県議会議長 中本 隆志

目次

1	新型コロナウイルス感染症対策	
(1)	感染拡大防止対策と医療等提供体制の確保〔厚生労働省〕	1
(2)	経済活動等の支援	
①	生活交通の維持確保のための支援〔国土交通省〕	7
②	国際線航空ネットワーク維持〔厚生労働省, 国土交通省〕	9
③	就労系障害福祉サービス事業所に対する支援〔厚生労働省〕	11
④	観光需要の回復〔国土交通省, 観光庁〕	13
⑤	スポーツ・文化芸術活動の推進〔スポーツ庁, 文化庁〕	15
⑥	国内の設備投資促進の強化〔経済産業省〕	17
(3)	教育機会の確保〔総務省, 文部科学省, 文化庁〕	19
(4)	財政措置の確保・拡充等〔内閣府, 総務省, 財務省, 厚生労働省〕	23
2	地方創生の推進	
	ウィズコロナ時代の新たな地方創生	27
(1)	デジタルトランスフォーメーションの推進〔内閣府, 総務省, 経済産業省, 厚生労働省, 国土交通省〕	29
(2)	人づくり革命の推進〔内閣府, 総務省, 文部科学省, 厚生労働省〕	37
(3)	地方の産業競争力の強化	
①	Well-to-Wheel評価による取組の加速〔経済産業省, 国土交通省〕	45
②	DMOによる観光地経営の推進〔内閣府, 観光庁〕	47
③	暖冬により観光産業が被っている影響への支援〔総務省, 国土交通省, 観光庁〕	51
④	農業の競争力強化〔財務省, 農林水産省〕	53
⑤	肉用牛肥育経営安定交付金制度の見直し〔農林水産省〕	57
3	東京一極集中の是正	
	東京一極集中の是正	59
(1)	企業等の地方移転の促進〔内閣府, 経済産業省, 厚生労働省〕	61
(2)	新たな過疎対策法の制定〔内閣府, 総務省〕	63
(3)	地方分権改革の一層の推進〔内閣府〕	67
(4)	全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組〔内閣府, 総務省〕	69

4	安心・安全な暮らしづくり	
(1)	被災者及び被災企業の支援・再建〔内閣府, 財務省, 経済産業省, 文部科学省, 厚生労働省, 中小企業庁〕	71
(2)	医療提供体制の確保〔総務省, 厚生労働省〕	75
(3)	がん検診受診率の向上に向けた取組〔厚生労働省〕	77
(4)	鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援〔国土交通省〕	79
(5)	空き家対策の強化〔法務省, 国土交通省〕	81
(6)	建築物の耐震化の促進〔総務省, 財務省, 厚生労働省, 国土交通省〕	83
(7)	外国人材の受入・共生〔総務省, 法務省, 出入国在留管理庁, 文化庁〕	87
(8)	米軍機による低空飛行訓練の中止等〔外務省, 防衛省〕	91
5	地方税財源の充実強化	
(1)	安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等〔内閣府, 総務省, 財務省〕	93
(2)	市町の財政基盤の強化〔総務省〕	97
(3)	水道事業の広域連携の推進〔総務省, 厚生労働省〕	99
(4)	下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保〔財務省, 国土交通省〕	101
6	社会資本整備の推進	
(1)	公共事業予算の安定的・持続的な総額確保〔内閣府, 総務省, 財務省, 農林水産省, 国土交通省〕	105
(2)	防災・減災に資する社会資本整備の推進〔内閣府, 総務省, 財務省, 農林水産省, 国土交通省〕	107
(3)	登記手続の緩和及び適正な土地管理のための取組の推進〔法務省〕	117
(4)	社会資本の適正な維持管理の推進・強化〔総務省, 財務省, 国土交通省〕	119
(5)	道路ネットワークの整備促進等〔財務省, 国土交通省〕	123
(6)	交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進〔財務省, 国土交通省〕	131
(7)	物流・交流の拠点となる港湾機能の強化〔内閣府, 国土交通省〕	133
(8)	空港活性化に向けた訪日誘客支援空港制度の特例措置の設定等〔国土交通省〕	139
(9)	ため池の総合対策〔総務省, 財務省, 農林水産省〕	143
(10)	水道施設の強靱化〔総務省, 厚生労働省, 経済産業省〕	145
7	「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討	
(1)	「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討〔厚生労働省〕	147

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染拡大防止対策と医療等提供体制の確保

国への提案事項

1 新型コロナウイルスの検査体制の強化

- 新型コロナウイルスとインフルエンザは症状による区別が難しいため、医療従事者が安全かつ迅速に診療・検査できるような手順や方法を明確に示すこと。
- 医療機関や介護施設等の職員に対して定期的にスクリーニングができる、簡便かつ迅速な検査方法を示すとともに、財政措置を講じること。

2 必要とされる医療資材の確保

- 「厚生労働省新型コロナウイルス感染症医療機関情報支援システム(G-MIS)」については、報告対象が一部の医療機関に限られていること、入力が煩雑なことなどから、医療資材の充足状況の全体把握ができていないため、報告対象機関の拡大及び操作性の向上を図ること。
- 感染拡大時にも、医療機関が必要な医療資材を購入できる仕組みを含め、安定的かつ迅速に供給できる体制を整備すること。
- 海外からの輸入のみに依存しない、国内での医療資材供給体制の整備を行うこと。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染症拡大防止対策と医療等提供体制の確保

国への提案事項

3 医療機関・介護事業所の減収補填

- 新型コロナウイルス感染症に伴う受診自粛などの影響により、医療機関の経営状況が悪化しており、自助努力のみでは経営改善は見込めない状況にあることから、医療提供体制の崩壊を招かないよう、早急に医療機関への財政支援を行うこと。
- また、介護事業所においても同様に、利用控えなどで経営難に陥り、自助努力による改善が困難となるおそれがあることから、経営安定化に向けた財政支援を行うこと。

4 コロナ患者情報等の都道府県への集約化に係る法的根拠の明確化

- 保健所設置市の感染者や疫学調査に係る情報を県へ集約し、県が迅速かつ効果的に緊急事態措置などの施策を実施できるよう、法的な根拠を明確にすること。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)

都道府県が実施する事務の多くを、保健所を設置する市も担うこととされている。

- ・ 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査(第15条)
- ・ 情報の公表(第16条) など



都道府県と保健所を設置する市との情報共有・連携が不可欠

新型インフルエンザ等対策特別措置法

対策を迅速に実施する観点から、都道府県における対策の総合調整や、感染防止のための協力要請などについて、広域自治体である都道府県が総合的に推進することとされている。

【提案先省庁:厚生労働省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染拡大防止対策と医療等提供体制の確保

① 新型コロナウイルスの検査体制の強化

広島県の取組/現状

○ 県内のPCR検査能力

【PCR検査能力月別推移】 (2020.10月現在)

	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
県内	1,882	2,818	2,998	3,082	3,318
県外	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
合計	4,182	5,118	5,298	5,382	5,618

○ 保健所を介さず、診療所等の医師の判断により迅速に検体採取(唾液)する体制を整備。(2020.10.21現在)

唾液検査協力医療機関

848医療機関/約1,700医療機関※

※1,700医療機関:県内の内科系医療機関数

○ 医療機関や介護施設等の職員に対しスクリーニングのための定期(1か月)的な検査を実施予定。(2020.10月現在)

検査対象医療機関

帰国者接触者外来及び地域外来・検査センター

検査対象人数

48機関

約2,880人/月(見込)

検査対象施設数 (高齢者・障害者入所施設数)

475施設

検査対象人数 (施設職員数)

約19,000人

課題

● 季節性インフルエンザの流行に伴う、検査需要の増加に対応するとともに、検体を採取する医療従事者への負担や感染リスクの低減を図る必要がある。

【インフルエンザ定点あたり報告患者数(2019/2020)】

全国:993,795人

広島県:21,753人

※ピーク時(広島県):2,613人《12/16-12/22(51週)》

【インフルエンザ抗原検査件数】 (単位:件)

	H26	H27	H28	H29
全国	20,361,187	20,621,027	23,490,324	30,760,809
広島県	558,162	564,691	610,180	780,137

● 医療機関、介護施設等においてクラスターが発生した場合の影響は極めて大きい場合、感染防止対策を徹底する必要がある。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染拡大防止対策と医療等提供体制の確保

② 必要とされる医療資材の確保

課題

- G-MISで医療機関の状況は把握が可能となったが、報告対象が一部の医療機関に限られていること、入力が煩雑なことなどから、全体の把握はできていない。
- 感染拡大時に行政が購入したものを優先的に配布するスキームは整備されているが、供給を必要とする医療機関をすべて把握し、行政が配布することは不可能であるため、医療機関等が自ら購入できるスキームの整備が必要。
- 医療資材の輸入が止まったことが不足の大きな要因となったため、海外からの輸入のみに依存しない、国内企業での供給体制の整備が必要。

現状／広島県の取組

- 医療機関等への資材の配付状況 (9月11日時点)

配付先	マスク	N95マスク	ガウン	フェイスシールド*	使い捨て手袋
感染症指定医療機関等	243万枚	20万枚	86万枚	38万枚	254万枚
一般医療機関	268万枚	4万枚	28万枚	8.3万枚	89万枚
歯科、薬局、軽症者療養施設等	216万枚	7.5千枚	26.5万枚	3.2万枚	61万枚
社会福祉施設等	105万枚	-	10.5万枚	4.5万枚	10.1万枚

- 新型コロナウイルス感染症が引き続き流行しており、医療資材の需要が高い状況が続いている。

【G-MIS報告で把握した県内での1週間の想定使用量】

	サージカルマスク	非滅菌手袋
5月平均	248,164枚	1,688,213枚
6月平均	253,651枚	1,967,202枚
7月平均	260,821枚	2,179,536枚
8月平均	268,800枚	2,434,827枚

【G-MIS報告対象】 243/2,860施設(病院・医科診療所)

※ 歯科診療所、薬局、介護・福祉施設などは対象外

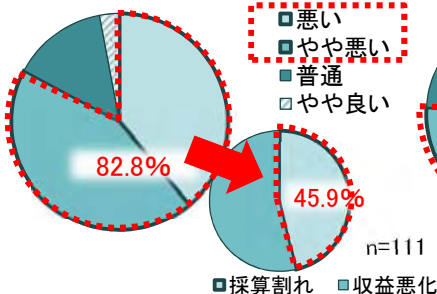
- 流通状況が改善している資材もあるが、流通は不安定で品薄や偏在など懸念される状況は続いており、効率的な供給システムの構築が必要。

現状/広島県の取組

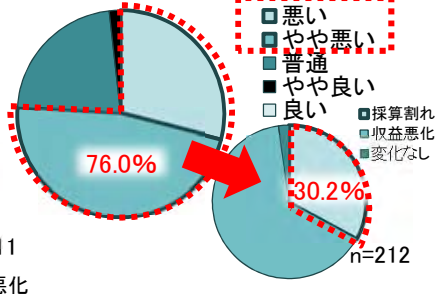
【医療機関】

○ コロナ禍において医療機関の約8割は経営状況が悪化しており、そのうち、約4割は採算割れの状況になっている。

【病院の経営状況】n=134



【診療所の経営状況】n=279



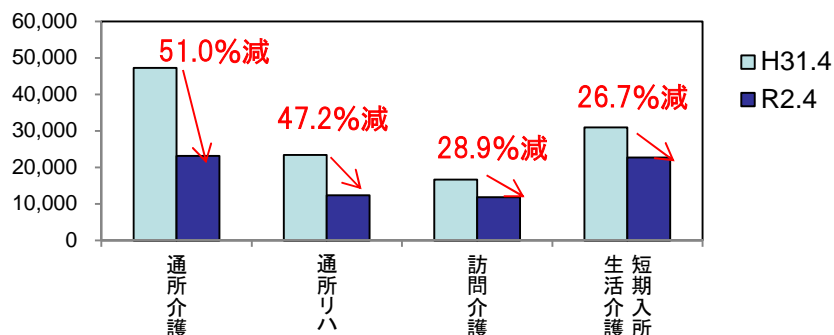
○ 医療機関の約8割が諸経費の削減を行い、また、5割以上が医療資材の調達の見直しを行っている。さらに、オンライン診療といった新たな取組に着手する医療機関が増えている。

出典：新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関の経営状況等に関する調査
(広島県 令和2年8月実施)対象：県内医療機関1,037施設(病院237施設、診療所800施設(医科500施設、歯科300施設)) 回答率40.2%

【介護事業所】

○ クラスタが発生した地域では、通所サービス、短期入所サービスを提供する事業所において、一時的に収益が大きく減少している。

◆クラスター発生時(4月)の三次市の介護施設への介護報酬の給付状況(単位:千円)



1 新型コロナウイルス感染症対策

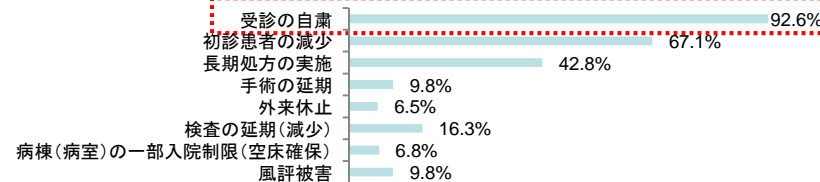
(1) 感染症拡大防止対策と医療等提供体制の確保

③ 医療機関・介護事業所への減収補填

課題

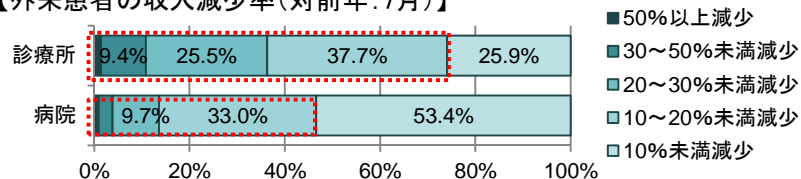
● コロナ禍で経営状況が悪化している主な要因は「受診の自粛」であり、当面の間は医療機関の経営状況の悪化は続く予想される。

【経営悪化の要因】



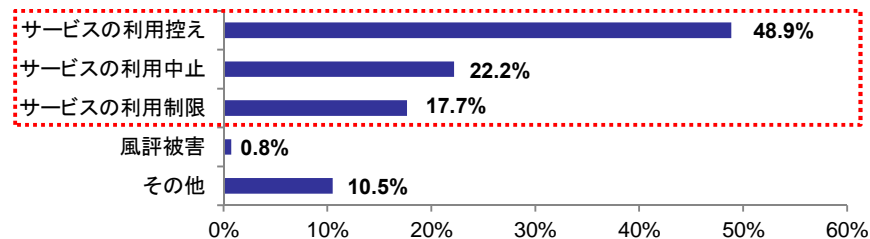
● 小規模な医療機関ほど収入の減少割合が大きくなっており、このままの状況が続くと、地域の医療提供体制の崩壊につながる恐れがある。

【外来患者の収入減少率(対前年:7月)】



● 介護事業所の収益減少の最も大きい要因は「サービスの利用控え」、
「サービスの利用中止」であり、感染拡大の状況によっては、事業所の経営が逼迫するおそれがある。

【県内の通所、短期入所サービス事業所の最も大きい収益減少の要因(n=266)】



出典：新型コロナウイルス感染症による経営状況への影響に関する調査
(広島県 令和2年8月実施, 対象:県内の介護事業所)

1 新型コロナウイルス感染症対策

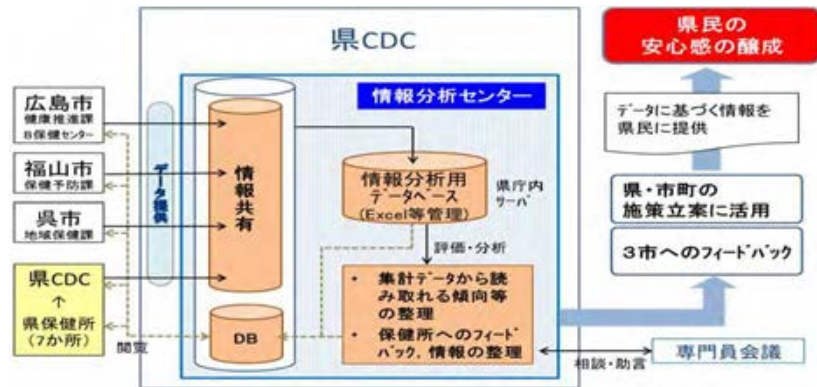
- (1) 感染症拡大防止対策と医療等提供体制の確保
- ④ コロナ患者情報等の都道府県への集約化に係る法的根拠の明確化

現状／広島県の取組

- 県内で発生した新型コロナウイルス感染者の約8割が、保健所を設置する3市(広島、福山、呉)において確認されている。
- 県と保健所を設置する3市が協力して、情報分析センターを立ち上げ、クラウドシステムの活用により情報の一元管理を行う感染情報分析事業※に取り組んでいる。

※ 積極的疫学調査を通じて得た、立寄り先や他者との接触時間などの行動履歴、症状などのデータを分析し、感染予防や感染拡大防止に向けた県民への情報発信を行う。

【情報分析センター業務フロー図】



- クラスタ発生時には、県から市の保健所にリエゾンを派遣している。

課題

- 感染症法に基づき、保健所を設置する市が県と同様の立場で収集している感染者情報について、個人情報への配慮から、市と県の間で情報が共有されない場合がある。
- 一方、新型インフルエンザ等対策特別措置法により緊急事態措置などの施策は、広域自治体である県が総合的に推進することとされており、感染症対策を、より一層効果的で効率的に実行するためには、保健所を設置する市との、適時適切な情報共有が不可欠である。
- このため、感染情報の一元管理について、法的な根拠を明確にし、整合性ある対策の実施を確保する必要がある。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ① 生活交通の維持確保のための支援

国への提案事項

1 地域公共交通確保維持改善事業の拡充

- 県民の日常生活に不可欠な公共交通の路線等の維持・確保を目的とした、地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助, 離島航路運営費等補助)について, 制度の拡充を図ること。
 - ・ コロナ禍を踏まえ, 運行効率を求める調整項目(カット項目)の緩和による補助対象限度額の引き上げ
 - ・ 災害等に関する措置条項の適用による十分な補助金額の確保

2 交通事業者支援制度の創設

- 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の大幅な減少により, 経営状況が悪化した交通事業者の維持のため, 当面の間, 給付型の財政支援を講じること。

【提案先省庁: 国土交通省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

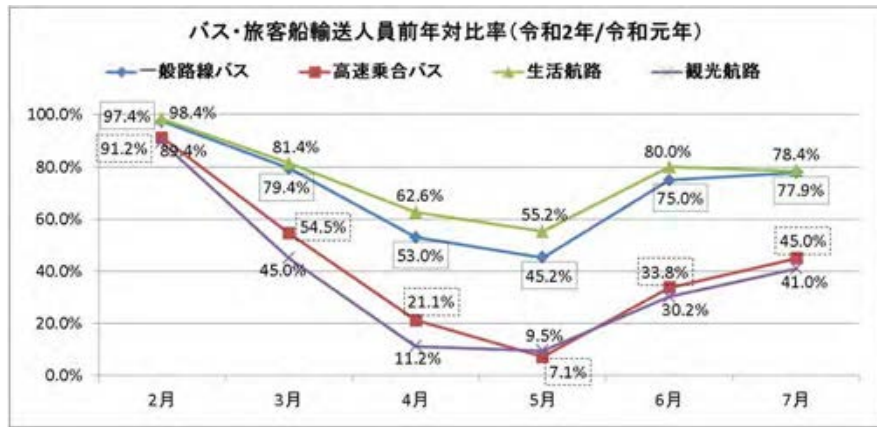
(2) 経済活動等の支援

① 生活交通の維持確保のための支援

現状／広島県の取組

【広島県の現状】

- 公共交通事業者については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国の緊急事態宣言に伴う外出自粛要請などにより、利用者数や収益が大きく落ち込んでおり、要請解除後も、感染への懸念やマイカーへの転換などにより完全に利用が戻っていない状況がある。
- 一方で、休業要請期間中は、休業要請の対象とされず、減便なども三密回避に配慮しながら実施していたことから、大幅な運行経費が削減できない中、感染防止対策に要する経費が増加するなど、地域の生活を支える路線の維持が困難となっている。



【広島県の対応状況】

	予算額	対応策
4月補正	22百万円	公共交通事業者に対するマスク購入支援による事業者が行う感染防止策に要する経費への対応
6月補正	42百万円	広域生活交通路線確保維持費補助金(県補助金)の補助要件緩和による、コロナウイルスの影響に伴う利用者が減少への対応
6月	—	地域間幹線系統確保維持補助金(県協調分)、広域生活交通路線維持補助金(県補助金)について概算払い制度の創設
9月補正	38.5億円	運行継続支援金(給付型)、需要喚起・感染防止対策設備投資補助金の創設

課題

- 現行の補助要件については、次のとおり課題がある。
 - ・バスについては、外出自粛に伴う利用者数の減少により、補助対象外となる系統があることや、各種の運行効率化を求める調整項目(カット項目)があるため、コロナウイルスの影響によって赤字幅が増加しても、補助額に反映されない。
 - ・離島航路については、災害等に対応する措置条項があるものの、国から適用について示されていない。
 - ・新しい生活様式の定着などにより、感染拡大前ほどの公共交通の利用が見込めない恐れがあり、公共交通事業者が安定的に継続していけるか懸念が大きい。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ② 国際線航空ネットワーク維持

国への提案事項

1 広島空港における検疫体制の充実・強化

- 地方空港の国際線の回復には水際対策が重要となることから、空港における検疫体制の充実・強化を図ること。

2 航空会社に支援を行っている自治体への財政措置

- 国際線航空ネットワークを維持するため、運休中も航空会社が負担している事務所賃貸料等の固定経費及び運航経費に対し支援を行っている自治体に対し、必要な財政措置を実施すること。

3 感染症収束時における航空会社に対する支援の実施

- 感染症が収束した段階においては、着陸料の減免等、航空会社に対し、路線の回復に必要な支援を行うこと。

【提案先省庁：厚生労働省，国土交通省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

② 国際線航空ネットワーク維持

広島県の取組

- 県は、新型コロナウイルスの感染拡大による旅客需要の激減等により、広島空港国際定期路線の維持が困難な状況となっていることを踏まえ、各路線を運航する航空会社に対して事務所賃貸料等の固定経費及び運航経費に対する支援を行っている。

令和2年3月下旬以降、広島空港の国際線は全路線運休中

〈通常ダイヤ〉

大連・北京5, 上海7, 台北7, 香港4, バンコク3

※週当たりの往復便数(5路線26往復便数/週)

課題

- 国際線が回復する段階においては空港の検疫体制の強化が必須であるものの、地方空港における体制強化の道筋が全く示されていない。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が、当初見込みより長引き、路線を運航する航空会社の財政状況は悪化しており、地方空港における国際定期路線維持がより困難となっている。
- 感染症の収束後もすぐには需要の回復が見込めないため、着陸料の減免等、便数回復への後押しとして支援が必要である。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ③ 就労系障害福祉サービス事業所に対する支援

国への提案事項

就労系障害福祉サービス事業所に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動が著しく滞っている就労継続支援事業所における障害者の働く場と収入を確保するため、事業所に対する経営力向上、販路開拓など必要な支援策と十分な財政措置を講じること。
- 特に、雇用調整助成金の対象とならないB型事業所利用者の工賃減少に対応するための恒久的な制度を創設すること。

【提案先省庁：厚生労働省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

③ 就労系障害福祉サービス事業所に対する支援

国・県の対応状況

- 就労継続支援A型事業所については、利用者に休業手当を出した事業所に対し国の制度である雇用調整助成金が給付されている。
- 県としては、国の補正予算による補助事業を活用し、生産活動収入が相当程度減少した就労継続支援事業所に対し、生産活動の維持や活性化に必要な経費を最大50万円まで支援する事業を実施している。
- また、共同受注窓口の営業人員の配置や、オンライン販売機能の追加、公共機関・施設における販売機会の確保、経営改善研修等、受注・販売の拡大に向けた支援を行っているところである。

課題

- 就労継続支援B型事業所は、雇用調整助成金の対象となっておらず、生産活動の低迷に伴う利用者の工賃の減少に対応できない。
- 国の補正予算による補助金は、利用者の工賃に充てることができず、また、上限額の50万円は、生産活動収入の減少に対応する上で十分な額とは言えない。
- 生産活動の低下に伴う利用者の減少により、事業所の経営が厳しい状況にある。

【1事業所当たり実績(平均値)の対前年同月比】

項目		対前年同月比		
		3月	4月	5月
① 生産活動収入	A型	▲8.3%	▲18.7%	▲17.1%
	B型	▲2.5%	▲23.8%	▲20.2%
② 賃金又は工賃	A型	4.2%	0.5%	▲2.3%
	B型	8.9%	▲2.0%	▲1.0%
③ 延べ利用者数	A型	▲8.8%	▲10.4%	▲10.1%
	B型	2.2%	▲6.5%	▲7.8%

就労継続支援事業所へのアンケート調査結果(広島県実施)

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ④ 観光需要の回復

国への提案事項

1 官民一体となった観光消費キャンペーンの実施

- 観光関連産業が受けているダメージは大きいことから、新型コロナウイルス感染症の収束状況や観光需要の回復状況等を勘案した上で、官民一体型の消費喚起に向けた施策や観光関連産業への経営支援施策を、地方と十分に連携しながら、適切に実施すること。
- また、その実施にあたっては、特定の地域や業種に効果が偏ることが無いよう、バランスに配慮するとともに、学校教育等に配慮しつつ、新たな国民の休日の創設等によって、観光需要の喚起と時期の分散を図ること。

2 地方の観光振興施策への支援

- 地方が各地域の実情に応じて、創意工夫した観光振興施策を、引き続き推進できるよう、財政的支援を講じること。

【提案先省庁：国土交通省，観光庁】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

④ 観光需要の回復について

現状／広島県の取組

- 県内の主要観光施設15か所からの推計では、本県の総観光客数は、6月の移動自粛要請の緩和以降、徐々に上向いているものの、引き続き例年に比べ大幅な減少となっている。
- また、外国人(延べ宿泊者数)については、我が国での検疫強化や多くの国で渡航制限の措置が取られていること等から、低迷が続いている。

<本県の観光客の状況(R2年)>

単位:万人

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
総観光客数(※1)	477	440	281	133	114	204	302	373	2,322
前年比	106%	106%	51%	21%	16%	43%	55%	53%	52%
延べ宿泊者数(※2)	71.0	70.8	52.1	26.0	20.3	32.9	47.1		320.2
前年比	95%	92%	51%	24%	19%	38%	50%	未発表 (10/15 現在)	49%
延べ外国人宿泊者数(※2)	6.4	4.3	2.2	0.3	0.2	0.2	0.4		13.9
前年比	92%	69%	19%	2%	2%	2%	3%		18%

※1 総観光客数は、県内主要観光施設15か所のモニタリング数値の割合から算出した推計値

※2 延べ宿泊者数、延べ外国人宿泊者数は、観光庁 宿泊旅行統計調査による(速報値)

【本県における取組状況】

- 観光関連事業者の経営支援や安全・安心な観光地づくりを図りつつ、観光誘客を促進していく必要があることから、地方創生臨時交付金を活用し、施策に取り組んでいる。

課題

- 7月下旬から開始されたGo Toトラベル事業など、国の観光消費の喚起に向けた施策には、本県としても期待するところであるが、観光関連産業が既に受けたダメージは大きく、継続的な観光消費の喚起が必要である。
- また、観光需要の効果的な回復に向けては、国の取組と地域の実情を把握している地方独自の取組とを効果的に連携させ、取り組んでいくことが重要であり、そのための地方の観光振興に要する財源確保も必要となっている。

(本県の施策例)

- ・クラウドファンディングを活用した観光関連事業者による資金調達への支援
- ・宿泊プラン割引、旅行プラン割引に対する経費の支援など

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ⑤ スポーツ・文化芸術活動の推進

国への提案事項

1 新しい生活様式に沿う新たなスポーツ参画の推進

○ 「する」「みる」「ささえる」といったスポーツへの関わり方を「新しい生活様式」に沿ったものへ転換・展開していくため、プロスポーツや競技団体、スポーツ産業などからの提案や取組に対し、積極的かつ柔軟に支援できるよう、幅広く自由度が高い財政的支援制度を創設すること。

〔 例 ・ スポーツ大会や試合等の新たな観戦機会の提供に向けた動画配信やVRの導入
・ VRやウェアラブル端末を活用した新たなトレーニング方法の導入
・ オンラインを活用した遠隔地での試合・対戦の導入 など 〕

2 新しい生活様式に沿う新たな文化活動への参画の推進

○ 文化芸術活動の再開については、最先端技術や事業者を対象とした支援のみではなく、文化芸術活動の大部分を占める地域のアマチュアによる活動や、オンラインでは活動し難い神楽をはじめとする伝統文化など、地域に根差した文化活動も支援の対象とすること。また、文化芸術活動を再開させるためには長期間を要することから、継続的な支援を行うこと。

【提案先省庁：スポーツ庁，文化庁】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

⑤ スポーツ・文化芸術活動の推進

現状／広島県の取組

【現状】

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、スポーツ・文化施設の利用休止・制限、プロスポーツ、大規模なスポーツ大会・イベントの中止や入場者数制限など、スポーツ・文化を「する」「みる」「ささえる」機会が喪失・減少している状況にある。
- 文化芸術分野において収入を得ている「事業者」に対する支援制度や最先端技術を活用した収益性強化の実践に対する支援制度はあるが、地域で活動する芸術団体(神楽団や合唱団などの非事業者)に対する支援が行われていない。

【広島県の取組】

- 未来につなぐスポーツ支援事業[R2.9月補正予算]
 - ・ スポーツイベントの入場制限等により経営が圧迫されている地元プロスポーツチームに対する支援や、コロナ禍におけるスポーツ応援の新たな仕組みの構築に向けたデジタル技術を活用した収入確保策の検討。また、感染拡大予防ガイドラインに沿った競技大会の開催に向けた感染防止対策や、強化選手に対するオンライントレーニングの実施に係る経費補助。
- 文化芸術イベント等開催支援事業[R2.9月補正予算]
 - ・ 文化芸術関係イベント主催者が県内でイベントを開催する際必要となる会場費や新型コロナウイルス感染拡大防止措置経費を補助。

課題

- 緊急事態宣言解除後においても、身体的接触を伴うスポーツの練習、試合の制限、大規模なスポーツ大会・イベントの実施、観覧を伴うプロスポーツの展開は限定的となり、プロスポーツチームの経営悪化や、アマチュアスポーツにおける競技力の低下、スポーツ実施率の低下による心身の健康の喪失などの問題の長期化が想定される。
- 新しい生活様式において、身体的接触や密接・密集を避けつつ、人々が様々な形でスポーツ・文化活動に参画し、健康で活力ある生活を享受できる環境を整えていくためには、従来のスポーツ・文化への関わり方を「新しい生活様式」に沿ったものへ転換・展開させていく必要がある。
- オンラインでは活動し難い、地域の文化団体も包括した支援策がなく、また文化芸術活動の再開に見通しがたたない中、長期的に文化芸術への回帰を図るための支援策が必要である。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ⑥ 国内の設備投資促進の強化

国への提案事項

国内生産拠点等への設備投資に対する支援強化，継続 (サプライチェーン対策等)

- 新型コロナ拡大により，設備投資を決断した企業の投資が停滞することによる景気後退局面の長期化が大いに憂慮されることから，「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の予算措置など，来年度においても企業の設備投資に対する支援を強化，継続すること。
- 令和3年度以降においても，各都道府県が実施する独自の設備投資への支援策に対して「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に代わる新たな財源確保を行うなど，柔軟で弾力的な措置を講ずること。

【提案先省庁：経済産業省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

⑥ 国内の設備投資促進の強化

現状／広島県の取組

- 補助金の予算額と希望額の乖離
 - ・令和2年7月22日に締め切られた「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、予算額(当初2,200億円+追加措置860億円)と補助希望額(先行採択分を除き、約1兆7,640億円)が大きく乖離している。
- 広島県の取組
 - ・本県においても、企業の投資意欲が減退することが懸念されることなどから、9月補正において、企業立地促進助成制度に「新型コロナウイルス感染症対策特別枠」を設けて、設備投資を行う企業への支援を強化したところである。

課題

- 補助金に採択されない場合等において、設備投資を決断した企業の投資が停滞することによる景気後退局面の長期化が大いに憂慮される。
- 新型コロナウイルス感染症拡大後では、諸外国においても国内回帰が進むことが想定されることから、外国企業の国内への投資については、より一層の国際競争が激化することが想定される。
- 令和3年度以降、地方での生産拠点整備に取り組む企業に対し、きめ細かな支援を行うため、各都道府県が実施する独自の工場等立地支援策に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用ができない。

国の取組状況等

【サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金】(令和2年7月22日締切)

国内における生産拠点等の整備を進め、製品等の円滑な確保を図ることでサプライチェーンの分断リスクを低減し、我が国製造業等の滞りない稼働、強靱な経済構造の構築を目指す。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(3) 教育機会の確保

国への提案事項

1 デジタル技術を活用した教育の推進

- オンライン学習など、デジタル技術を活用した教育の推進を図るため、「デジタル教材」を使用する場合の利用料や、オンライン授業等において著作物を利用する際に必要となる授業目的公衆送信補償金※について、自治体の負担が生じないように、次のような措置を講じること。
 - ・ 関係団体等への財政的な支援など、自治体の負担解消に向けた働きかけ
 - ・ 利用料や補償金など自治体の負担に対する補助等の実施

※授業目的公衆送信補償金制度

教育現場での著作物利用について、インターネット送信を利用する場合、従来、個別に著作権者の許諾が必要とされていたが、円滑な著作物利用を図るため、学校設置者が指定管理団体に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を利用することができることとした制度で、令和2年度から導入された。令和2年度のみ補償金額は無償。

国への提案事項

2 県立高等学校における教育環境の充実

- 高等学校における「一人1台PC端末」の保護者負担による導入に伴い、端末の購入が経済的に困難な世帯を対象として、地方自治体を実施する端末購入費用を給付する事業に対して、財政措置を講じること。
- 県立高等学校における空調設備の整備に要する経費(設置費・維持管理費)及びトイレの改修(洋式化等)に要する経費について、財政措置の充実等を図ること。

3 大学生に対する支援

- 経済的な困窮により修学を断念する学生が生じないよう、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の奨学金事業について、必要な財源措置を行うこと。

【提案先省庁：総務省，文部科学省，文化庁】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(3) 教育機会の確保

現状／広島県の取組

1 デジタル技術を活用した教育の推進

- 令和2年度から、県立学校において、順次、保護者負担による生徒一人1台のPC端末整備を行うことで、生徒一人一人の興味・関心や学習進度に応じた学びに加え、協働学習の充実など、多様な学びの実現に向けて取り組んでいる。
- 具体的には、生徒一人1台のPC端末整備と合わせ、学習活動の中で民間の教育クラウドサービスや、著作物を含むデジタルコンテンツなども有効活用することにより、生徒がデジタル機器を日常的に活用しながら主体的に学ぶ姿勢を育成できるよう取り組んでいる。

2 県立高等学校における教育環境の充実

- 県立高等学校において、保護者負担による生徒一人1台のPC端末を導入したことに伴い、端末の購入が経済的に困難な世帯に対して、端末購入費用を給付する事業を実施している。
- 猛暑時における生徒の安全面への配慮や、学習環境を整えるため、次のとおり、県立高等学校への空調設備の整備を進めている。
 - ・未設置校への新規整備(リース契約)
 - ・既設置校における維持費等の保護者負担を県負担に切替え
- 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、県立高等学校のトイレの洋式化等を実施している。
※いずれも、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用

3 大学生に対する支援

- 民間のアンケート調査(R2.7.31)では、「新型コロナウイルス感染流行前と比べ、アルバイト収入が減少した」と回答した学生が81.5%となっている。

課題

1 デジタル技術を活用した教育の推進

- 授業目的公衆送信補償金制度の施行に伴い、令和3年度から補償金を支払うことが求められている。また、デジタル教材を利用する場合も利用料負担が生じる。
※全県立学校の幼児児童生徒に係る補償金の額は年間約1,900万円（指定管理団体が示した単価に基づく令和2年9月30日時点での試算）
- オンライン授業などで学習教材や著作物を利用することは、デジタル技術を活用した学習活動の推進に不可欠であり、財政的な要因により利用ができなければ、「主体的な学び」を促す教育活動の弊害となるおそれがある。

2 県立高等学校における教育環境の充実

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済状況の悪化により、PC端末購入費用の給付対象世帯の増加が想定されることから、給付事業の継続には、国の財政支援が不可欠である。
- 県立高等学校の空調設備について、設置に係るリース料や、維持管理に伴う光熱費等が、今後も継続的に必要となる。また、トイレの改修についても、引き続き工事を実施し、洋式化率の更なる向上を図っていく必要がある（令和元年5月：約4割程度→令和2年度末：5割を超える見込み）。
- 県立高等学校については、空調設置やトイレ改修を含む大規模改造を行う場合の国の交付金（学校施設環境改善交付金）の対象外となっている。また、地方交付税の単位費用の積算（道府県分の高等学校費）に、空調設備の光熱費が含まれていない。このため、小・中・特別支援学校と異なり、安定的な財源確保が困難な状況にある。

3 大学生に対する支援

- 引き続き、世帯収入やアルバイト収入の減少により、経済的に困窮する学生が生じており、学生の修学支援を継続する必要がある。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(4) 財政措置の確保・拡充等

国への提案事項

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の継続等

- 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症に係る課題が収束するまでの間は、各都道府県が感染拡大の防止対策や信用保証協会への損失補償を含めて経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」等、地方団体において必要となる財源について、積極的に財政措置を行うとともに、基金への積立要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充

- 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが想定されることから、積極的疫学調査に係る人員の確保等、新型コロナウイルス感染症に係る喫緊の課題に対応するための事業について対象に加える等、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の対象の拡大を行うこと。

3 減収補填債の対象税目の拡充

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれるため、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税などを減収補填債の対象に追加すること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省，厚生労働省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(4) 財政措置の確保・拡充等

現状／広島県の取組

- これまで、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などを最大限活用することで、累計1,349億円の予算を編成し、新型コロナウイルス感染症緊急対応策を実施している。加えて、国が主導した実質無利子・無担保融資の実施に伴い、信用保証協会に対する損失補償の債務負担行為を設定しているところである。
- 本県では、平成30年7月豪雨災害への対応などに伴い多額の財政調整基金を活用したことから、基金残高は大きく減少し、非常に厳しい財政状況となっている。このため、緊急対応策の実施にあたっては、全事業を対象とした見直しを行うことなどによって、その財源を捻出したところである。

■ 新型コロナウイルス感染症緊急対応に係る予算額

(単位:百万円)

新型コロナウイルス感染症 緊急対応6つの柱	累 計 額
感染拡大防止対策	15,023
医療提供体制の確保	33,782
3密を避けた事業継続と雇用維持	(債務24,472) 60,695
安心・安全な県民生活	14,221
教育機会の確保	3,711
新しい生活様式を踏まえた経済活動の安定的発展	6,511
一般会計 計	(債務24,472) 133,942
特別会計 計	228
公営企業会計 計	746
合計	(債務24,472) 134,916

※ 数値はR元年度からR2年度9月補正予算後までの累計額

課 題

- 新型コロナウイルスの完全な封じ込めは未だ容易なものではなく、今後も、各都道府県において感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に時機を逸することなく迅速かつ的確に対応する必要がある。
- 一方で、本県では、非常に厳しい財政状況にあることから、県単独で十分な新型コロナウイルス感染症対策を実施することは困難である。
- また、信用保証協会に対する損失補償については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象となっていないことから、損失補償が発生した場合に財政措置が必要である。
- このため、令和3年度以降においても、新型コロナウイルスに係る課題が収束するまでの間は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方団体において必要となる財源について、積極的な財政措置とともに、柔軟で弾力的な運用が必要である。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(4) 財政措置の確保・拡充等

現状／広島県の取組

- 感染拡大防止対策や医療提供体制の整備を行うために、医療分では393億円、介護・福祉分では168億円の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用を見込んでいる。

(単位:億円)

	活用見込額	申請額	交付決定額
医療分	393	393	307
介護・福祉分	168	132	132
合計	561	525	439

■ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の状況

○ 対象となっていない事業等	
【積極的疫学調査に係る人員の確保】	今後、複数のクラスターが発生した場合に備え、積極的疫学調査に係る人員確保のために、県・市町保健師の相互応援を行う予定としているが、派遣に伴う人件費が対象となっていない。
【一般医療機関への医療資材の配付】	当県では、新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関に対して、必要に応じて医療資材を配付することとしているが、一般医療機関への医療資材の配付は包括支援交付金の対象となっていない。
【医療資材の備蓄体制の整備】	当県では、一定量の医療資材を備蓄することとしているが、保管するスペースが確保できていないため、既存施設を備蓄倉庫として改修する等の対応が必要になることが見込まれる。
【PCR検査の検査経費】	PCR検査の試薬代については、「感染症予防事業費等国庫補助金」の対象となっているが、補助率は事業費の2分の1であり、地方負担が発生している。今後さらに負担額の増大が見込まれる。(参考:R2予算額 342,360千円)

課題

- 今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが予測される中で、地方自治体が地域の感染拡大防止対策や医療提供体制の整備について、柔軟な対応をしていくためには、令和3年度以降の緊急包括支援交付金による支援の継続と増額が必要である。
- 緊急包括支援交付金については、用途が限定されており、積極的疫学調査に係る人員の確保や一般医療機関への医療資材の配付等、新型コロナウイルス感染症に係る喫緊の課題に対応するための経費の中でも、対象項目となっていないものがある。
- PCR検査に係る経費については、全額を緊急包括支援交付金の対象とする等、地方自治体の財政に負担が生じないような措置を講じること。

1 新型コロナウイルス感染症対策 (4) 財政措置の確保・拡充等

現状

- 令和2年度の県税等について、現時点での試算では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、当初予算と比較して、221億円の減収が見込まれる。
- このうち一定程度は減収補填債等を発行することにより補填されるものの、地方消費税などの税目については減収補填債の対象となっていないため、財政運営上の支障が生じる恐れがある。

■ R2年度県税等の見込

(単位:億円, %)

区 分	R2年度			
	当初予算 A	税収見込 B	増減額 B-A	増減率 B/A
県 税 等	3,605	3,384	▲ 221	93.9
うち地方消費税	1,298	1,219	▲ 79	93.9

※1 税収見込はR2年6月末の調定実績等を基に推計

※2 県税等は、県税、地方消費税清算金及び地方譲与税の合計から、税の市町等交付金を差し引いたもの

※3 うち地方消費税は、地方消費税と地方消費税清算金収入の合計から、地方消費税清算金支出を差し引いたもの

参考 1世帯あたり消費支出の対前年同月実質増減率の推移

R2.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
▲ 3.9 %	▲ 0.3 %	▲ 6.0 %	▲ 11.1 %	▲ 16.2 %	▲ 1.2 %	▲ 7.6 %

※ 総務省「家計調査報告」(R2.9.8)から

過去最大の落ち込み

課 題

- 現行の減収補填債については、景気の動向に税収が左右されやすい法人2税や特別法人事業譲与税などが対象税目とされている。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、過去に例を見ない著しいマイナスの影響を与えており、これまで景気に対して安定的とされていた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念される。
- 特に、地方消費税については、都道府県税の約3割を占める基幹税であり、その減収は地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれる。
- このため、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税などを減収補填債の対象に追加する必要がある。

2 地方創生の推進

～ウィズコロナ時代の新たな地方創生～

新型コロナで顕在化した課題

- 新型コロナ危機は、過度に進行した「密集・密接・密閉」を避けて、人と人の距離を保つ「分散」がもたらす価値に気付かせるなど、東京一極集中をはじめとする従前からの日本社会が抱えていた課題を改めて顕在化させた。
- また、人との接触機会の低減により、家族や社会とのつながりの重要性を再認識させられ、加えて、自然と共存する持続可能な地球環境への意識を高めることとなった。
- こうした新たな価値観を前提とした新しい社会においては、
 - ・ 開放的で快適な環境の創造、
 - ・ リモートワークなどの新しい働き方やデジタル技術を活用した教育を可能とする情報基盤ネットワーク、
 - ・ 豊かな自然環境に囲まれた生活や働き方、地域課題を解決するための地域への関わりなどが求められる。
- 一方で、日本が持続的に発展し続けるためには多様なイノベーションを生み出す知の集積や集合も必要であることから、分散か集中の二者択一的な選択ではなく、「適切な分散」と「適切な集中」をうまく組み合わせた「適散・適集社会」の創造が求められる。
- 本県では、このたび新たな総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」を策定し、「適散・適集社会」のフロントランナーとなるよう、関連施策を推し進めていく。

2 地方創生の推進

～ウィズコロナ時代の新たな地方創生～

適散・適集社会

ウィズコロナ時代の新たな地方創生

- 人と人の距離を保つ分散の大切さ ⇒ 「開放的で快適な環境の創造」
- テレワーク等の急速な浸透 ⇒ 「デジタル技術による空間的制約の緩和・新たな時間の創造」
- 《一方で》 多様なイノベーションを生み出す「**知の集積や集合**」も必要



日本が持続的に発展し続けるためには、「適切な分散」と「適切な集中」をうまく組み合わせた『**適散・適集社会**』の創造が求められる。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

概要

- AI, IoT, ロボティクス等のデジタル技術やビッグデータを活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)と呼ばれる潮流を, 省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上や競争力強化といった経済発展と, 人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足や地域活力の低下などの社会課題解決の双方を実現する好機と捉え, 持続可能な社会の実現につなげていく必要がある。
- また, 新型コロナウイルス感染症を契機に, テレワークや遠隔教育, 遠隔医療, インターネットを活用した新たなビジネスモデルの創出など, 様々な場面でデジタル技術の活用の有益性が改めて認識され, 「新しい生活様式」への対応や経済の早期回復に向けてデジタル技術を活用した変革の必要性が高まっている。
- 加えて, 東京一極集中の課題も顕在化しており, 今後はリスクの最少化を図るため, 行政機能や経済機能の地方への分散や, 地方への移住定住の機運が高まると考えられる。
- こうしたことを背景として, 本県は, デジタル技術やデータを活用することで県や市町, 県内企業がより質の高いサービスやモノを提供することができ, これにより県民がそれぞれに最適なライフスタイルを実現できる魅力ある広島県を目指し, デジタルトランスフォーメーションに取り組んでいる。
- さらに, デジタルトランスフォーメーションを産学金官民で一体となって推進していくため, 今秋, 「広島県デジタルトランスフォーメーション推進協議会(仮称)」の設立を予定している。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

概要

広島県のデジタルトランスフォーメーション推進方針

- 「仕事・暮らしのデジタル化」、「地域社会におけるデジタル化」、「行政のデジタル化」を3つの柱で推進するとともに、これらの基盤となる人材育成と官民データ連携の構築に向けて取り組む。
- 取組の実践を小さな単位で繰り返し、その成功や失敗の経験を活かしながら、目指す姿を実現していく。

仕事・暮らしの デジタル化

- 官民が連携して社会課題を解決
- 県内産業の生産性向上・競争力強化

地域社会における デジタル化

- 中山間地域をはじめとする地域課題の解決
- 都市の機能・サービスの効率化・高度化

行政の デジタル化

- インフラの整備・維持管理, 防災・減災などの行政サービス等のデジタル化を進め, 県民の利便性を向上
- 行政の内部業務の効率化

人材育成・集積

官民データ連携

DX推進を支える基盤

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

1 スマートシティ※¹・スーパーシティ※²の実現に関する支援

- スマートシティ・スーパーシティの実現に向けて取り組む地方自治体に対し、実証・実装事業の支援に加え、職員向けの研修やアドバイザーによるコンサルティングなど、計画策定や合意形成における支援を講じること。
- 「スマートシティ官民連携プラットフォーム」や「スーパーシティ・オープンラボ」において、支援策、先行事例等を整理し、適時の発信に努めるとともに、スマートシティ・スーパーシティの実現に取り組む地方自治体と、企業や大学・研究機関等のマッチング機能を強化すること

※1 都市の抱える諸課題に対して、デジタル技術を活用しつつ、マネジメントが行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区

※2 物流、支払い、行政、医療・介護、教育等の複数の領域(少なくとも5領域以上)にまたがり、様々なデータを分野横断的に収集・整理し提供する「データ連携基盤」を軸に、地域住民等に様々なサービスを提供し、住民福祉・利便向上を図る都市。

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省，国土交通省，厚生労働省】

広島県の取組

- 県内の複数の市町において、デジタル技術やデータを活用した住民サービスの質の向上に向けた取組が進められており、県もこれを支援。

課題

- 地域のニーズを踏まえた計画策定やステークホルダーとの調整などの合意形成が難航し、実証事業は行うものの実装に至らない。
- デジタル技術やデータに関する専門知識を有する人材だけでなく、規制・制度に関する専門知識を有する人材も不足しており、検討が進めづらい。
- 依然として各府省による支援策が縦割りであり、目指すべきスマートシティの姿の検討や支援策の活用がしづらい。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

2 自治体DXの推進に関する支援

- 国と地方が連携して実施する施策について、デジタル技術を活用し、自治体職員が効率的に作業ができ、住民が利用しやすい仕組みとすること。また、先行的な自治体の取組も参考とすること。
- 自治体DXの推進に当たっては、競争領域と協調領域を明確にし、自治体クラウドの導入や情報システムの共同利用などの協調領域については対応策を早期に示すとともに、必要な経費の支援を行うこと。また、競争領域については、積極的に取り組む自治体に対し、必要な支援を行うこと。
- 市町村の支援を行う都道府県に対し、財政的支援を講じること

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省，厚生労働省】

広島県の取組

- 行政手続のオンライン化に向けた取組を推進
- 総務省の補助金を活用して情報セキュリティクラウドを構築するなど、自治体クラウドの導入、情報システムの共同利用に向けた取組を推進。
- 自治体DXに取り組む市町村に対し、計画策定や事業化の支援を実施。

課題

- 自治体間で情報システムの更改時期や業務プロセスが異なり、調整事項が多岐にわたる。また、共同利用を段階的に行う場合、先行実施自治体に対する財政的支援がない。
- 令和3年度末に情報セキュリティクラウドの契約期間が5年を経過するため、早急に今後の方針を決定することが必要。
- 競争領域と協調領域の見極めが難しい、先行して取り組むことのリスクがあるなどの理由により、具体的な取組に着手しづらい。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

3 企業DXの推進に関する支援

- 企業等のDXに関する理解を醸成するため、企業等がDXを推進する際に参考とする優良事例やガイドライン等の提供・発信や講演会・講習会等を実施すること
- 中小企業等におけるデジタル技術の導入による生産性向上支援に加え、中小企業等におけるデジタル技術やデータ活用への理解を促進するため、デジタル技術の動向や優良事例等の共有・発信、講習会の実施などの支援を講じること
- 地域企業等に対してDXの理解醸成や取組支援を行う地方自治体に対し、人的・財政的支援を講じること

【提案先省庁：内閣府，経済産業省】

広島県の取組

- 企業等がデジタル技術やデータを活用して新たな付加価値を創出できる環境を整備。
 - ・ 講演会の開催やIoT活用の支援，eラーニングカリキュラムの開発
 - ・ 新たなビジネスモデルの構築を支援
 - ・ ものづくりのデジタル化を担う人材の育成
 - ・ デジタル技術やデータ活用のノウハウを持つ企業・人材の集積

課題

- 実証事業を行うなどデジタル投資を行うもののビジネス変革には至っていない。
- デジタル技術の導入による生産性向上に取り組めていない中小企業等も存在。デジタル技術やデータ利活用に対する理解を促進する支援が不十分。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

4 「新たな日常」やSociety5.0時代に必要な情報通信基盤の確保に関する支援

- 「新たな日常」やSociety5.0時代に必要なブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすることを含め、情報通信インフラの確保に必要な制度整備等を行うこと
- 通信事業者による情報通信インフラの整備・維持管理・更新が見込めない地域における整備費用や維持管理・更新費用に対する財政的支援の拡充、通信事業者への譲渡に関するルール整備など情報通信インフラの確保に必要な支援を講じること
- 通信事業者に対し、5Gサービスの早期提供及びサービス提供開始予定時期の公表を促すこと

【提案先省庁：内閣府，総務省】

広島県の取組

- 「新たな日常」やSociety5.0時代に必要な光ファイバの未整備地域や公設情報通信インフラの維持管理・更新が負担となっている地域に対し、整備費用の一部を支援。
- 5Gは、地域課題解決に必要な情報通信インフラとして、都市部だけでなく、中山間地域や離島などにおいても早期整備が期待。

課題

- 光ファイバが整備済みであっても、テレワーク・遠隔教育等を安定的に利用できない地域が存在。
- 公設インフラの維持管理・更新費用が自治体の財政を圧迫※。維持管理・更新費用が高額であるため、民間事業者への譲渡も困難。
※ 通信基盤だけでなく、地上デジタル放送を視聴するためのケーブルテレビや共聴施設の維持管理・更新費用も自治体・地域の負担となっている。
- 通信事業者の提供する5Gサービスの提供開始予定が公表されておらず、地域におけるDXの計画策定が行いづらい。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

5 官民が良質なデータを活用できる環境の整備に関する支援

- データ保有者であり、データを活用する者となりうる住民や民間企業、地方自治体が、安心して安全にデータを活用し、住民のニーズに合ったサービスの提供や新ビジネスの創出ができるよう、データを活用する際の安全性の確保やデータ管理に関するルールを示すこと
- データ流通・活用ルール等の検討にあたっては、検討状況を可能な限り公表するとともに、地方における取組も参考とすること
- 地方自治体職員向けに、オープンデータ推進に必要な知見・技術を習得する研修に加え、オープンデータの意義・効果を理解する研修を実施するとともに、推奨データセットを拡充し、活用を推進すること

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省】

広島県の取組

- 異分野間のデータ連携による新ビジネス・サービス創出を目指し、ひろしまサンドボックスデータカタログサイト及びデータ連携基盤を公開。
- デジタル技術を活用したインフラマネジメントを支える情報連携基盤の構築を検討。
- AIを活用した子供の予防的支援の仕組み構築のため、モデル市町で実証実験を実施。
- 県及び市町におけるオープンデータを推進。

課題

- 掲載データの拡充，データを活用した新ビジネス・サービス創出に向けた実践への参加拡大。
- 連携する情報，安全性の確保，データ管理に関するルール，運用体制等の整理。
- データへのリモートアクセスや活用制限等があり，情報が活用しづらい。
- 職員の理解が進まないため，オープンデータに向けた取組にリソースを割くことができない。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

6 地域におけるDX人材の育成・確保に関する支援

- デジタル技術やデータ活用による課題解決やビジネス創出に精通した専門人材の派遣，専門人材を確保する際の経費に対する財政的支援など，地域におけるDX人材の確保に関する支援を拡充すること
- DX人材の育成・確保に取り組む地方自治体や企業に対する支援を拡充すること
 - ・ デジタル技術の動向やデータ活用に関する事例等の共有・発信の強化
 - ・ DX人材育成のためのプログラムや教材の開発・提供
 - ・ 地域における講習会等への講師派遣や開催経費等に対する財政的支援の拡充

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省】

広島県の取組

- 令和3年度より，情報職を採用予定。
- 「ひろしまサンドボックス」における実証等の活動を通じたデジタル人材の育成・集積。
- 「広島大学デジタルものづくり教育研究センター」や「ひろしま自動車産学官連携推進会議」など，産学金官が一体となって，県内産業のデジタル化を担う人材を育成。

課題

- デジタル技術を安全かつ円滑に導入・活用できる人材や，新たな製品・サービスの創出や異分野連携の核となる人材，規制・制度に関する専門知識を有する人材等が不足。
- 県民全体のデジタル技術やデータ活用の理解の底上げを図るとともに，地域においてDXを担う人材を育成することが必要。

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

広島県の「人づくり」

- 日本が将来にわたり、更なる活力と競争力を創出していくためには、一人ひとりが持っている能力を最大限に開花させるとともに、未来を担う子供たちが次なる時代を切り拓く資質・能力を身につける環境を創り出していかなければならない。
- 特に、乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成や、小学校以降の教育の基盤を培う大変重要なものであるため、「安心して預けられる受け皿の確保」「乳幼児期の教育・保育の質の向上」を図る必要がある。
- 更に、人的投資の中でも、就学前教育や初等教育などライフサイクルの早い時期における教育投資ほど効果が大きいという研究がある。
- こうした中、本県では、乳幼児期から大学・社会人までを見据え、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」を育成すべき人材として掲げ、一貫した取組を推進している。
- また、全ての子供たちが家庭の経済的事情にかかわらず、その能力と可能性を最大限高めることができるよう、学びのセーフティネットの構築や、確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくりを地域社会で支える仕組みの整備などの推進により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが必要である。
- こうした認識に立ち、国においては、地方と連携して、人づくりに係る施策を力強く推し進めていただきたい。

2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

広島県の施策体系

乳幼児期から社会人まで一貫した人材育成

妊娠期

乳幼児教育期

初等中等教育期

高等教育
・社会人

●ひろしま版ネウボラ

妊娠・出産から子育て期まで、一貫した見守り体制の構築

●「遊び 学び 育つ ひろしまっ子！」推進プラン

乳幼児期の教育・保育の充実に向けた取組を総合的に推進

●乳幼児教育支援センター

推進プランに基づいた家庭教育や教育・保育施設への支援を展開する拠点を設置(H30. 4新設)

●「学びの変革」の推進

これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した教育を推進

●高度で多様な産業人材育成

・県立大学にMBA設置
・イノベーションリーダー養成塾
・プロフェッショナル人材

●確かな学力等を育む

自ら学ぶ意欲や力を育む教育の実施、家庭の教育環境の改善、学力に課題のある児童生徒へのきめ細かい指導など(学びのセーフティネット)

●確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくり

安心して確かな学力等を身に付けられる成育環境の整備

貧困の世代間連鎖防止対策

高い

人への投資
に係る収益率

低年齢期での
投資効果が大きい

人への投資の効果

年 齢

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

国への提案事項

1 妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制の構築

(1) ひろしま版ネウボラ構築の推進

- 全ての子育て家庭との面談や、医療機関、幼稚園・保育所等関係機関との連携などにより、課題やリスクを確実に把握し、早期に適切な支援に結び付ける仕組みを構築するために更なる財政措置の拡充を図ること。

(2) 子供の予防的支援の推進

- 市町における子供の育ちに関する様々な情報を活用し、虐待や不登校などのAIを活用したリスク予測を行うことにより、支援を要する子供の早期発見や早期支援につながる仕組みの構築が行われるよう財政措置の拡充を図ること。
- マイナンバー利用事務系のデータの積極的な活用に向けて、セキュリティポリシーに関するガイドラインの見直しを含めた検討を行うこと。

国への提案事項

2 幼児教育・初等中等教育に係る質的向上と量的拡大

(1) 保育士・幼稚園教員の確保

- 働く女性の増加による保育ニーズの増加に対応するため、保育士及び幼稚園教員を安定的に確保できるよう、平均給与が全産業平均レベルになるよう更なる処遇改善を実施すること。
- 幼児教育の質を向上させるため、国の責任で、私学助成の対象となる幼稚園に対しても、保育所等における処遇改善と整合を図るスキームを構築すること。

(2) 自然保育に対する国制度の創設及び財政支援

- 子供が自然を活用して主体的・創造的・直接的に体験活動を行う施設について、新たに認可(又は登録)制度を創設し、施設を利用するすべての3歳以上の利用者に対して、幼児教育・保育の無償化と同等の財政措置を講じること。

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

国への提案事項

(3) 児童・生徒と向き合う時間の確保

- 児童生徒が必要な学力を身に付けるためには、充実した指導を行える時間を確保することが必要であることから、教職員定数の拡充や教職員をサポートする職員の配置等の充実を図ること。

3 学びのセーフティネットの構築

- 家庭の経済状況や児童生徒の学力、個々の発達特性や興味・関心等に応じた適切な支援を切れ目なく行うため、次のような取組に対する支援を拡充すること。
 - ・ 小学校低学年からの学習のつまずきの解消を図る取組や、「個別最適な学び」の推進に向けた学校における学習環境の整備
 - ・ 経済的に困難な状況にある家庭への就学援助等の更なる充実による教育費負担の軽減
 - ・ 学校を核として地域の力を最大限に活用できる仕組みづくりを一層推進するなど、地域における子供たちの教育環境等の整備

【提案先省庁：内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

現状／広島県の取組

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

- 子育て家庭の安心感を醸成するため、市町のネウボラ拠点による定期的で完全な全数把握と、専門職を核とした関係機関等との連携により、全ての子育て家庭の状況を漏れなく・切れ目なく把握し、それぞれの状態に応じた適切な支援サービスにつなげ、子育て家庭の不安が解消するまで見守り・支援する仕組みである「ひろしま版ネウボラ」の構築を推進している。
- 現在、県内6市町において、「ひろしま版ネウボラ」に基づいた取り組みを実施しており、R3年度からは、さらに5市町追加し、計11市町において実施予定。将来的に全23市町への展開を目指している。

【子供の予防的支援の推進】

- ネウボラを含めた子供の育ちに関係する様々な情報をもとにAIを活用してリスクを予測し、予測結果を参考にして支援の必要性の判断を行うことで、最適な予防的支援を継続的に届ける仕組みを構築するため、モデル市町で実証試験を行っている。

課題

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

- 「ひろしま版ネウボラ」の取り組みを県内全市町へ展開するための体制確保を行うに当たっては、既存の交付金等の制度では不十分である。

【子供の予防的支援の推進】

- 市町の保有している情報を部局横断的に活用し、虐待や不登校など様々なリスクのある子供及び家庭の早期発見、早期支援を行うためには、家庭訪問などを行う専門人材の確保、AIの開発、複数の既存システムの連携などの財源が必要となる。
- マイナンバー利用事務系のデータに対するタブレット端末等からのリモートアクセスについては、セキュリティポリシー上制約があり、十分な情報の利活用が進まない。

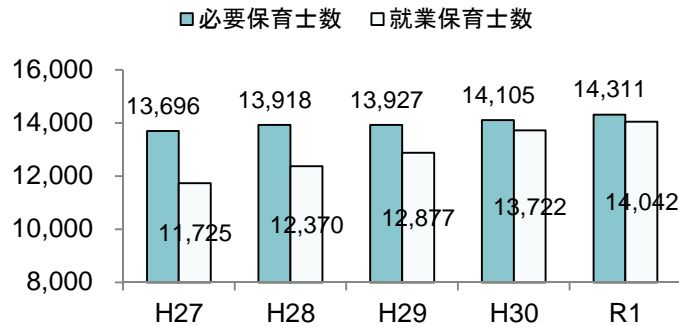
2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

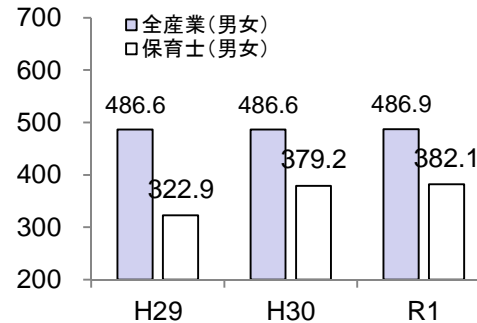
保育士の確保

- 働く女性の増加により保育ニーズが急増し、深刻な保育士不足が生じている。(有効求人倍率は令和2年5月時点で全国第3位)
- 保育士の給与は改善されているが、依然として全産業平均よりも低額となっている。

<保育士の不足状況(広島県・推計)>



<平均年収の状況(広島県)>



課題

- 働く女性の増加により、1・2歳児を中心に保育施設への入所の増加が見込まれ、保育士がさらに必要となる。
- 給与が低額なことにより、保育士への就業が進んでいない。
- 県単独で様々な施策に取り組んでいるが必要保育士数を確保するのは難しい。

自然保育(森のようちえん)



自然保育は、子どもの好奇心や想像力、自己肯定感、主体性、レジリエンス(精神的回復力)等を育む幼児教育として評価を高めている。



広島県においても、平成29年度に「ひろしま自然保育認証制度」を創設
認証団体: 37団体(R2.10.1現在)

課題

- 多くの「森のようちえん」は幼児教育・保育の無償化の対象外となっており、今のままでは、
 - ・ 利用者の減少による、経営存続危機
 - ・ 地方の大自然を活用し、子供達の豊かな人間性の育成、心身の調和のとれた発達の基礎を培う取組の大幅な減少等が懸念される。

森のようちえんとは…

森、里山など野外フィールドでの自然体験活動を基軸とした子育て・保育、乳児・幼少期教育の総称

2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

幼稚園教員の処遇改善

- 平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、新制度に移行した幼稚園等は、施設型給付(国・県・市町の義務的経費)として全国一律のスキームで実施され、全額公費で措置されている。
- 一方、新制度に移行していない幼稚園(約5割)の教員に係る処遇改善は、国が平成29年度から補助事業を開始したが、補助要件等は各都道府県で自由に設計するものとなっており、スキーム(補助率, 上限, 事業者負担)がバラバラになっている。
- 本県においては、平成30年度から、国の支援制度を活用して、事業者負担のない2%の補助(月5千円相当)を開始し、令和元年度からは3%に引き上げ(月7千円相当)て実施する等、幼稚園教員の処遇改善に取り組んでいる。

<施設型給付との比較>

区分	施設型給付	私学助成の幼稚園
制度	法定の給付	補助
財政措置等	全額公費負担 (国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4)	国は都道府県補助額の1/2以内を補助
補助要件等	①処遇改善加算Ⅰ 全教職員に6%を一律に支給(月額18千円程度) ②処遇改善加算Ⅱ 技能, 経験等に応じた追加加算(最大月額約40千円)	次の①②以外は, 都道府県で自由に制度設計 ※対象は専任教員のみ ①各都道府県が定める「ベースアップの基準」を超える給与改善の実施 ②給与改善が一時的なものではなく後年度にわたり効果が及ぶこと

課題

- 私学助成の処遇改善事業について、助成要件のバラつきが、幼児教育の質のバラつきを生じさせるおそれがある。
- 補助事業は、全額、教員の給与の引き上げに充てられるものであるが、国の私学助成予算の範囲内で実施されるため、財源が不足する可能性がある。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ① Well-to-Wheel評価による取組の加速

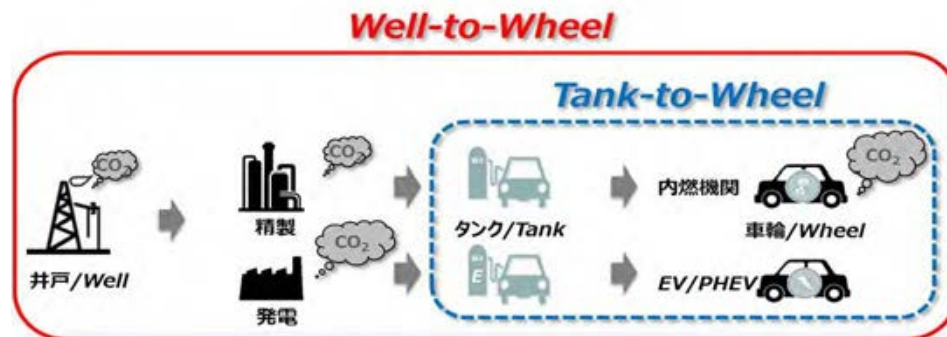
国への提案事項

1 内燃機関の重要性について

- Well-to-Wheel評価での地球温暖化対策の全体最適化や国内産業育成を図る観点から、中長期的に大半を占めると予想される内燃機関の一層の高度化について、引き続き支援すること。
- 特に、地球温暖化対策やエネルギーセキュリティの観点から、運輸部門におけるエネルギー源の多様化、低炭素化の有力手段の一つである、藻類由来のバイオディーゼル燃料等について、「カーボンリサイクル技術ロードマップ」に定めるとおり、早期の普及実現に向けた技術開発等を継続的に支援すること。

2 車体課税の見直しについて

- 車体課税については、地方における安定的な財源の確保を前提として、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえ、Well-to-Wheel評価を基準とした自動車ユーザーが納得できる公平・公正な税制となるよう、必要な対策を講ずること。
- また、コロナ禍による需要の減退に配慮し、必要な措置を講ずること。



【提案先省庁：経済産業省，国土交通省】

現状と課題

- 「電気自動車がCO2を全く排出しない究極のエコ車」「電動化＝エコ」や「CO2を排出する内燃機関車は近く消滅する」などの認識もあるが、CO2排出については、Well-to-Wheelサイクルで客観的かつ公正に評価する必要がある。
- Well-to-WheelでのCO2排出量における電気自動車の優位性は各国の電源構成によって大きく異なり、国ごとに最適な対応を行う必要がある。
- また、電気自動車の本格的な普及には、「電池性能の向上」「充電インフラの普及」「充電時間の短縮」「低価格化」など多くのハードルがある。
- このことから、国際エネルギー機関(IEA)は2030年時点での電気自動車のシェアを8%、内燃機関の利用シェアを約9割と予測しており、地球温暖化対策の全体最適化を図る観点からは、内燃機関を高度化するとともに燃料のエコ化を進める必要がある。
- なお、車体課税においても、ユーザーにとって車両の環境性能の評価は客観的・公正に行われる必要があり、そのためには、Well-to-Wheelと実用燃費重視の観点が必要である。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

① Well-to-Wheel評価による取組の加速

国の取組状況等

【国のエネルギー施策】

● 第5次エネルギー基本計画

(前略)当面堅調な需要が見込まれる軽油については、バイオディーゼル燃料の研究開発動向や世界的な導入動向等を踏まえつつ、今後のバイオディーゼル燃料の導入のあり方を検討していく。

● カーボンリサイクル技術ロードマップの策定

資源エネルギー庁は、研究開発分野を特定し、開発のスケジュール感、克服すべき課題を明らかにした「カーボンリサイクル技術ロードマップ」を策定。(微細藻類バイオ燃料については、2030年をターゲットとした液体燃料の製造技術の一つとして記載)

【新燃費基準の策定】

経済産業省・国土交通省の合同会議において取りまとめられた「乗用車燃費基準等」において、Well-to-Wheel評価及びWTLCモードでの燃費値算定を明記。

【令和2年度与党税制改正大綱(検討事項)】

自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ② DMOによる観光地経営の推進

国への提案事項

新型コロナウイルス感染症による環境変化に対応し、旅行需要を早期に回復させるため、観光地経営を担うDMOの果たすべき役割は極めて重要であり、その役割に相応する財政的基盤の強化は急務である。このため、

1 国際観光旅客税について、観光地経営を実際に行っているDMOを含む地方の観光振興施策に、自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

2 広域連携DMOが、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、法的枠組みを整備すること

- 具体的には、複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられている、TID制度を参考に、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、次の点を踏まえて制度改正を行うこと
 - ・ 地域来訪者等利便増進活動計画(以下「活動計画」)の認定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務について、活動エリアが自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて都道府県又は地方公共団体の組合が行えるよう制度を拡充
 - ・ 5年を超える長期的な施策展開にも制度を活用できるよう、更新手続きを規定

【提案先省庁：内閣府，観光庁】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② DMOによる観光地経営の推進

現 状

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進

※1：日本版DMO：162法人，日本版DMO候補法人：119法人が登録を受けている。(2020年3月31日現在)

- (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進した結果、2019年のエリア内の外国人延べ宿泊者数は、過去最高を更新したが、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により激減している。

◆広域連携DMOが事業に取り組むエリアの外国人延べ宿泊者数の推移

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延べ宿泊者数(人)			対前年同期比 (1月～7月)	
		2015年	2019年	2020年 1月～7月(速報値)		
(一社)せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	2,603,250	4,401,650	2,596,760	973,210	37.5%
(一社)山陰インバウンド機構	鳥取・島根	146,380	288,690	176,910	37,620	21.3%
【参考】全国数値	47都道府県	65,614,600	115,656,350	69,400,570	16,196,020	23.3%

(出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」)

- 「国際観光旅客税」の徴収が開始(2019年1月)され、2020年度は約511億円の予算が充当されている(2021年度の概算要求額は290億円)。DMOへの支援やDMOを核とする施策は、「観光地域づくり法人の改革」として、DMOの人材育成等に対する支援及び各地方運輸局がDMOと連携しながら実施する滞在型コンテンツの造成の取組に充当(2020年度予算7.4億円)されている。
- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえ、DMOの登録制度の見直しに着手し、ガイドラインを公表したが(※2)、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

※2：ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続きが煩雑になり、現実的ではない。

また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② DMOによる観光地経営の推進

関係法令の施行

- 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収^(※4)を開始

※4: 日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)。2021年度概算要求額は290億円(2020年度予算額は約511億円)。

- ◆ **国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)**

次の3つの分野に国際観光旅客税の徴収を充当。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

- ◆ **地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)**

- ① 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ② 受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③ エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注) 海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度^(※5)の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※5: 先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID: Business Improvement District

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID: Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② DMOによる観光地経営の推進

課題

● DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

- ①広域連携DMO，地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。
- ②事業費は，構成する自治体からの負担金や国費に依存しており，安定した財源の確保が必要。
特に，せとうちDMOの事業費のうち，大きな割合を占めている国の補助（「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」）について，2021年度の概算要求では，2020年度とほぼ同額であるものの，2019年度と比べ大幅に減額（※6）されている。（※6：[2019年度]1,391百万円→[2020年度]761百万円→[2021年度（概算要求額）]760百万円）
- ③構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが，構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

● 国際観光旅客税の使途についての課題

- ①国際観光旅客税の大半は，2020年度においても前年度と同様に国主導の取組（出入国・通関等の環境整備，JNTOによる情報発信，国立公園の環境整備等）に充当されており，観光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部に留まる。
- ②その内容も，人材育成支援といった側面支援的なものや，地方運輸局が実施主体でありDMOの自由度が低いものとなっており，観光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるのとなっていない。

● DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

- ①市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合，活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について，活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど，制度を運用するための手続きが煩雑になり，実務上活用が困難である。
- ②計画期間が5年を超えないものに限るため，5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ③ 暖冬により観光産業が被っている影響への支援

国への提案事項

暖冬により観光産業が被っている影響に対して、支援策を講ずること

1 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

- 一昨年に続く昨冬の暖冬や新型コロナウイルス感染症により、県内のスキー場及び観光関連事業者が大きな影響を受けている中、経営環境のさらなる圧迫を防ぐため、令和3年3月31日に終了予定の、索道事業を営むスキー場がゲレンデ整備に使用する圧雪車、降雪機に使用する軽油の引取に係る「課税免除の特例措置」を延長すること

【軽油引取税の課税免除の特例措置】

軽油の引取り(購入)に対して、1リットルにつき32.1円の軽油引取税が課税されるが、法令に規定された「特定の用途(免税の用途)」に使用する場合は、免除される。

2 スキー場等による地域の自主的な取組への支援策の構築

- 中長期的には、暖冬等の気象要因に関わらず、また、年間を通じた観光誘客につなげるため、スキー場等による地域の自主的な取組への支援策を構築するとともに、その採択等に当たっては、降雪状況を踏まえ、雪不足地域の優先採択、補助率の嵩上げなど、雪不足地域に配慮すること

【提案先省庁：総務省，国土交通省，観光庁】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

③暖冬により観光産業が被っている影響への支援

現状／広島県の実況

- 一昨年に続き、昨冬の雪不足さらには新型コロナウイルス感染症により、県内のスキー場は大きな影響を受けているほか、今後のスキー場離れも予想される。
- スキー場を始め、観光産業の経営主体の多くは、中小企業であり、被っている影響は大きく、ひいては地域経済への影響も大きい。
【影響例】令和2年7月、「ひろしま県民の森」の指定管理者が自己破産を申請した。昨冬のスキー場営業は8日間に留り、主要な収入源であるスキー場収入が落ちこんでいた。
- 国において、国際競争力の高いスノーリゾートを育成するための補助事業をR2年度において実施しているが、本県のような雪不足に悩む小規模なスキー場の支援を目的とするものではない。
【本県における対応状況】
売上高の減少により経営の安定に支障が生じる中小企業者等に対し、県費預託融資制度による緊急金融支援の実施(R2年9月末日までの利用実績 12件)

課題

- 索道事業を営むスキー場において、ゲレンデ整備に使用する圧雪車、降雪機に使用する軽油に係る軽油引取税が免税となっているが、特例措置が廃止された場合、その影響は非常に大きく、その延長が必要である。
- より長期的な視点では、グリーンシーズンに楽しめるコンテンツの開発や環境整備などにより、年間を通じて、また暖冬など気象要因に関わらず、誘客につなげるため、スキー場等による地域の自主的な取組への支援が必要である。

＜広島県内豪雪地域ごとの降雪の合計＞（単位:cm）

年度	H27	H28	H29	H30	R元
八幡	475	493	675	280	113
高野	450	589	609	200	58

＜広島県内のスキー場数・営業日数総計の推移＞

年度	H27	H28	H29	H30	R元
スキー場数	14	14	13	12	11
営業日数計	847	899	878	540	420

※R元は、暖冬によりオープンできたのは8スキー場のみ。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ④ 農業の競争力強化

国への提案事項

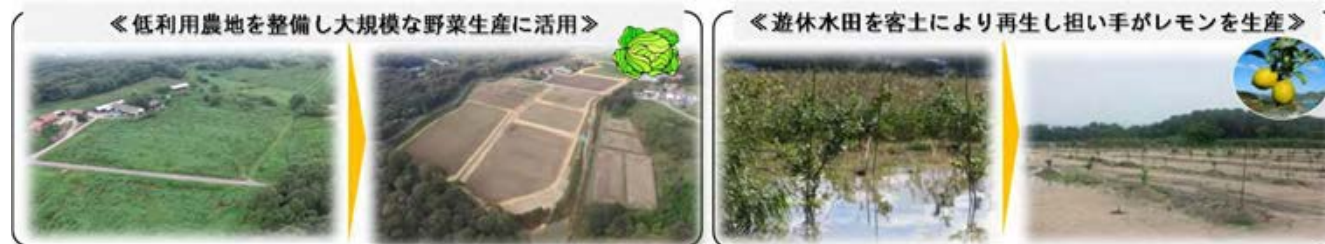
意欲のある担い手による規模拡大や新たな担い手の農業参入が進み、若い世代にとって魅力のある農業の実現に向けた施策を講じること。

1 経営基盤強化に向けた農業農村整備関係予算の確保

- 経営力のある担い手を育成するため、園芸作物の生産拡大や機械導入による柑橘栽培、さらにはスマート農業技術の活用が可能となる、まとまりのある優良農地の集積が促進されるよう、農業農村整備関係予算(公共・非公共)を確保すること。
- また、担い手の経営発展の礎となる農業農村整備事業が計画的かつ切れ目なく進められるよう予算の確保に努めること。

2 農地中間管理事業に係る農業生産性向上の評価

- 本事業は、農地の集積・集約化のみではなく、水田の畑地化等による高収益品目への転換に大きく貢献しているため、事業評価に当たっては、農業生産性の向上を加味した新たな評価指標を設定し、事業効果を適正に評価することにより、必要な予算を継続的に確保すること。



【提案先省庁：財務省，農林水産省】

現状/広島県の取組

- 重点品目の生産拡大により収益性の高い経営体を育成し、経営力の高い担い手が生産の大部分を占める力強い生産構造への転換を目指している。

【取組の例】

- キャベツは、安定した広島市等の消費地を抱え、また、標高差を生かしたリレー出荷が可能である強みを生かし、県内消費の過半を生産目標として大規模農業団地の整備と水田の畑地化に取り組んでいる。



- レモンは日本一の生産量で、皮まで食べられる安心感と、菓子類や飲料など幅広い需要のため、食品メーカーの引き合いも多く、機械導入などにより効率的な生産が可能となる樹園地の整備を進め、生産拡大を図っている。



2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

④ 農業の競争力強化

課題

- 大規模農業団地の整備や水田の畑地化を推進することにより販売額の拡大が図られた。

	農業産出額	左記のうち野菜・果樹
H25	1,125億円	342億円
H30	1,187億円	399億円
増減	+62億円	+57億円

- その一方で、販売額目標の達成に向けては、
 - ・排水対策が不十分であるため単収が低位にある
 - ・作業効率が悪い農地が多く規模拡大しにくい
 などの課題があることから、生産性及び収益性の向上のための基盤整備が必要である。



◀水田の排水対策による生産性の向上（暗渠排水，明渠）▶



◀樹園地内の園内道を密に配置することによる生産性の向上▶

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

④ 農業の競争力強化

広島県の実績

- 国全体の農地集積目標「担い手に全農地の8割」を達成するため、本県における担い手が利用する農用地の面積目標を、次のとおり設定している。

	令和5年度
耕地面積(①)	56,900ha
うち担い手が利用する面積(②)	26,174ha
担い手への集積率(②/①)	46%

- 中山間地域が約7割を占める本県においては、農地の面的な集積が困難であり、傾斜地では経営の効率化につながらないため、土地生産性の高い園芸品目の導入による経営力の高い担い手の育成を進めている。

- 担い手が農地の借受を希望する地域において、農地所有者の意向確認や貸付可能農地のマッピングを行い、地域で話し合いを進め、優良農地を確保する取組を進めている。

- 農業を産業として自立できる力強い生産構造へ転換していくため、担い手による生産額の割合が8割以上となる生産構造の構築を目指す。

課題

- 担い手への農地集積は進んでいるものの、目標との乖離が大きい。

H25 H30 R2(計画)
 (目標) 11,200ha > 18,600ha > 22,000ha
 (実績) 10,586ha > 13,097ha
 (H30目標との乖離▲5,503ha)

- 一方で、農地中間管理機構から担い手に転貸された農地において、収益性の高い園芸品目の生産拡大が進んでいる。

機構による貸付面積	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
目標 (ha)	600	1,200	1,400	1,400	1,400	1,400	7,400
実績 (ha)	380	1,187	978	940	735	405	4,625
うち園芸品目 (ha)	1	30	39	53	75	52	250
割合	0.1%	2.5%	4.0%	5.7%	10.2%	12.7%	5.4%

- 担い手への農地集積の成果を適正に評価するためには、園芸品目の生産による生産性の向上を指標として設定する必要がある。

10a当たりの生産性の比較(H30農業経営統計調査)
 水田30千円に対し、 野菜 183千円 (6.1倍)
 果樹 193千円 (6.4倍)
 花き 271千円 (9.1倍)

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

④ 農業の競争力強化

農地の生産性向上の評価の考え方

○ 令和元年度の農地中間管理事業の実績

目標 1,400ha

実績 405.5ha(内野菜45.4ha, 果樹6.2ha)

達成率 29%

○ 農業生産性の向上を加味した実績評価

水田に対し, 野菜6.1倍, 果樹6.4, 花き9.1倍の生産性

実績 野菜45.4ha ⇒ 水田276.9haに相当

果樹6.2ha ⇒ 水田39.7haに相当

合計 670.5ha ⇒ 達成率が47.9%に向上

○ 園芸品目の借受希望(R2年3月末現在)

野菜161.2ha ⇒ 水田983.3haに相当

果樹 23.8ha ⇒ 水田152.3haに相当

花き 3.5ha ⇒ 水田31.9haに相当

計 188.5ha ⇒ 水田1,168haに相当

集積目標1,400haに対し,

13% ⇒ 83%に向上



《高齢化が進む中山間地域の水田地帯》



《収益性の高い園芸品目で担い手を確保》

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ⑤ 肉用牛肥育経営安定交付金制度の見直し

国への提案事項

肉用牛肥育経営安定交付金制度の見直し

- 肉用牛肥育経営の持続的な経営の確立のため、経営の基礎となる肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)のセーフティネット機能が万全に発揮できる制度見直しを講じること。
- 標準的販売価格の急激な低下などにより、負担金が大幅に変動したり、生産者積立金が枯渇しないよう、負担金の算定方法や生産者積立金の運用方法などの改善を図ること。
- また、制度見直しの際は、標準的販売価格のブロック別算定の算定方法を明示するなど、明瞭性と公平性を確保した上で行うこと。

ブロック別算定：枝肉価格及び枝肉重量を県別から全国10ブロックに分けて算定
(10ブロック：北海道，東北，関東，北陸，東海，近畿，中国，四国，九州，沖縄)

【提案先省庁：農林水産省】

2 地方創生の推進

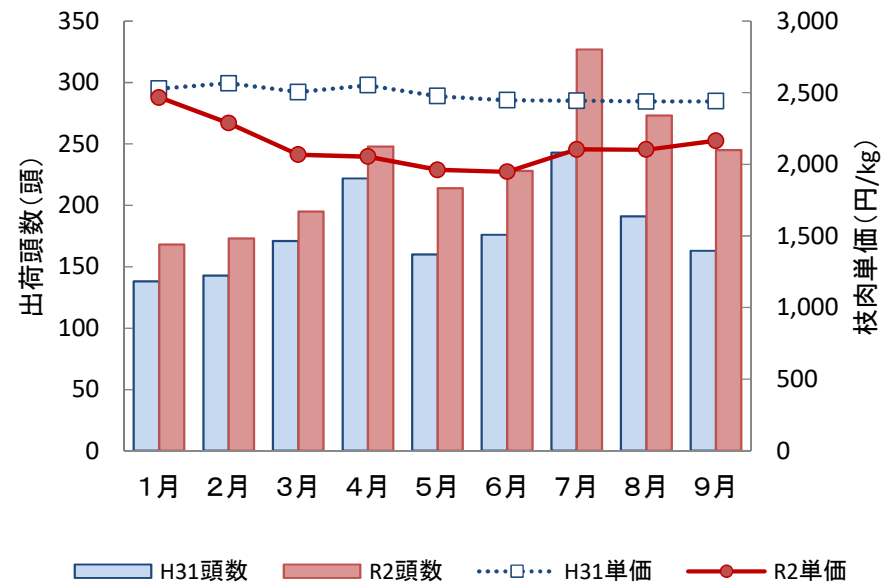
(3) 地方の産業競争力の強化

⑤ 肉用牛肥育経営安定交付金制度の見直し

課題

- 枝肉価格の急激な下落により、短期間に制度の運用改正を重ねたため、交付金単価や負担金猶予期間などの見通しが立たず、肥育経営の不安が増している。

和牛の出荷頭数及び単価



出荷頭数、枝肉単価は、広島市中央卸売市場食肉市場。

単価は、去勢A4等級の平均。

現状／広島県の実情

- 本県では、標準的販売価格が急激に低下したため、4月から交付金単価が大幅に上昇し、令和2年度の負担金が、昨年度の1万2千円/頭から6万円/頭(肉専用種)と高額となった。
- また、5月に生産者積立金が不足し、交付金は国庫分のみとなっている。
- 本県では、和牛肉が家庭などで消費され、滞留せず、安定出荷されるよう、国庫を活用した学校給食の取組や、インターネット販売の推進などに取組んでいる。

県内和牛飼養頭数と牛マルキン登録生産者の飼養頭数(R2)

県内和牛飼養頭数	牛マルキンに係る飼養頭数	割合
6,234頭	5,561頭	89.2%

飼養頭数は、令和2年2月1日現在の牛トレサデータより。

令和2年の交付金の交付状況(広島県の肉専用種) 単位:円/頭

1月	2月	3月	4月	5月※	6月※	7月※	8月※
50,629	44,248	176,936	251,123	171,283	173,079	119,145	121,741

※5月以降は、生産者積立金が枯渇し、交付金は国庫分のみ。

※7月、8月の交付金額は、概算額。

3 東京一極集中の是正

東京一極集中の是正

1 危機管理上のリスク

- 新型コロナウイルス感染症拡大に際し、東京一極集中の脆さが浮き彫りになっており、危機管理の面からもリスク分散が改めて認識された。
- また、公表されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震などのM7クラス以上の地震の発生確率は30年以内に70～80%になっている。

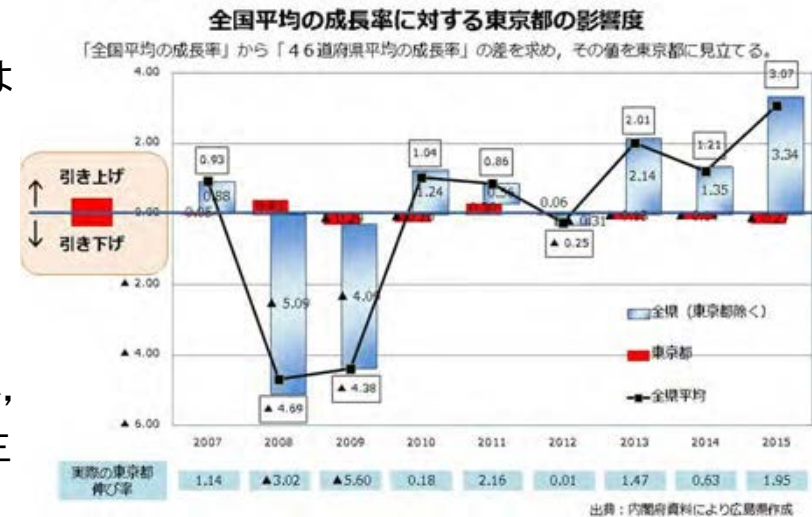
2 成長の阻害

- 国際競争力を維持するためには、東京に機能を集中させることが必要という意見もあるが、現実には日本の成長率に対する東京の影響度はマイナスとなっている。
- 人口減少や少子高齢化が進展する中、日本が将来にわたって国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現していくためには、多様な人材が活躍し、各地でイノベーションが起こり、付加価値と雇用を生み出していく国土を創出していく必要がある。

■ 想定される主な大規模地震の概要



■ 東京都と46道府県の成長率（短期）



3 東京一極集中の是正

東京一極集中の是正

【現状/課題①】 危機管理上のリスク

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、政治・経済・文化・観光・スポーツなど中核施設の過度な集積による経済活動の一極集中は、他の地域を含めた国全体の経済活動にも大きな影響を及ぼすことにつながる。
- ・ 首都圏で大規模災害が発生した場合、建物被害や人的被害といった一次被害に加え、避難所等に多くの人々が集中することによる感染症クラスターなどの複合的被害が拡大する恐れがある。

【現状/課題②】 成長力の限界

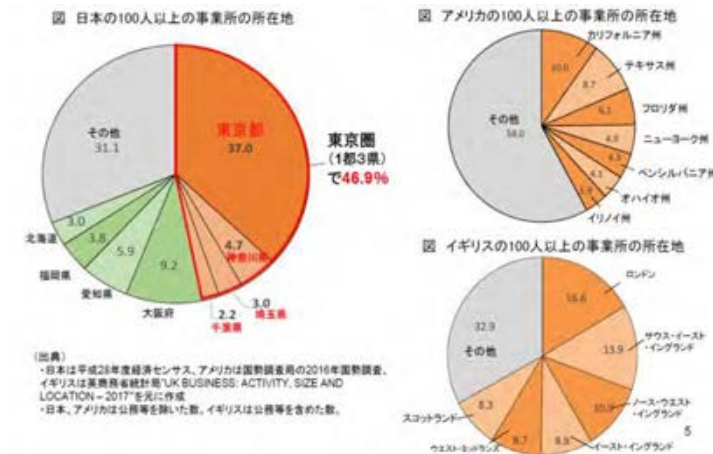
- ・ 東京都市圏のGDPは『世界1位』(2014)だが、1人当たりGDPでは119位であり、モスクワ(99位)よりも低い。
- ・ また、国内におけるGDPの成長率においても、引き下げる要因となっている。

【現状/課題③】 外部不経済の拡大

- ・ 過度な集中により、一日当たりの通勤時間の増大や狭小な持ち家延べ床面積、保育所待機児童数の増加など、外部不経済を発生させている。

■ 世界から見た東京一極集中

世界と比較しても、企業拠点の東京圏への集中は突出している。



■ 東京都市圏の1人当たりGDP



3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転の促進

国への提案事項

地方への企業等の移転の加速化に向け、企業の意見を踏まえた総合的・抜本的な方策を検討すること

1 移転促進に向けた企業への調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態の調査を行い、定量的な分析結果に基づき課題を明確にしたうえで、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

【提案先省庁:内閣府, 経済産業省, 厚生労働省】

3 東京一極集中の是正 (1) 企業等の地方移転の促進

現 状

- 人・モノの東京への過度の集中
 - ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在。
 - ・ 東京圏(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川)への本社移転は2011年以降8年連続転入超過。
- 企業ニーズと施策のアンマッチ
 - ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが, 雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
 - ・ 地方移転の実現を試みる企業が, 本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で, 現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり, 国が自ら率先し, 企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により, 東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握, 施策の明確化や効果検証等を行いながら, 成果を挙げていく必要がある。
- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ, より多くの企業が地方への移転を行うため, 現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

国の取組状況等

【経済財政運営と改革の基本方針2019】

地方への企業の本社機能移転等の加速に向けて, 地方拠点強化税制を含め, 総合的かつ抜本的な方策について検討する

【地方拠点強化税制】

令和2年度税制改正内容

- ・ 適用期限を令和4年度末まで2年間延長
- ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充 ※雇用促進税制の適用に係る上限人数は, 法人全体の雇用者数で変更なし
- ・ 地方創生推進交付金との連携

3 東京一極集中の是正

(2) 新たな過疎対策法の制定

国への提案事項

デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症を契機とした過疎地域の再評価を踏まえ、これらの新たな潮流を最大限に生かして、大都市から過疎地域への人の流れを促し、過疎地域の持続的発展を支援するための実効性のある新たな過疎対策法を制定すること。

1 過疎地域の指定

- 指定地域の見直しに当たっては、新型コロナウイルス感染症により、地域が急激で多大な影響を受けていることも踏まえ、現行法で指定されている過疎地域(全域過疎地域及び一部過疎地域)が、継続して指定対象となるよう要件を設定すること。

2 過疎対策事業への支援

- 今後の増加が見込まれる過疎対策事業債(ソフト事業分)や資源の再配置に対する財政支援の拡充など、市町が必要とする財源を確実に措置すること。
- デジタル技術を活用したスマート農業や遠隔教育、遠隔医療などの導入を加速できるよう、過疎地域における先行的な規制緩和や5G等の基盤整備を促進すること。

【提案先省庁: 内閣府, 総務省】

3 東京一極集中の是正 (2) 新たな過疎対策法の制定

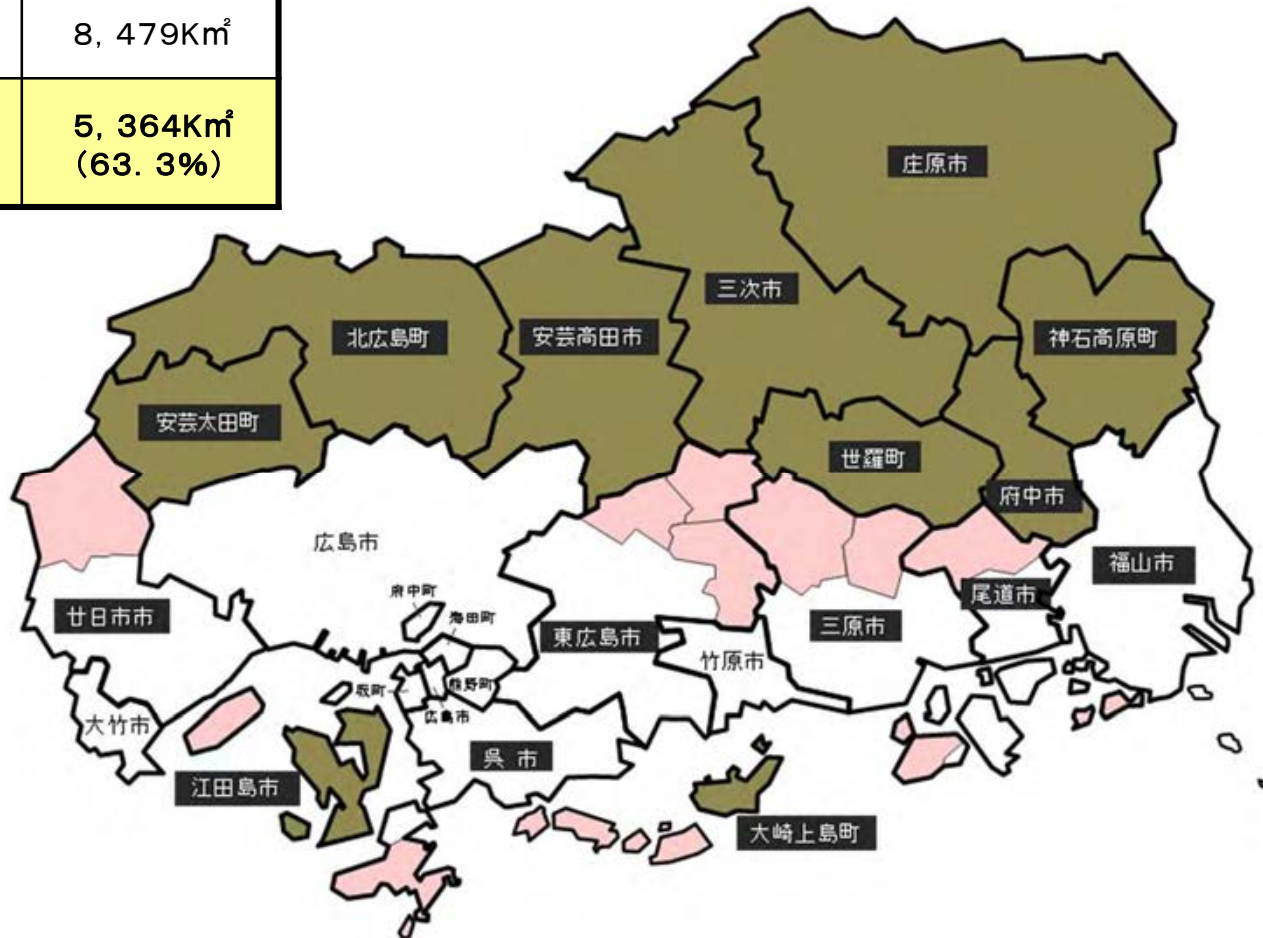
広島県の過疎地域

区分	人口	面積
県	284万人	8,479Km ²
過疎地域 (構成比)	30万人 (10.6%)	5,364Km ² (63.3%)

※ 平成27年 総務省「国勢調査」

過疎関係市町 16

- 全域過疎: 10
- 一部過疎: 6

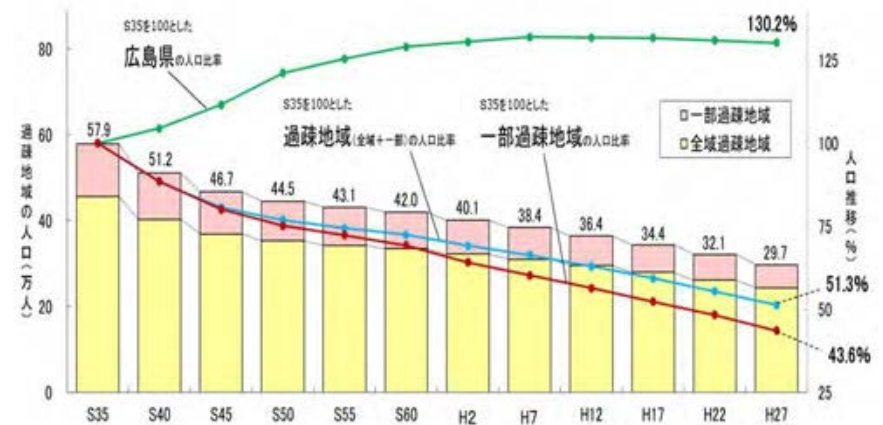


3 東京一極集中の是正 (2) 新たな過疎対策法の制定

現状

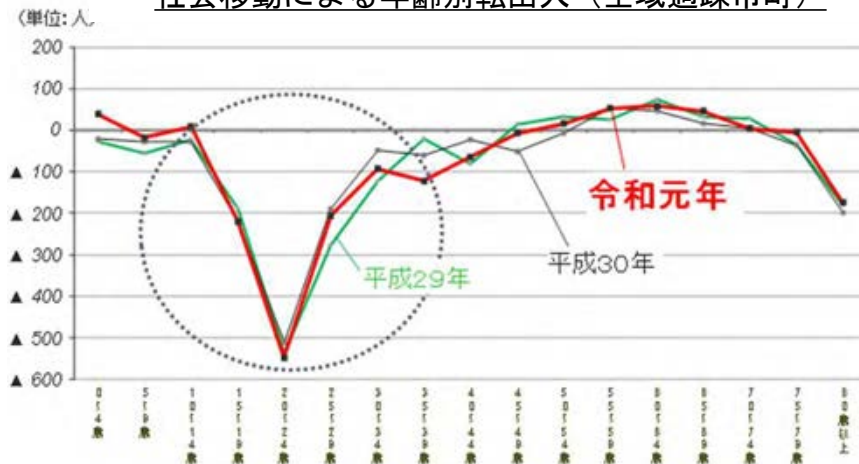
- 過疎地域の人口は、全域過疎地域のみならず、一部過疎地域においても、県全体と比べ早いスピードで減少しており、集落も、全国と比べて小規模・高齢化が大きく進んでいることから、活力の喪失やコミュニティの衰退が指摘されている。
- また、転出超過の約9割を30歳代までが占めており、この状態が続けば、将来に向けて人口の再生産が進まなくなることが懸念される。

過疎地域の人口推移及び人口比率



※ 総務省「国勢調査」

社会移動による年齢別転出入 (全域過疎市町)



※ 総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基に作成

過疎地域における集落の状況

区分	集落の数	高齢者割合 50%以上集落	10世帯未満の 小規模集落
全国	63,237	20,372 (32.2%)	7,236 (11.4%)
中国圏	12,368	5,072 (41.0%)	2,207 (17.8%)
うち 広島県	3,016	1,335 (44.3%)	713 (23.6%)

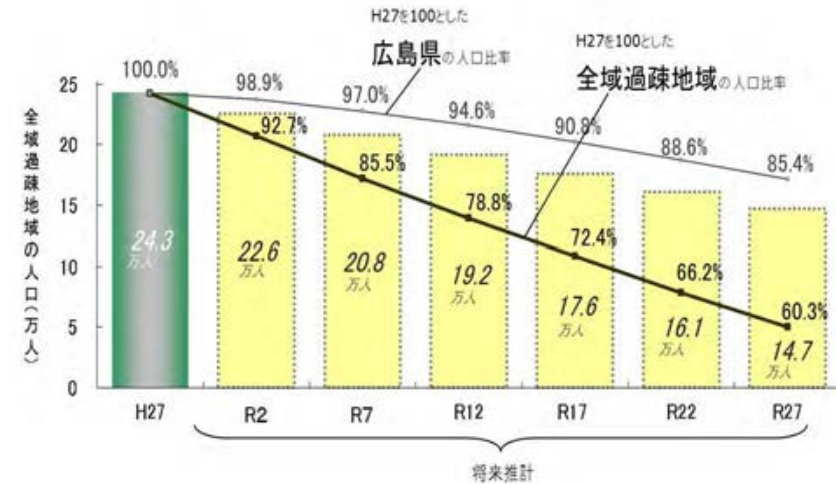
※ H31.4.1時点で過疎指定を受けている地域の集落を対象
総務省「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査(令和元年度)」

3 東京一極集中の是正 (2) 新たな過疎対策法の制定

課題

- 全域過疎地域の推計人口は、平成27年から令和27年までの約30年間で約4割と、県全域に比べて大きな割合で減少することが見込まれる。
- 今後、過疎地域が、ウィズ/アフターコロナ時代にふさわしい「多彩なライフスタイル」を先取りできる地域となり、過密化した都市からの移住ニーズや企業の分散需要を満たしていけるよう、受入態勢の更なる強化が必要である。
- その際、ポイントとなるのは急速に進みつつあるデジタル技術であり、これを生活に身近な分野に取り込み、過疎地域が抱える様々な課題の解決や地域サービスの高度化に向けた取組を進めることにより、時間や場所に捉われない多様な働き方や暮らし方の実現につなげていくことが重要である。

人口の将来推計



※ H27 総務省「国勢調査」
R2以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年度）」

3 東京一極集中の是正

(3) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 地方分権改革の一層の推進

- 国と地方の役割分担の抜本的な見直し
 - ・ 法令の可能規定や任意規定，事務連絡により地方に対して実質的に義務付けている国の事務については廃止又は法定受託事務に位置付けて確実に財政措置を行うこと。

- 抜本的な見直しへの道筋
 - ・ 条例による上書き権を始めたとした立法分権を押し進めること。
 - ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
 - ・ 閣法や議員立法の成立過程において，地方の意見を聴取する場を設置すること。
 - ・ 法令等による計画策定事務を抜本的に見直し，真に必要なものについても各種計画との統合を可能とするとともに，確実に財政措置を行うこと。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

3 東京一極集中の是正 (3) 地方分権改革の一層の推進

現 状／課 題

1 地方分権改革の一層の推進

● 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 国の事務は本来国の機関で執行すべき。地方に事務を課す場合は法定受託事務として明確に位置付け、財政措置を行う必要がある。

● 抜本的な見直しへの道筋

- ・ これまでの行政分権の取組に加え、立法の分権を行い、停滞している地方分権の議論を新たなステージに押し進める必要がある。
- ・ 「国と地方の協議の場」は、地方の意見を反映させる場として、十分に機能していない。
- ・ 義務付け・枠付けは依然として多用され、計画策定事務など新たな義務付けも行われており、地方の声が反映されていない。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし、平成30年に自由民主党道州制推進同本部が廃止、令和元年の参議院議員通常選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

3 東京一極集中の是正

(4) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

国への提案事項

人口の移動理由を把握するための全国統一的な調査を実施

- 東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠である。よって、『住民基本台帳制度』を活用した調査の実施を図るために、住民基本台帳法の改正を行い、「転入届」や「転出届」等に、「移動理由」や「Uターンの状況」等の調査項目を追加できるようにすること。

(法第24条の改正例)

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

「移動の理由」, 「Uターンの状況」等を追加

【効果】

- ① 全国的な人口の移動理由を把握できる
- ② 首都圏への人口集中や地方創生の課題に係る政策の検討に資する、極めて有効なデータが取得できる

【提案先省庁：内閣府，総務省】

3 東京一極集中の是正

(4) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

背景／現状

- 東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠である。
(移動理由の例：「就職」、「転勤」、「入学」等)
- しかし、現在は、住民基本台帳を利用した人口の移動者数のみの調査であり、移動理由を悉皆で把握する全国統一的な調査は行われていない(※)。
- 人口の移動理由を把握する調査を都道府県独自で実施しているのは、8県(広島県調べ)であり、調査方法や調査項目は様々である。

※ 国立社会保障・人口問題研究所が「人口移動調査」を実施しているが、5年に1度の抽出調査であり、“現状”を把握できる調査とは言えない。

[調査対象世帯数(2016年):全国6万, 広島県1.6千]

課題

- 東京圏への一極集中が拡大している一方であり、この是正は、地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題である。
- この課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、それを把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国統一的な調査の実施によって、東京圏への一極集中や地方創生の課題解決において、焦点とすべき課題がより明確となる。

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者及び被災企業の支援・再建 【創造的復興関係】

国への提案事項

1 災害救助法及び被災者生活再建支援制度等の見直し

- 現在、中規模半壊まで対象とする見込みである被災者生活再建支援制度について、半壊から一部損壊までを支給対象とすること。
- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 避難所生活を余儀なくされる被災者の心身の負担を軽減するため、避難所になり得る公共施設の環境整備（クーラーの設置、トイレの洋式化等）に対する財政措置を行うこと。
- 災害救助法の対象とならない場合であっても、住民が早めの避難行動を実践できるよう、指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置など、継続的な支援制度を創設すること。

2 中小企業等グループ補助金の延長

- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、平成30年7月豪雨災害の被災事業者で、既にグループ認定を行った全ての補助対象事業者の復旧が完了するまで、事業期間を延長し、必要な予算措置を講ずること。

【提案先省庁：内閣府，財務省，経済産業省，文部科学省，厚生労働省，中小企業庁】

4 安心・安全な暮らしづくり (1) 被災者及び被災企業の支援・再建

現状/広島県の取組

【災害救助法】

- 救助範囲が避難所の避難者に限定されており、在宅の避難者は対象外となっている。
- 法の適用(平成30年7月豪雨災害)

適用日	平成30年7月5日
適用地域	広島市, 呉市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 東広島市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町
救助内容	避難所の設置, 応急仮設住宅の供与, 食料・飲料水・生活必需品の給与, 医療, 住宅の応急修理等

【被災者生活再建支援制度】

- 過去の災害において、被害の件数の多い、半壊及び一部損壊世帯が支給対象となっていない。(被災者生活再建支援法第3条2項)

年度	全壊	半壊	一部損壊	計
平成26年 広島市土砂災害	179棟	217棟	189棟	585棟
平成30年 7月豪雨災害	1,162棟	3,628棟	2,166棟	6,956棟

※令和2年9月14日現在

【平成30年7月豪雨災害に関する避難行動の調査】

- 防災や行動科学等の専門家から、避難所に関して、次のことが避難の実行性を高める要因であると示された。
 - ・災害当日の避難場所や道中の安全性が明確になること
 - ・指定避難場所にこだわらない、複数の避難先を確保すること

課題/目標

【災害救助法】

- 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、
 - ・自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援(戸別訪問による健康管理・精神保健活動など)を救助の対象に追加
 - ・避難所になり得る公共施設の環境整備(クーラーの設置、トイレの洋式化等)に対する財政措置
- 応急仮設住宅の供与期間の延長及び延長に伴う財政措置

【被災者生活再建支援制度】

- 全国知事会の試算では、半壊の場合348万円程度、一部損壊の場合200万円程度の修繕費がかかることもあり、「生活基盤に著しい被害」が生じていることから、一部損壊世帯まで支給対象の拡大が必要

【指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営費用】

- 住民の早めの避難行動を促すためには、事前避難の受け入れを可能とする避難所の早期開設が必要であるが、災害救助法が適用されない場合において、避難所の開設や運営に係る経費は、自治体の負担となっていることから、支援制度の創設が必要

令和3年度概算要求等の状況

- ◆防災対策の充実(災害復旧・復興)(内閣府)
61億円(前年度比113.0%)

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者及び被災企業の支援・再建

参考 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額

被災世帯の区分	損害割合(※)	支援金の支給額		
		基礎支援額	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	-	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円
半壊	20%台	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-
準半壊	10%台	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-
一部損壊	10%未満	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

4 安心・安全な暮らしづくり (1) 被災者及び被災企業の支援・再建

【復旧に未だ着手できない事例(建設業)】

河川工事(公共事業)が未完了(R2.9時点)



砂防ダム建設工事(公共事業)が未完了(R2.7時点)



現状/広島県の取組(R2.8.31時点)

- 復興事業計画の認定状況
 - ・グループ:50 グループ
 - ・認定事業者数:933者
 - うち補助金交付申請者数:644者
- 交付決定の状況
 - ・交付決定事業者数:643者
- 今年度内に復旧事業完了と見込みのない事業者
 - ・2者 約12百万円(うち国費:約8百万円)
 - ※今後交付決定予定者も含む
- 今後のスケジュール
 - ・交付決定予定1者について, R2.11交付決定予定

課題

- 年度内に復旧事業が完了しない見込みの事業者が2者存在するが, いずれも河川工事など公共事業の遅延により復旧工事に着手できないものであり, 事業完了期間を令和3年度まで延長する必要がある。
- しかしながら, 今年度, 国の平成30年度補正予算の事故繰越等により対応しており, これ以上の繰越はできないことから, 新たな予算措置が必要となる。

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) 医療提供体制の確保

国への提案事項

公立病院の再編・ネットワーク化に向けた病院事業債の交付税措置の期間の延長

- 公立病院の再編・ネットワーク化に係る事業に関する病院事業債(特別分)の地方交付税措置について、地域医療構想の実現に向けて、病床の機能分化・連携のための取組が一層推進されるよう、令和3年度以降も適用期間の延長を図ること。
- 整備費全額を対象とするための「関係する複数病院が、統合により1以上減となること。」及び「経営主体も統合されていること。」の要件を緩和するとともに、交付税措置率の引き上げを図ること。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり (2) 医療提供体制の確保

現行制度

〔病院事業債(特別分)の対象となる再編・ネットワーク化の要件〕

○ 令和2年度までに行われるものであること。

① 複数病院の統合の場合

- ・ 関係する複数病院が、統合により1以上減となる
ことが原則。
- ・ 経営主体も統合されていること。

原則として整備費全額が対象

② 相互の医療機能の再編の場合

- ・ 機能分担による病床規模又は診療科目の見直し
を伴うことが必要。
- ・ 経営主体が統合されていること。

再編に係る経費のみが対象

元利償還金の 40% を交付税措置 (通常は 25%)

課題

- 公立・公的医療機関は、2025年の地域医療構想の実現に向け、民間医療機関では担うことができない医療機能に重点化するよう見直しを行い、ダウンサイジングや機能分化・連携を含む再編統合も視野に入れた議論を進めるよう求められている。
- その一方で、公立病院の再編統合には地域住民や関係団体との調整に時間を要するとともに、施設整備等に多額の財政負担が生じることから、交付税措置は再編統合計画の進捗に多大な影響をもたらす。
- 公立・公的病院が新型コロナウイルス感染症対策で中核的役割を果たしていることを正当に評価し、地域医療の最後の砦としての役割を十分踏まえた支援策の強化が必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) がん検診受診率の向上に向けた取組

国への提案事項

1 がん検診の実施主体の法的明確化

- 効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

2 データ収集の仕組みの構築

- 職域におけるがん検診の対象者数、受診者数等のデータ把握や精度管理を可能とするため、保険者、事業主及び検診機関で統一されたデータフォーマットを使用し、必要なデータの収集等が可能な仕組みの構築を行うこと。

【提案先省庁：厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) がん検診受診率の向上に向けた取組

広島県の取組



・がん検診受診率向上
キャンペーンの実施



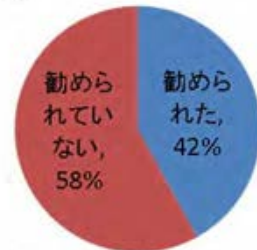
・受診勧奨の支援
(全23市町で受診勧奨を実施。
全23市町で協会けんぽ被扶養者に
受診勧奨を実施する体制を整備)

現状

・がん検診受診率の低迷
(R元年国民生活基礎調査での受診率)

	胃	肺	大腸	子宮	乳
広島県	41.3 %	45.9 %	41.0 %	43.6 %	43.9 %
全国	42.4 %	49.4 %	44.2 %	43.7 %	47.4 %

・受診勧奨が行き届いていない。



がん検診を勧められていない
人の割合(広島県調査)

全て50%未満

課題

- がん検診については、健康増進法に基づき市町が実施に努めることとされているが、実際には健康保険組合等の多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、実施主体や検診対象者の範囲等が明確でない。
- 職域におけるがん検診については、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがないことなどから、効果的な受診勧奨・再勧奨を実施することができず、受診率向上を阻害する大きな要因となっている。

目標

5つのがん検診の
受診率が50%以上(R4)

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

国への提案事項

1 鉄道利用促進のための機運醸成

- 鉄道は、路線バスやデマンド交通等との結節点として、地域の生活や経済を支えるとともに、国民の移動を支える広域交通ネットワークを形成していることから、国としても広域交通ネットワークにおける鉄道の重要性を認識し、県、市町、地域等が行う、鉄道路線の利用促進や地域での活用を推進する取組への支援を行うこと。併せて、鉄道事業者に対し、こうした取組に積極的に取り組むよう働きかけること。

2 鉄道事業法における手続きの見直し

- 鉄道事業者が、届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続きの見直しを行うこと。

【提案先省庁：国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

現状／広島県の取組

【広島県の現状】

- 平成30年7月豪雨災害を通して、鉄道が、県内の交通ネットワークにおける「広域幹線」として、地域の生活や経済活動を支えていることが県民に再確認された。
- JR芸備線・福塩線の利用状況
豪雨災害により、長期間不通となった芸備線の利用者の落ち込みが大きい。

【広島県の取組】

- 鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上
上記のような現状を踏まえ、本県では、令和2年度から、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る新規事業を創設し、芸備線及び福塩線沿線の市長や協議会等と連携して利用促進の取組を進めている。

[参考:JR芸備線及び福塩線の状況]

(芸備線)

区分	H27	H28	H29	H30	R1
広島～備中神代(人/日)	1,702	1,699	1,705	1,341	1,323

(福塩線)

区分	H27	H28	H29	H30	R1
福山～塩町(人/日)	2,199	2,242	2,254	2,181	2,194

課題

- 長期間の運休を余儀なくされた路線においては、利用者数が発災前まで回復しない恐れがあり、利用者数の少ない状況が続いた場合は、存続の危機も考えられる。

このため、鉄道をはじめ交通ネットワークに関心の高い現状をチャンスとして捉え、官民が一体となった鉄道の利活用促進策を展開する必要がある。

- 鉄道事業法の現行制度上では、鉄道事業者が廃止日の1年前までに国土交通大臣に届けばよいとされている。

⇒ 鉄道の廃止が地域にもたらす影響や、地域が行う鉄道ネットワークを活かした地域活性化事業の成果を国が評価するなど、事業廃止手続きを進める過程において、地域の実情が反映されるよう、見直しを講じる必要がある。(鉄道事業法第28条の2)

[参考:広島県で廃止となった鉄道]

- ✓ JR可部線(可部～三段峡)[H15]
- ✓ JR三江線(三次～江津(島根県))[H30]

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 空き家対策の強化

国への提案事項

1 相続時の不動産所有者情報の確実な更新（不動産登記法の改正）

- 相続時の不動産登記を義務付けること。
- 不動産登記情報と住民基本台帳・戸籍情報・空家データベース等を情報連携すること。

2 特定空家等^(※)の解消の加速化（空家等対策特別措置法の改正）

- 市町が財産管理人制度を活用しやすいように、所有者不明土地法と同様に、市町の長に財産管理人の選任申立権を付与する規定を追加すること。
- 代執行に至る手続きのうち、特に所有者探索について、その探索範囲の合理化と手続きの簡素化がなされること。
- 即時執行(緊急安全措置)の規定を追加すること。
- 固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲を拡大・緩和する等、空家法に基づく勧告がされていない空家等も対象にできるようにすること。

※そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある空き家等

3 財政措置の拡充

- 補助対象(現在は除却工事費等の8/10)を拡充すること。
- 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。

事業主体	地方公共団体
負担割合	国費 4/10
除却等に要する費用は □ が補助対象限度額	地方公共団体 4/10
	地方公共団体 2/10

【提案先省庁：法務省，国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり (5) 空き家対策の強化

現状と将来推計

- 令和元年度に県内全市町及び関係団体とともに、「広島県空き家対策対応指針」を見直し、新たに県内市町共通の目標^(※1)と対策の方向性を定め、空き家対策を強力に推進している。

空き家の現状 (※2)	約44,300戸	推 計 値	R5 (2023) までに 約 7,600戸増加【5年間累計】 R10 (2028) までに 約13,000戸増加【10年間累計】
----------------	----------	-------	--

※1 ターゲットを「1年間を通じて使用していない戸建て住宅」とし、「10年後、空き家数を増やさない」を実現することを目指し設定

※2 市町の実態調査結果を県で集計(H31.4月実施) 主に1年間を通じて使用されていない戸建て住宅が対象で、共同住宅は除く。

課 題

1 空き家所有者を把握するためには、不動産登記情報の確実な更新が必要

- 現行の不動産登記法では、相続が生じた際の登記が義務化されていないことや、住宅の所有者が死亡等した際に住民台帳・戸籍情報等と登記情報とを連携することができないことにより、登記の所有者情報が更新されず、空き家の所有者調査に多大な労力が必要となっており、行政が老朽危険空き家を解消していく際の隘路となっている。

2 特定空家等の解消の加速化には、市町が迅速かつ柔軟に行政措置できる法制度への改善が必要

- 所有者が不明な特定空家等を解消するためには、民法に基づく財産管理人制度を活用し、管理人を選任することが有効だが、現行の法制度では、この制度を家庭裁判所に申し立てることが可能な利害関係人として、市町が明確に位置付けられていない。
- 多数の相続人がいる場合の所有者探索や、建物と土地の所有者が異なる場合の助言・指導・勧告などの手続き等により、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。
- 現行の空き家対策特別措置法では、現に周辺に危険が及んでいる特定空家等に対して市町が緊急に安全措置をとる際には、市町による助言・指導等の手続きを踏むことが必要となっているため、措置までに時間を要している。
- 現行の法制度による税制上の措置では、勧告された特定空家等に対しては、固定資産税等の住宅用地特例が除外されている。この除外対象を拡大・緩和することで、特定空家等になることを未然に防ぐよう、所有者に働きかけることが可能となる。

3 市町による行政措置を加速化するためには、財政措置の拡充が必要

- 空き家除却に係る国庫補助の対象範囲が、除却工事費等の8/10に限られているため、残りの2/10は市町が負担せざるを得ない。
- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難なため、補助申請が困難となっている。

4 安心・安全な暮らしづくり

(6) 建築物の耐震化の促進

国への提案事項

1 民間建築物等の耐震化

多数の者の避難や救援・救護活動に係る避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。

2 保育所，社会福祉施設等の耐震化

公立保育所や特別養護老人ホーム等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。

3 住宅の耐震化

住宅の耐震化を促進させるため補助対象のメニュー拡充を図ること。

4 国民への啓発強化

耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

【提案先省庁：総務省，財務省，厚生労働省，国土交通省】

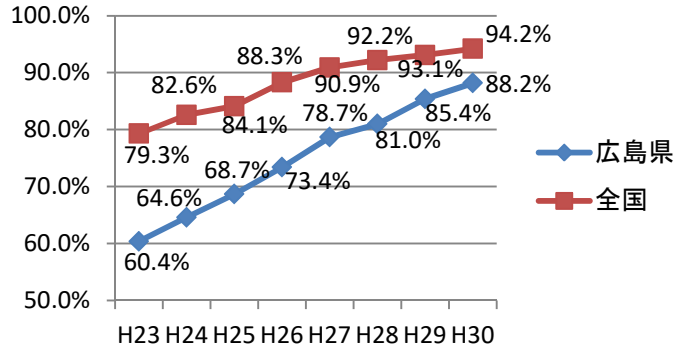
4 安心・安全な暮らしづくり (6) 建築物の耐震化の促進

広島県では、令和3年度も災害対策拠点(県庁舎等)等の住宅・建築物について、今年度策定する「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、着実に耐震化を進めていく予定である。

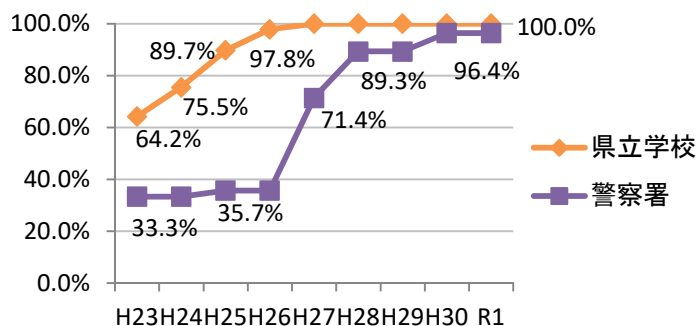
現状／広島県の耐震化状況

- 県内の建築物の耐震化は遅れているが、県立学校や警察署といった公共施設等の耐震化を加速化

【防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況】



【県立学校と警察署の耐震化状況】



広島県耐震改修促進計画(第2期計画)に基づく取組

<p>多数の者が利用する建築物等</p>	<p>(1) 市町の補助制度の継続, 創設の促進 目指す姿/目標</p> <p>(2) 公共建築物の計画的な耐震化</p> <p>(3) 所有者への意識啓発</p>	<p>耐震改修: R12までに100% (該当棟数: 約2,000)</p>
<p>大規模建築物※1</p>	<p>(4) 耐震化状況の公表による促進</p> <p>(5) 民間建築物の耐震化促進 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進</p>	<p>耐震診断※2: H27.12月までに100% →達成</p> <p>耐震改修: R2までに100% (該当棟数: 261)</p>
<p>避難路沿道建築物(広域緊急輸送道路)</p>	<p>(6) 義務付けた耐震診断の実施の促進 広域緊急輸送道路を指定し義務付け</p> <p>(7) 民間建築物の耐震化促進</p> <p>① 県が創設した耐震診断の補助制度の利用促進</p> <p>② 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進</p>	<p>耐震診断※2: R2までに100% 耐震改修: R7までに100% (該当棟数: 265)</p>
<p>防災拠点建築物※3</p>	<p>(8) 耐震化状況の公表による促進</p>	<p>耐震診断※2: H29までに100% →達成(解体予定の3棟除く) (該当棟数: 848)</p>

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院, 店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校, 老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法, 又は, 広島県耐震改修促進計画により, 所有者に対し耐震診断の実施を義務づけたもの

※3 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により, 広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり, 消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

4 安心・安全な暮らしづくり (6) 建築物の耐震化の促進

課題

- 令和3年度以降も、災害対策拠点(県庁舎等)について、着実に耐震化を推進していく必要がある。
- 義務付けた耐震診断の実施をほぼ終え、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。
 - ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に係る避難路沿道建築物
 - ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
 - ・ 保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 等
- 住宅の耐震化促進のためには耐震改修に加え建替えや除却のメニュー化が求められており、また居住誘導など持続可能なまちづくりの観点からも、総合支援メニューの対象に非現地建替えや除却のみを追加する必要がある。
- 耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり (6) 建築物の耐震化の促進

参考 補助制度

建築物の区分		耐震化の状況		補助制度 ※3	課題等	R3概算要求の 状況
		対象 棟数	耐震改修 未実施			
多数の者が 利用する 建築物	大規模 建築物 ※1	261	44	国(交付金) 11.5% (補助金) 21.8% 地方 11.5%~	○地方の財政負担が大きい。 ⇒ 財政措置の拡充 (<u>特別交付税の措置率 1/2の嵩上げ</u>) ○耐震化への意識不足 ⇒ 地方に加え国においても 啓発強化	防災・安全交付金 R3:7,847億 ※5 (対前年度比100%)
	広域緊急輸 送道路沿道 建築物	265	約230	国(交付金) 1/3 (補助金) 1/15 地方 1/3~		
	防災拠点 建築物 ※2	848	52	国(交付金) 1/3 (補助金※4) 1/15 地方 1/3~		
住	宅	約122万	約19万	補助上限額100万円 国 1/2 地方 1/2 ※6	補助制度の拡充が必要	
保 育 所	公 立	220	139	なし	財政措置の充実が必要	—
	私 立	109	79	国1/2 地方1/4	(保育所等整備交付金)	R3:1,085億※5 (対前年度比100%)
社会福祉施設等 (保育所を含む)		1173	844	国1/2 地方1/4 ※4	財政措置の充実が必要	R3:1,334億※5 (対前年度比100%)

- ※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち、一定規模以上のもの
- ※2 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。
- ※3 補助制度は、原則の補助率であり、IS値(耐震指標)により嵩上げされるものもあり。
- ※4 障害者福祉施設に係る補助率の例(施設毎に補助制度が異なるため、一例を記載)
- ※5 施設の耐震化以外の事業を含む。
- ※6 総合支援メニューの補助制度(従来の補助制度は、補助率23%または耐震改修工事費に応じた補助上限額20.4万円~71.3万円)

4 安心・安全な暮らしづくり

(7) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

1 特定技能制度の普及と円滑な運用，外国人材の活躍を促進する環境の整備

- 制度の普及と運用について，国の責任において実効性のある対策を実施すること。
 - ・県内企業等において人材需要の高い，特に，警備業，倉庫業について，地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加及び追加に必要な法整備等の実施
 - ・特定技能制度の普及に向けた，要件や手続きの簡素化・明確化，十分な情報発信と相談窓口機能の強化
 - ・地域の持続的発展にも配慮した，大都市その他の特定地域への集中の防止策

- 中小企業・小規模事業者を含むすべての企業において，外国人材が能力を発揮できる環境を整備できるよう，必要な支援措置を国において講じるとともに，地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置（初期費用，運用，維持経費含む）を講じること。

例 ・外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや，企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修，外国人材の円滑な受入のためのガイドブックの作成など
・企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど，ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営 等

国への提案事項

- 国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。
 - ・「労働施策総合推進法」に基づき事業主に義務付けられている、厚生労働大臣への「外国人雇用状況」の届出の情報について、地方公共団体との共有が可能となる措置を図り、地方公共団体が必要とする情報を提供すること。
 - 雇用事業所の産業分類(中分類別や在留資格の業種別等)、事業所規模、国籍別雇用人数と市区町村別の所在地
 - ・制度の運用の過程で明らかになった課題の速やかな共有 等

2 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- 日本語教育や生活支援など、外国人が安心して暮らすための取組を、地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう、地域の実情に十分に配慮の上、必要な財政措置(初期費用、運用、維持経費含む)の確保・充実を図ること。
 - ・多言語総合相談ワンストップセンターの拡充(限度額の引上げ等)
 - ・地域日本語教育の総合的体制づくり支援の拡充(地方財政措置の充実)
- 多文化共生社会の実現のため、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。
 - ・学校での日本語教育など日本語学習機会の提供
 - ・医療通訳等の活用による医療・保健・福祉サービスの提供
 - ・災害時の多言語情報の提供

3 新型コロナウイルス感染症の影響への対応について

- 出入国制限が長期化する中、必要な次の措置を国の責任において講じること。
 - ・在留資格の特例措置について、円滑な活用に向けた適時、的確な情報提供と継続的な見直し
 - ・制限緩和後の円滑な出入国のため、出入国再開時期や手続等の早期の的確な情報提供
 - ・帰国困難となっている元技能実習生や、留学生等で、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置

【提案先省庁：総務省，法務省，出入国在留管理庁，文化庁】

4 安心・安全な暮らしづくり

(7) 外国人材の受入・共生

現状／広島県の実情

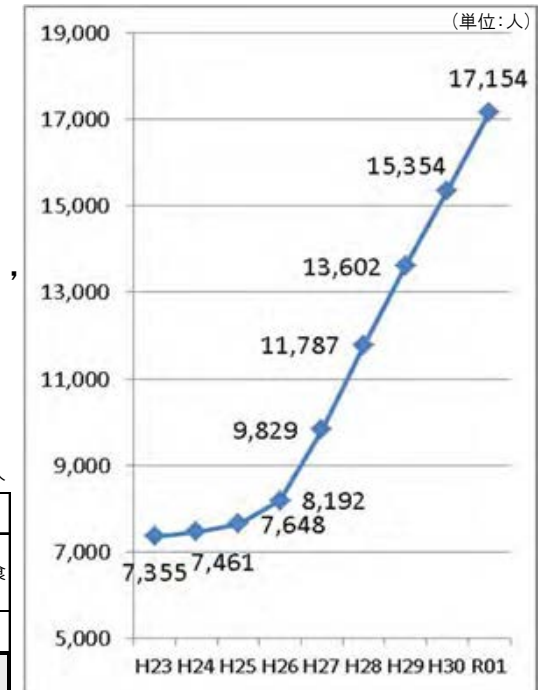
- 県内では、中小企業を中心に、人手不足に直面しており、外国人労働者は増加の一途をたどっている。
 - ・有効求人倍率(R1平均)は、2.05倍(全国2位)
 - ・外国人労働者は「技能実習」が最も多く、その数はH27以降急激に増加し、5年前の約2倍(17,154人、全国4位(R1.10末、広島労働局調べ))に達する。
 - ・外国人雇用事業所の6割は、規模30人未満の事業所(4,947中3,013事業所)、100人未満を含めると8割(4,947中4,007事業所)に達する(R1.10末、同)。
 - ・「特定技能」の在留外国人数は、全国的に伸び悩んでおり、県内は製造業を中心に211人となっている(R2.6末、出入国在留管理庁調べ)。

広島県内の「特定技能」在留外国人数(R2年6月末時点)

単位：人

	総数	業種別													
		介護	ビルクリーニング	素形材産業	産業機械製造	電気・電子情報関連	建設	造船・船舶	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲料製造	食品製造
全国	5,950	170	84	537	561	268	374	175	54	2	39	930	55	2,094	607
広島県	211	1	4	29	29	11	10	38	5	-	-	6	16	58	4

広島県内の技能実習生数(各年10月末時点)



- 外国人に対する情報提供、相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口の整備・運営
 (交付金の名称)外国人受入環境整備交付金(所管:法務省)
 (交付対象)全地方公共団体
 (補助率, 限度額)整備…10分の10, 外国人住民数に応じ200~1,000万円
 運営…2分の1, 外国人住民数に応じ200~1,000万円(地方負担については, 地方交付税措置あり)
- 地域における日本語教育推進のための体制づくり(人材の確保や日本語教室の運営等)
 (補助金の名称)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(所管:文化庁)
 (交付対象)都道府県, 政令指定都市など
 (補助率, 補助額)2分の1, 上限なし(地方負担について, 地方交付税措置なし)

4 安心・安全な暮らしづくり

(7) 外国人材の受入・共生

○外国人材就労意識調査(令和2年3月) 生活上の課題

- ①日本語(方言)がわからない
- ②地域の日本人と日本語でのコミュニケーションが取れない
- ③病院でことばが通じない, 災害時にどうしたらいいのかわからない など

○技能実習監理団体を対象に行った新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査(令和2年8月)

- ・入国制限による影響
計画どおりに実習が進まない企業の対応として, 元実習生の在留資格変更による補充が最多
- ・帰国困難者の状況
在留資格「特定活動(6か月・就労可)」へ変更し, 実習と同一作業・同一企業での就労継続が最多
- ・監理団体における雇用維持等に関する支援制度の認知・周知の状況
雇用調整助成金の認知・周知の割合は高いが, 出入国在留管理庁による解雇等された外国人への就労継続支援の認知は6割程度にとどまる。

課題

- 「特定技能」制度の円滑な運用
 - ・ 業界団体からの要望があり, また本県においても人材需要が高い運輸業や倉庫業については, 現在の就労可能な14分野に含まれていないため, 対応ができていない。
 - ・ 企業等が知りたい情報(分野別試験の実施・合格者状況, 登録支援機関の登録状況, 在留資格の認定手続等)が関係省庁に跨って散在しておりわかりにくい。地方出入国在留管理官署の窓口において, 個別企業等の相談・手続に時間を要している。また, 企業等において, 制度が複雑であるため, 理解や手続のための負担感が大きく, 制度の利用が進んでいない。
- 生活者としての外国人が暮らすための環境整備
外国人が安全に安心して地域社会で暮らすための生活支援として, 行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化, 母語で相談を受けられる窓口の整備, 安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。
また, 外国人に対して, 地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の影響への対応
出入国在留管理庁による就労継続支援制度の監理団体における認知の割合が6割, 企業への周知も約半数に留まっており, 解雇等された外国人の円滑な再就職や転職のため, 支援制度の更なる周知と実施が必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(8) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより，県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないので，次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること
また，地域行事への配慮等，県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること
- 国の責任において，関係自治体及び住民へ，事前に飛行ルートなどの情報を提供すること

2 騒音被害の実態把握，及び必要な対策の実施

- 騒音被害解消に向けた学校等の防音対策など必要な措置を講じること
また，自治体が騒音被害対策を行うための新たな財政措置を講じること
例)・ 米軍機の訓練空域を防衛施設とみなした，訓練空域下の自治体への交付金の創設
 - ・ 米軍機の訓練空域を有する県に対する交付金の創設
 - ・ 学校等の防音対策基準の見直し(防衛施設周辺生活環境整備法の拡充・緩和)
- 騒音実態把握のための測定器やカメラを増設するとともに，測定結果を早期に提供すること
- 空母艦載機離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと
また，硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと
- 空母着艦資格取得訓練(CQ)については，今後も本年と同様に，訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること

【提案先省庁：外務省，防衛省】

国への提案事項

3 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること

現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐完了(H30. 3)により騒音被害が拡大ししながら、訓練区域を有する自治体が騒音被害対策を行うための財政措置はない
・航空機騒音(70dB以上)の発生状況

		平成29年度	令和元年度	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)		3,872回	6,386回	2,514回(1.6倍)
(主な地点)				
岩国飛行場 周辺	大竹市 阿多田島	2,322回	3,922回	1,600回(1.7倍)
訓練 空域下	北広島町 西八幡原	697回	875回	178回(1.3倍)

- 国の助成金の交付基準が地域の実情にそぐわない

・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項(所管:防衛省)
 障害防止工事に対する助成(自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に対する学校・病院等の防音)
 (交付対象) 地方公共団体
 (対象施設) 学校、病院、診療所等
 (補助基準) 学校の場合 :70dB以上の音響が10回以上 又は80dB以上の音響が5回以上ある授業単位時間(50分)が、1週間の総時間の20%以上あること
 (補助率) 10/10

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている(地方交付税法第6条の3第2項)。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

2 地方財政計画の適正化

(1) 一般財源総額の確保・充実

新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症対策については、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に着実に取り組むことができるよう、リーマンショック時の「地域雇用創出推進費」等と同様に、歳出特別枠を創設するとともに、財源不足の状況を踏まえた、別枠加算を行うこと。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

(2) 臨時財政対策債等に係る償還費

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

3 防災・減災対策の推進

大規模災害から県民の生命・財産を守るうえで必要となる、防災・減災、県土強靱化対策を着実に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」実施後も、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急防災・減災事業債」の継続や対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図ること。

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

○ 地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また、「地方創生推進交付金」の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省】

現状及び課題

- 令和2年度地方財政計画においては、前年度を上回る63.4兆円が確保されたものの、臨時財政対策債による補填措置等により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は未だ解消されていない。

◆一般財源総額

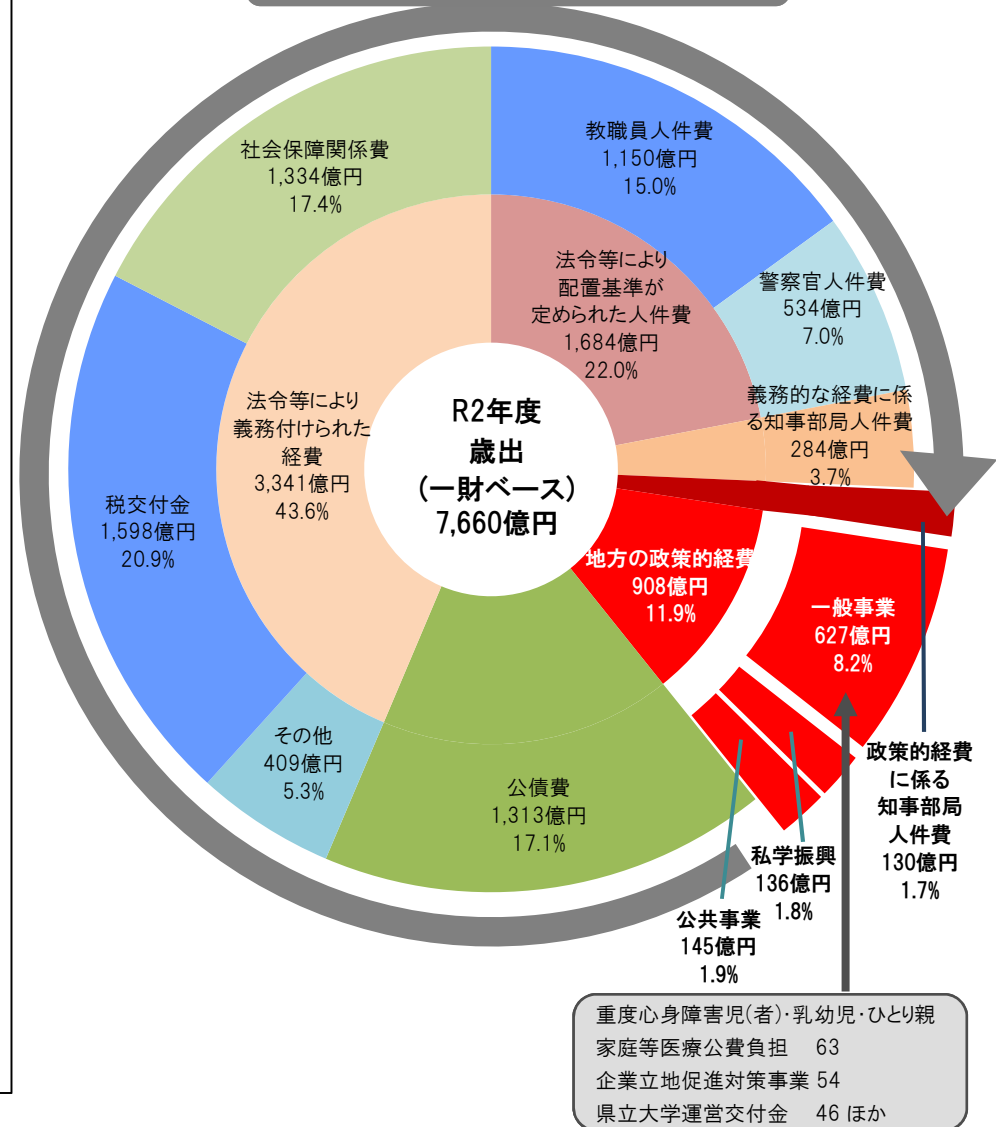
	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R元地方財政計画	62.7兆円	43.3兆円	16.2兆円	3.3兆円
R2地方財政計画	63.4兆円	43.7兆円	16.6兆円	3.1兆円
前年度比	+0.7兆円	+0.4兆円	+0.4兆円	▲0.1兆円

- また、広島県の歳出総額 1兆905億円(R2年度当初予算) に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,660億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならない(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国の法令等の関与が存する経費
歳出総額の86%



5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより減少。
- さらに、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、効率的な事業執行による経費節減などに取り組むとともに、この10年間で一般行政部門の職員数を2割以上削減するなど、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成28年度末には、460億円まで回復。
- 平成30年7月豪雨災害への対応に伴い多額の財源調整的基金を活用したことから一時的に基金残高は急減(H29年度末:457億円→H30.12時点:155億円)したものの、特別交付税の交付や特例的な県債の活用が認められたことにより一定程度回復。
- しかしながら、令和2年度当初予算においても、豪雨災害からの復旧・復興などで多額の基金を活用せざるをえず、特に財政調整基金の残高は大きく減少。

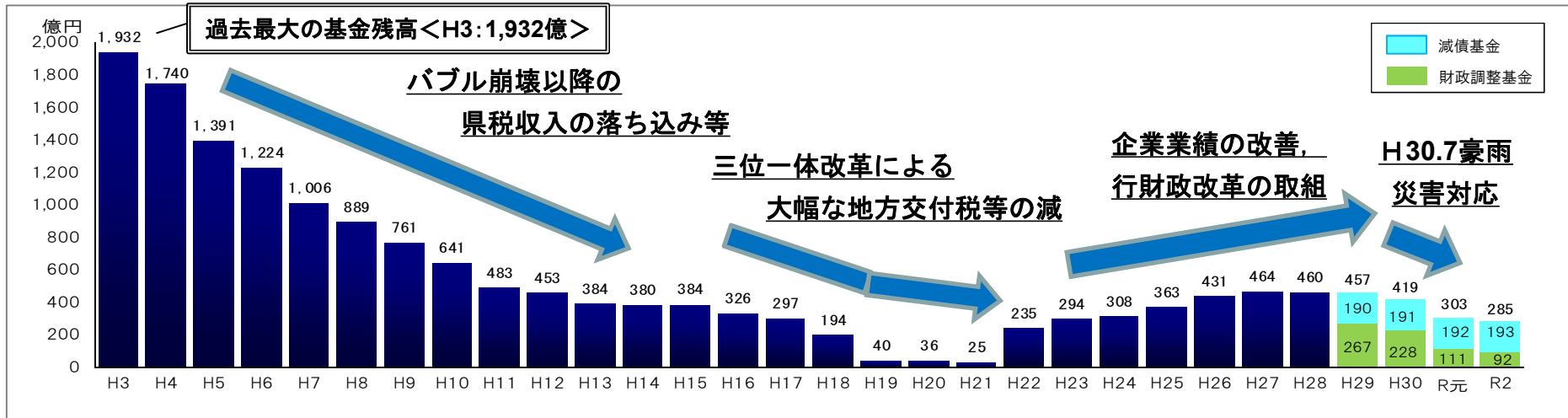
課題

- 近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。

本県における財源調整的基金の増加は、景気変動等による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組む財源を捻出してきたものであるが、まさに、平成30年7月豪雨災害のような突発の災害に対応することで、一瞬で激減するものである。

地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■ 広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。グラフ数値は年度末残高であり、H30年度までは決算額、R元年度は決算見込額、R2年度はR2年度9月補正予算後の見込み。

5 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費等により必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。
 - ・平成30年7月豪雨災害を教訓とした災害に強いまちづくりを着実に進めていくため、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債については、令和2年度までとされている現行期限の延長を行うこと。
 - ・公共施設等適正管理推進事業債について、令和3年度までとされている現行期限の延長を行うこと。

2 合併市町への財政措置

- 合併を行った市町については、旧合併特例事業債等の確実な配分や合併後の市町の姿を踏まえた交付税算定の見直しを維持しつつ、市町建設計画に基づくまちづくりが円滑に実施されるよう、市町が必要とする財政措置を、引き続き、確実に講じること。

【提案先省庁：総務省】

5 地方税財源の充実強化 (2) 市町の財政基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

平成27年の国勢調査において、県内人口は平成22年度と比べ0.6%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が11団体、うち3市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っているところである。

併せて、本県は土砂災害警戒区域が約4万8千か所(全国1位)、ため池が約2万か所(全国2位)など、全国的に見ても危険か所が多く、平成30年7月の豪雨災害の復旧・復興と併せて、防災対策を計画的に進める必要がある。

2 合併市町への財政措置

本県は「平成の大合併」による市町村数減少率が73.3%(全国2位)であり、合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進している。

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興など新たな需要も発生する中で、引き続き合併後のまちづくりを推進する必要がある。



課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化に対応するための、まち・ひと・しごと総合戦略や中山間地域の活性化などに係る課題が山積しており、まちづくりに対する喫緊の財政需要に対する財政措置が必要である。
- そうした中、平成30年7月豪雨災害の被災市町においては、早期の復旧、復興と併せて、地方創生の取組や住民が安心して暮らせるためのまちづくりをより一層推進していく必要がある。
- 「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」や「緊急自然災害防止対策事業債」が創設されたものの、本県では、復旧・復興に多大な時間を要することが見込まれ、中・長期的な視点での安定的な財政措置が急務となっている。

地方債計画 (億円)

項目	令和2年度	令和元年度
過疎対策事業	4,700	4,700
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(※)	4,778	6,084
緊急自然災害防止対策事業(※)	3,000	3,000
緊急防災・減災事業(※)	5,000	5,000
公共施設等適正管理事業(*)	4,320	4,320
旧合併特例債	6,200	6,200

(※)については、R2年度まで

(*)については、R3年度まで(うち市町村役場機能緊急保全事業を除く)

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

国への提案事項

○ 水道広域連携にかかる財政措置

水道事業の抜本的な経営改革の一つの手段である水道の広域連携を推進するため、

- ・ 広域連携に係る移行、推進段階でのソフト施策に対する財政措置の拡大
 - ・ 施設整備に対する財政措置の要件緩和やインセンティブの導入
 - ・ 料金格差の縮小に係る激変緩和措置などの仕組みづくり など
- より一層の支援措置を講じること

【提案先省庁：総務省，厚生労働省】

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

現状／施策の背景・経緯

水道事業については、近年の人口減少や節水機器の普及等による給水収益の減少や、施設の更新期の到来などにより、水道事業の経営環境は厳しさが増している。

広島県では、県内水道事業の経営・運営基盤の強化を図ることを目的として、令和2年6月、広島県水道広域連携推進方針(水道広域化推進プラン)を策定した。

この方針では、県内水道事業の経営組織を一元化する統合(経営統合)を目指しており、今後、賛同する市町とは令和3年度に準備組織を立ち上げ、令和5年度からの一元化した経営組織による事業開始に向け準備を進める予定である。

国においても、平成30年12月に「水道法の一部を改正する法律」が公布され、水道の基盤強化のため、都道府県には水道事業者等との間の広域的な連携の推進役としての責務が規定されるなど、基盤強化や広域連携の推進が求められている。

令和2年度当初予算等の状況

◆強靱・安全・持続可能な水道の構築(厚生労働省)
395億円(前年度比101%)

課題

- 水道の広域連携を推進するためには、連携の準備段階や移行段階、連携後の事業推進段階など、長期的な視点に立った支援が必要であるが、資本単価90円/m以下の事業者は対象外となっており、県内では交付金の対象から外れる事業者がいる。
また、本県では連携の効果が大きく期待できる県内水道事業の経営統合を目指しているが、交付税の措置率は、施設の共同化などの連携の効果が小さい形態と同率となっており、経営統合に賛同する県内の市町へのメリット付与になっていない。
- 水道事業の経営統合を推進する上で、準備段階から施設の再編整備までにかかる経費が多額になることから、こうした取組にインセンティブが働くよう、許認可申請等のソフト施策や施設整備への財政措置の拡大が必要である。
- 水道料金については、水源との位置関係や、給水区域内の地形、給水人口・密度等により、自治体間で最大3.3倍の格差があり、広域連携を推進するためには、料金格差の縮小に係る激変緩和措置などへの財政措置などの仕組みが必要である。

【水道広域連携に係る財政支援制度】

区分	事業内容	生活基盤施設耐震化等交付金	交付税措置
ソフト	広域化に係る事業認可申請に要する経費	■	■
	広域化に係る水道施設台帳の整備	○	■
	広域連携に必要な料金格差の縮小に係る激変緩和措置	■	▲
ハード	広域化等を要件とする施設の整備	▲	▲

凡例:○…財政支援制度がある(条件付き) ■…制度の創設が必要 ▲…制度の拡充が必要

【水道事業の広域化に係る既存の財政措置】

- ・広域化に関する事業に係る普通交付税措置(一般会計出資債元利償還金の60%)
- ・市町村合併に伴う水道施設整備の増嵩経費に対し、一般会計から出資・補助した場合、当該出資・補助額に合併特例債(元利償還金の70%)を充当 など
- ・簡水統合及び市町の区域を越える水道事業の統合後、旧事業の高料金対策に要する経費について、10年間交付税を延長措置

5 地方税財源の充実強化

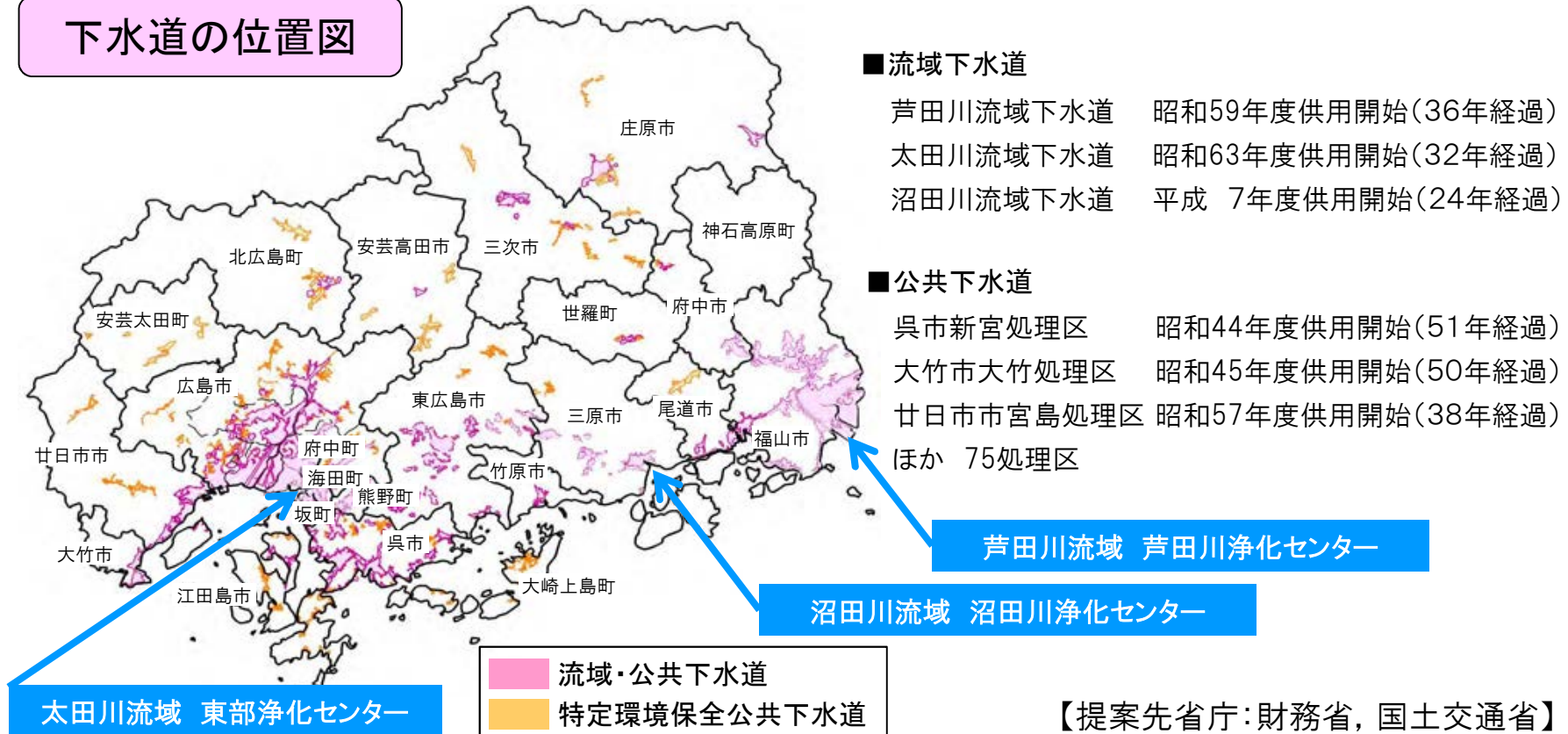
(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

国への提案事項

下水道施設の改築に係る財政措置の継続

公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、財政措置を確実に継続すること。

下水道の位置図



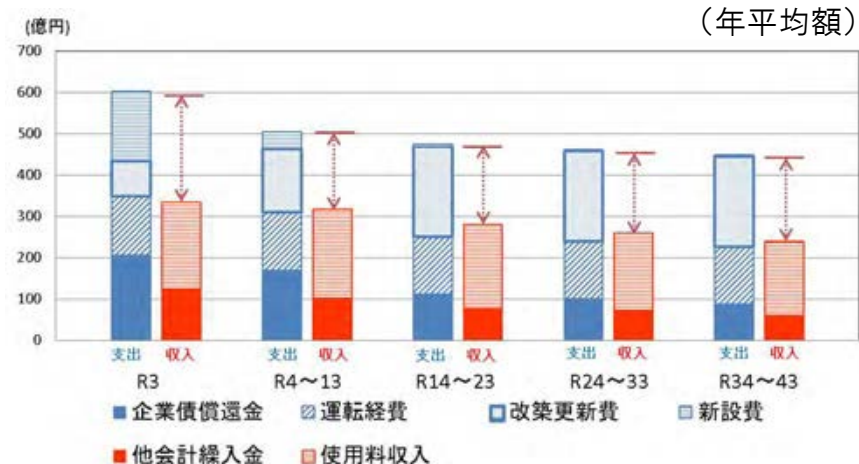
5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

課題

- 10年後からは、改築費が増加する一方で使用料収入は減少する見込み。
- 改築費用を、すべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

≪ 公共下水道(広島市を除く)と流域下水道の支出と収入の見通し ≫



注1) 平成29年度決算統計をベースに「アセットマネジメント簡易支援ツール(厚生労働省)」によって広島県が独自推計したもの

注2) 使用料金単価は据え置き

注3) 改築更新費及び新設費には雨水対策費用を含む

注4) 減価償却費及び長期前受金戻入を除く

提案の背景

- 国の財政制度等審議会(H29年度)において『下水道事業に対する国の財政支援は汚水処理に係る「受益者負担の原則」を踏まえ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべき。』という方針が提案された。
- 具体的には、令和2年度より、管渠の単純な改築への支援について、汚水処理施設が概成した自治体から順次廃止する運用を始めた。
- さらに、財務省からは管渠の機能向上を伴う改築への支援を令和3年度以降縮減する見通しが示された。
- このため下水道施設の改築への財政措置がなくなることが懸念される。

5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

下水道事業の現状

《流域下水道》

○膨大なストックを形成

- ・下水処理場は3箇所(約6,000設備)
- ・管路延長は約110km

流域名	処理場施設 設備数	管路施設 延長(km)
太田川流域下水道	3,183	28.4
芦田川流域下水道	2,490	39.6
沼田川流域下水道	744	43.2
合計	6,417	111.2

○特に処理場機械・電気設備の老朽化が進行

- ・約半数の設備が法定耐用年数を超過

流域名	供用(処理)開始	耐用年数超過 施設数
太田川流域下水道	昭和63年10月	1,659(約5割が超過)
芦田川流域下水道	昭和59年10月	1,191(約5割が超過)
沼田川流域下水道	平成8年3月	542(約7割が超過)

《公共下水道(広島市を除く)》

○膨大なストックを形成

- ・下水処理場57箇所, 管路延長は約5,600km

	施設数
処理場数	57箇所
ポンプ場数※	103箇所
管路延長※	5,592km

※浸水対策施設を含む

○処理場内の設備の老朽化

- ・8割以上の処理場が供用開始から15年を超過

経過年数	処理場数
50年以上	2箇所
30~50年	4箇所
15~30年	41箇所
15年未満	10箇所
合計	57箇所

(機械・電気設備の多くの
法定耐用年数は15~20年)

広島県の取組

- スtockマネジメント計画により計画的に維持管理・改築を実施していく。

5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

参考(下水道施設の補助制度)

下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

区分	施設		国庫補助率	根拠規定
公共下水道	管渠等		1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第1号
	終末処理場	処理施設	5.5/10	
		用地等	1/2	
流域下水道	管渠等		1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第2号
	終末処理場	処理施設	2/3(※)	
		用地等	1/2	
都市下水路	市街地における下水排除施設		4/10	下水道法施行令第24条の2 第1項第4号

※流域下水道に対する国庫補助率が公共下水道等に対する国庫補助率よりも高いのは、流域下水道が広域、根幹的な性格を持ち、また、水質汚濁防止上の整備効果も大きいことによるもの。(「逐条解説 下水道法(株式会社ぎょうせい)」より抜粋)

社会資本整備総合交付金交付要綱(国土交通省)

種別	交付対象事業	国費率(交付要綱附属第三編)
社会資本整備総合交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業)	下水道法施行令第24条の2に規定する補助率
防災・安全交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)	(上表と同じ)

6 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

国への提案事項

○ 公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保

住民の安全・安心を確保する国土強靱化，及び交流人口拡大を図る地方創生の取組を支える社会基盤整備や農林水産基盤整備を推進するため，直轄事業，社会資本整備総合交付金，防災・安全交付金や補助事業をはじめとする，公共事業予算の総額を安定的かつ持続的に確保すること。

特に，「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施後においても，地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置の継続を含め，同様の措置がなされるよう配慮すること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省，農林水産省，国土交通省】

現状／施策の背景・経緯

- 国の公共事業関係費は、ここ数年はほぼ横ばいで推移
- 社会資本整備は、防災・減災に資するとともに、生産性向上、企業立地・雇用・観光客の増加や民間投資の誘発等のさまざまなストック効果を発揮し、地方創生を下支えするもの
- 広島県では、社会資本マネジメント方針を定めた「社会資本未来プラン」を策定し、ストック効果を重視した優先順位を踏まえた計画的な社会資本整備を推進
- 平成30年7月豪雨災害等においても、砂防ダムが土石流や流木を捕捉し、下流の被害が防止・軽減されるなど、社会資本整備の重要性が再認識された
- 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、防災・減災対策を加速しているものの、県土の強靱化に向けて、引き続き道路法面対策などの事前防災を着実に推進していく必要がある

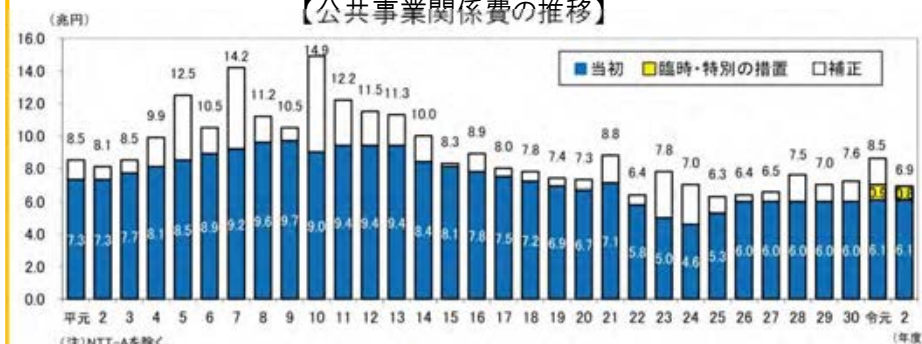
6 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

課題

本県の防災・減災対策を充実・強化し、地方創生の取組を支える社会資本整備を推進していくために必要な公共投資の財源の確保が将来にわたって不可欠であるが、近年の大規模災害の頻発等を踏まえると、今後の直轄事業や交付金等の安定的・持続的な確保に懸念がある。

【公共事業関係費の推移】



出典：日本の財政関係資料[令和2年7月 財務省]

【各施設の整備状況】

施設	項目	実績(R2.3)
河川	洪水・高潮に対する防護達成人口率	62.0%
海岸	高潮(津波)防護達成人口率	62.9%
道路	緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (地震により落橋・倒壊が発生しないレベル以上の対策)	81.7%
	法面災害防除対策箇所数 (H25年度及びH27年度の点検により対策が必要とされた230箇所)	185箇所
砂防	土砂災害から保全される家屋数 (H28から5年間で105,700戸を保全)	約 104,600 戸
治山	山地災害危険区域の整備率	33.8%

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進【創造的復興関係】

国への提案事項

1 被災地の早期復旧・再度災害防止の推進

平成30年7月豪雨災害等，近年発生した災害の被災地の早期復旧・再度災害防止を推進するため，改良復旧事業や県が行う砂防激甚災害対策特別緊急事業等の推進，直轄による特定緊急砂防事業等の推進については，特段に配慮するとともに，土砂災害警戒区域等の警戒避難等に関するソフト対策にも配慮すること。

2 インフラ強靱化のための財政措置及び技術的支援

インフラの強靱化を着実に進められるよう，「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施後においても，地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）の継続を含め，同様の措置がなされるよう配慮すること。

3 地方の実情に即した予算配分

地方の要望を十分反映し，地方の実情に即した配分とすること。

<平成30年7月豪雨災害関連事業>

災害復旧事業

災害復旧 (決定額)	[県事業] 2,550箇所630億円 [市町事業] 2,930箇所355億円(広島市を除く)
---------------	---

改良復旧事業等

河川	[県事業] 二級河川沼田川水系沼田川等 河川激甚災害対策特別緊急事業 一級河川太田川水系三篠川 災害復旧助成事業
----	--

土砂災害防止施設等

砂防 (激特事業等)	[国直轄]広島西部山系直轄砂防事業区域内 (広島市安佐北区口田南等4地区) 県からの要望を受け実施する地区 (呉市天応等5地区) [県事業]坂町小屋浦等125箇所
治山対策	[県事業]呉市安浦町中畑外175箇所

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

国への提案事項

① 河川改修等による治水対策の推進

河川	河川改修	[国直轄]太田川, 江の川, 芦田川等 [県事業]手城川, 瀬戸川, 福川, 内神川, 中畑川, 府中大川, 国兼川, 入野川, 特定構造物改築事業等
	地震・高潮対策	[県事業]京橋・猿猴川
ため池	ため池改修	[県事業]池田新池等

② 土砂災害防止施設等の整備推進

砂防, 急傾斜地崩壊対策	[国直轄]広島西部山系・安芸南部山系直轄砂防事業 [県事業]砂防事業, 急傾斜地崩壊対策事業, 地すべり対策事業
治山	[国直轄]民有林直轄治山事業 [県事業]治山激甚災害対策特別緊急事業, 復旧治山事業

③ 高潮・津波対策等による治水対策, 港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進

海岸	高潮対策	[国直轄]広島港海岸(中央西, 中央東) [県事業]広島港海岸(江波, 坂, 廿日市南地区), 福山港海岸(江之浦地区), 呉海岸(天応地区), 地御前漁港海岸(地御前地区), 倉橋海岸(本倉井地区)等
	耐震(減災)対策	[国直轄]広島港海岸(中央西, 中央東地区)／[県事業]尾道糸崎港海岸(機織地区)
港湾	耐震強化岸壁	[国直轄]広島港(宇品地区)
	防災拠点	[県事業]尾道糸崎港(松浜地区)

④ 緊急輸送道路の整備推進, 橋梁の耐震補強等の整備推進

緊急輸送道路	道路改良による機能強化	[国直轄等] 広島呉道路(4車線化), 一般国道2号東広島・安芸BP, 山陽自動車道の機能強化(車線数の増加) [県事業] (国)375号 引宇根, (主)呉平谷線, (主)瀬野川福富本郷線, (臨)廿日市草津線(4車線化)等
	法面防災対策の実施	[県事業] (国)182号(神石高原町新免～油木), (国)433号(安芸太田町加計)
橋梁		[県事業] (国)186号 翠橋, (国)487号 早瀬大橋

【提案先省庁:内閣府, 総務省, 財務省, 農林水産省, 国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

① 河川改修等による治水対策の推進

現状

- 県内には未改修河川が多く、豪雨などによる家屋等浸水被害が繰り返されている。
- 人口、資産の集積する沿岸部では、異常高潮や、地震に伴う津波による浸水被害が懸念されている。
- 排水機場のポンプ等の老朽化が進んでおり、継続的な機能確保が重要である。

① 手城川 大規模特定河川事業・特定構造物改築事業

ポンプ増設・河川改修の実施
 ⇒内水排除対策(福山市)と連携し、床上浸水被害を解消



課題

- 平成30年7月豪雨災害への対応として実施する大型プロジェクト事業を着実に進めるとともに、気候変動による豪雨が頻発化・激甚化する中、効果的な事前防災を加速化するため、重点的に予算配分し、早期に事業効果を発現させることが必要。
- 家屋等浸水被害が繰り返される河川の改修や堤防の耐震性向上、長寿命化計画に基づく機器更新等に必要額を配分し、早期に事業効果を発現させることが必要。

② 京橋・猿猴川 地震・高潮対策事業

護岸整備・耐震対策の実施
 ⇒津波・高潮から浸水被害を防止



② 土砂災害防止施設等の整備推進

現 状

- 被災地の一日も早い復旧・復興に向け、国や市町と連携し、「砂防・治山施設整備計画」により砂防ダム等の緊急整備等を実施。
- 「ひろしま砂防アクションプラン2016」に基づき、防災拠点や住宅密集地の整備を図り、効率的・効果的な事前防災対策を推進。
- 7月豪雨災害では、砂防ダムが土石流や流木を捕捉し、下流の被害を防止・軽減する等の施設効果を確認。
- 「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」の取組を進め、「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」等のソフト対策を推進。



6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

- 災害関連緊急事業に続き砂防激甚災害対策特別緊急事業の実施及び必要な予算を確保することが必要
- 県内の土砂災害警戒区域総数が、約4万8千箇所(全国最多)となり、新たに対策が必要となる箇所が増加する見込み。
- 土石流を捕捉後、砂防ダムの機能復旧に必要な除石が速やかに実施できるよう財政支援が必要。
- 平成30年7月豪雨では土砂災害警戒区域内で多くの被害者が出たことから、避難の実効性を高める取組の一層の推進が必要。



【二河川支川 災害関連緊急砂防事業(熊野町)】

③ 高潮・津波対策等による治水対策、
港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点
の整備の推進

現 状

- 平成16年の台風16号・台風18号による大規模な高潮災害が発生
- 発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等に伴う対策を進める必要がある

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

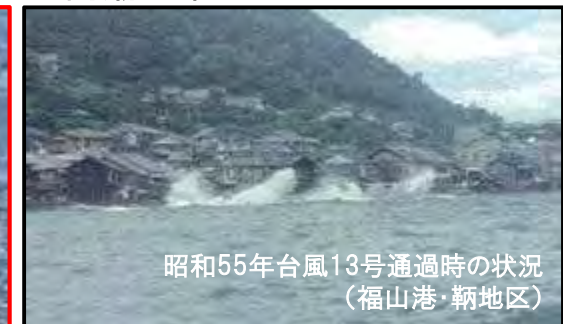
課 題

- 過去に浸水実績のある海岸の高潮災害に対する安全性の早期向上
- 背後地がゼロメートル地帯である市街地等の緊急性の高い地域において、最大クラスの地震への対応

耐震対策



高潮対策



6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

④-1 緊急輸送道路の整備推進

現状

- H30年7月豪雨では、県内各地で豪雨による法面崩壊や落石が頻発
- 緊急輸送道路が被災し、物資輸送機能が麻痺
- 通行止め等により社会経済活動に多大な影響

課題

発災後の迅速な救命・救急活動や円滑な復旧を支えるため、緊急輸送道路の更なる機能強化が必要

H30.7豪雨災害では幹線道路が被災し通行止に



H30年7月豪雨では国道2号東広島BPにより広島・東広島間の交通が確保



災害時のリダンダンシー確保

平成30年7月豪雨災害では国道2号の中野東が通行止めになるとは思わなかった。山陽道が通れなくても、安芸バイパスがあれば利用した。災害時など、道路の選択肢が複数あるのがよい

大手物流
事業者の声

渋滞

生活物資
の枯渇

道路網の寸断により企業活動や県民生活に著しい影響

上:国道31号, 下:呉市のスーパー

(主) 呉平谷線(呉市上二河~此原)



- ・急峻な山と深い渓谷に挟まれた道路で一部区間が土砂災害特別警戒区域に指定
- ・雨量による事前通行規制区間に指定
- ・これまでも法面崩壊により通行止めが発生
- ・慢性的な渋滞が発生 (H27混雑度: 2.42)
- ・線形不良で、円滑な交通の確保が課題

(国)191号 道路法面崩壊

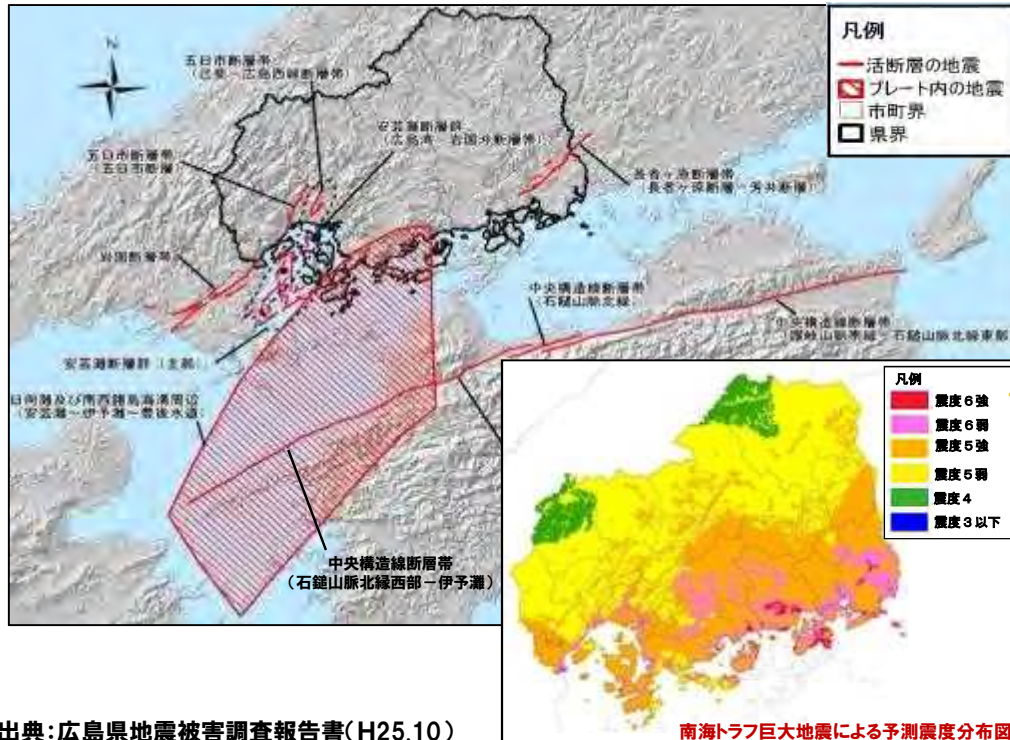


④-2 橋梁の耐震補強等の整備推進

現状

- 北海道胆振東部地震(H30.9), 大阪府北部地震(H30.6), 熊本地震(H28.4)など, 全国各地で大地震が頻発
- 本県においても, 直下型地震や南海トラフ巨大地震など大規模地震への災害リスクが存在
- 大規模地震の発生に伴い, 橋梁が落橋等の被害を受け, 緊急輸送道路としての役割を果たすことができなくなることが懸念

直下型地震のリスクを高める断層等の位置図



6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課題

大規模地震発生時にも被害の拡大を防ぎ, 迅速な救命救急活動や円滑な物資輸送等が行えるよう, 特に跨線橋, 跨道橋及び社会経済活動に多大な影響が生じる渡海橋等への対策の加速

特に耐震性能の向上が急がれる橋梁の例

跨線橋



(国)186号 翠橋(大竹市)

渡海橋



(国)487号 早瀬大橋(呉市~江田島市)

跨道橋



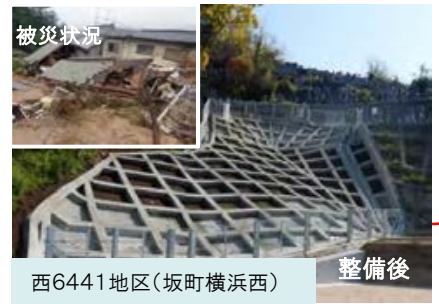
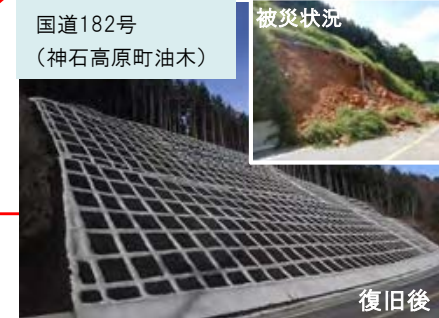
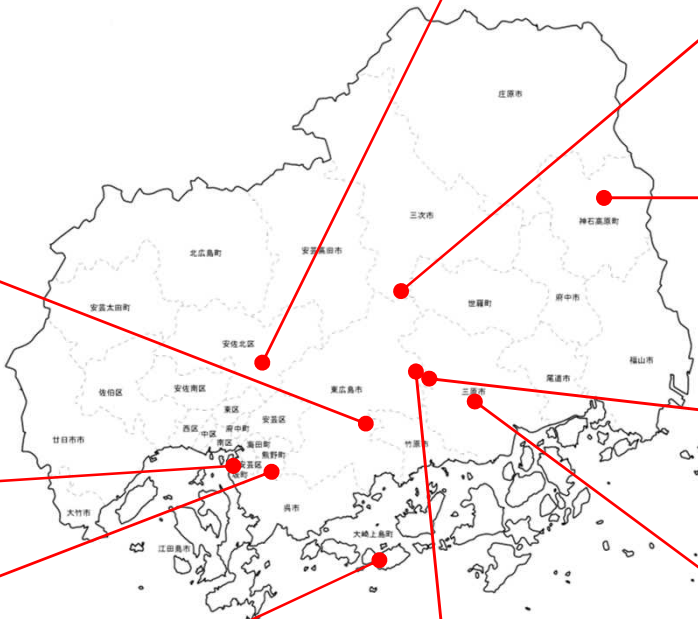
(一)廿日市港線 藤掛陸橋(廿日市市) (国)375号 新大渡橋(東広島市)

広域的な災害支援に資する路線

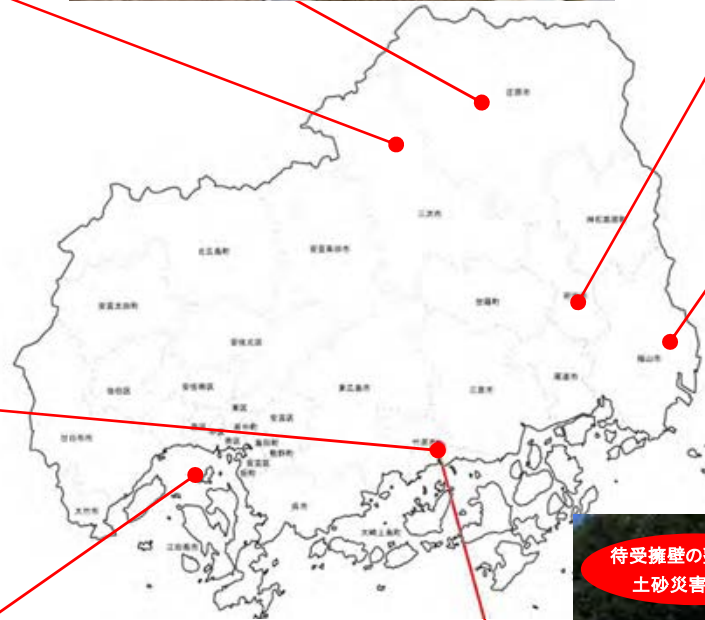
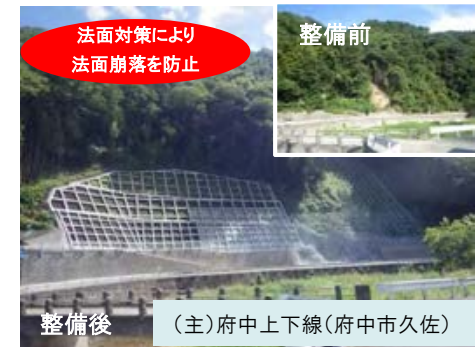


平成30年7月豪雨災害 主な対応状況

区分	箇所数	R2.9月末の状況	
災害復旧	2,550	1,193箇所完成	
緊急事業	砂防	85	36箇所完成
	急傾斜	26	24箇所完成
	治山	59	21箇所完成
改良復旧	道路	1	工事中(R3年度完成予定)
	河川	2	工事中(R4年度完成予定)
	砂防	1	工事中(R3年度完成予定)



「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」 主な効果事例



6 社会資本整備の推進

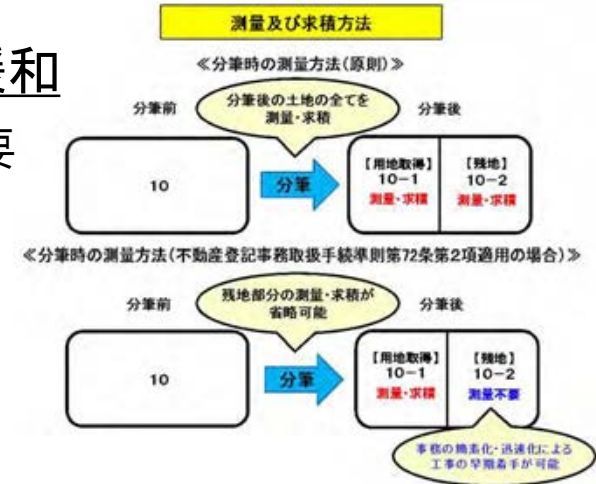
(3) 登記手続の緩和及び適正な土地管理のための取組の推進【創造的復興関係】

国への提案事項

1 災害関連事業における不動産登記法取扱いの緩和

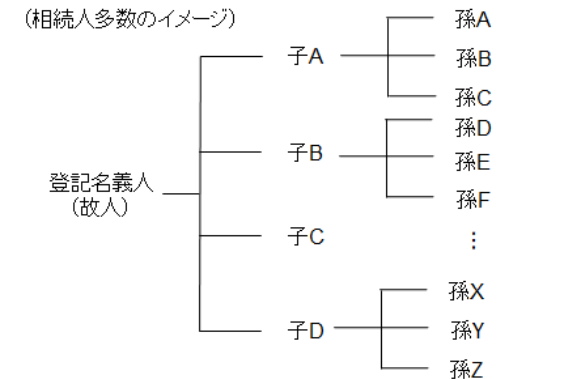
災害関連事業※については、迅速に事業を進める必要があることから、不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項を一律に適用し、用地を取得しない土地(残地)について、測量等を省略できるようにすること。

※災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、災害復旧助成事業



2 「所有者不明土地問題」に関する検討・制度化

法務省において手続が進められている民法及び不動産登記法等の改正について、相続登記の義務化など、所有者情報を円滑に把握できるよう、引き続き検討を進め、すみやかに結論を得て制度化すること。



相続人が多数となる

【提案先省庁:法務省】

現 状

1 災害関連事業における不動産登記法取扱いの緩和

- 公共事業に必要な土地を取得する際に分筆を要する場合、不動産登記規則により、原則として分筆後の土地についても測量する必要がある。
- 不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別な事情があるときに限り、分筆後の1筆(通常は残地)について、測量等を省略することが可能とされている。
- ただし、「広大な」、「特別な事情」などの条件について法令等で明確に定められていないため、事案ごとに法務局と協議しながら進めている。

2 「所有者不明土地問題」に関する検討・制度化

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用のニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加しており、今後、相続機会が増加する中で、所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。
- これらの所有者不明土地は、公共事業において、所有者の特定に多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。
- 国においては、所有者不明土地問題の解決に向け、相続登記の義務化など、民法、不動産登記法の見直しや、登記簿と戸籍等を連携するための方策の検討が行われ、令和2年度中の法案提出を目指している。

6 社会資本整備の推進

(3) 登記手続の緩和及び適正な土地管理のための取組の推進

課 題

1 災害関連事業における不動産登記法取扱いの緩和

- 特に、平成30年7月豪雨災害では、県内の広範囲で土砂災害が多数発生し、膨大な災害関連事業を迅速に実施する必要が生じているが、被災箇所も多くは、地形が急峻であり、一筆の面積が広大な土地もあることから、境界確定や測量に時間を要している。
- 不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項が適用されれば、測量業務等の一部を省略することが可能となるが、事案ごとに事前協議が必要であり、また、その取扱いが異なるなど統一が図られていない。

2 「所有者不明土地問題」に関する検討・制度化

- 相続が生じても登記が行われていない土地については、相続調査に多大な労力が費やされ、相続人の中には遠方居住者が発生することから、連絡調整等に時間を要するなど、事業推進の隘路となっている。

6 社会資本整備の推進

(4) 社会資本の適正な維持管理の推進・強化

国への提案事項

1 社会資本の適正な維持管理に係る財政措置の拡充

県民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぎ、災害時においても機能を発現させるためには、適正な維持管理が必要であることから、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、点検等に係る起債制度の拡充など、地方へ確実な財政措置を図ること。

【提案先省庁:総務省, 財務省, 国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(4) 社会資本の適正な維持管理の推進・強化

国への提案事項

2 インフラデータの利活用に係る財政措置

AI・IoTなどのデジタル技術やビッグデータの活用により、維持管理の更なる高度化・効率化や利便性の向上などに資する新たなサービス・付加価値の創出を実現するため、次の取組について財政措置を図ること。

- ・ 県が管理する道路の規制情報や河川の観測情報等のインフラデータの一元化・オープンデータ化や、国・市町や民間企業等の様々な主体が保有するデータの連携・活用を可能とするシステム基盤の構築
- ・ 橋梁などの施設台帳や点検結果等を誰もが利活用可能なオープンデータとして作成、将来の自動運転の導入や防災にかかる予測技術の向上等に向けた県土全体の3次元データの取得など、インフラデータの充実・高精度化

【提案先省庁：総務省，財務省，国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(4) 社会資本の適正な維持管理の推進・強化

① 社会資本の適正な維持管理に係る財政措置の拡充

現状／広島県の取組

- 国では、「道路メンテナンス事業補助制度」などの創設により、地方公共団体が実施する施設の修繕・更新事業を計画的・集中的に支援することや、「公共施設等適正管理推進事業債」の対象事業を拡充し、長寿命化に係る事業等の着実な推進の支援を実施。
- 広島県では、インフラ老朽化対策に関する取組方針を取りまとめた「中長期的な枠組み」や施設分類毎に「修繕方針」を策定し、計画的な維持管理を推進するとともに、修繕費を増額し、老朽化対策を強化。
- また、コスト縮減を推進していく方策の1つとして「広島県長寿命化技術活用制度」を創設し、これまでに88技術を登録し、57技術を県内公共事業で活用。

＜登録技術例＞

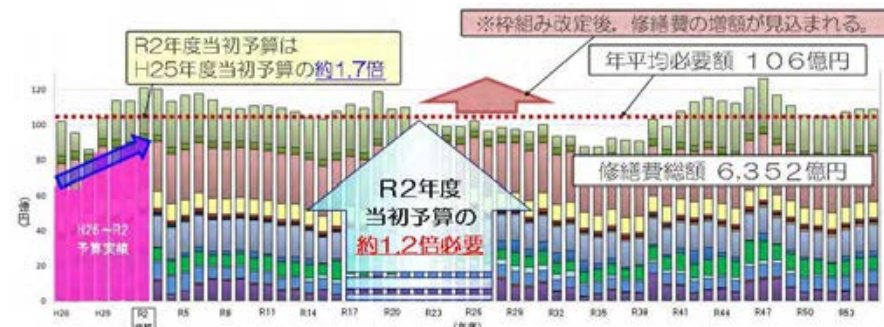


- さらに今年度は、社会情勢の変化やこれまでの点検・補修履歴などを踏まえ、「中長期的な枠組み」及び「修繕方針」を改定する予定。

課題

- 今後、既存インフラの老朽化はさらに加速する見込み。
- 平常時に加え災害時においても、防災施設や緊急輸送路など既存インフラの機能を十分に発揮させるためには、計画的かつ戦略的な維持管理が必要である。
- そのため、老朽化対策の予算を増額し、適切な維持管理に努めているが、維持管理費は不足しており、これらを着実に実施することが厳しい状況となっている。
- 適切な維持管理を行う上で必要となる官民の技術者などの担い手不足も顕在化しており、さらなる維持管理の効率化を進める必要がある。

＜主要な26種類の施設における修繕費総額を試算＞ (更新費は含まない)



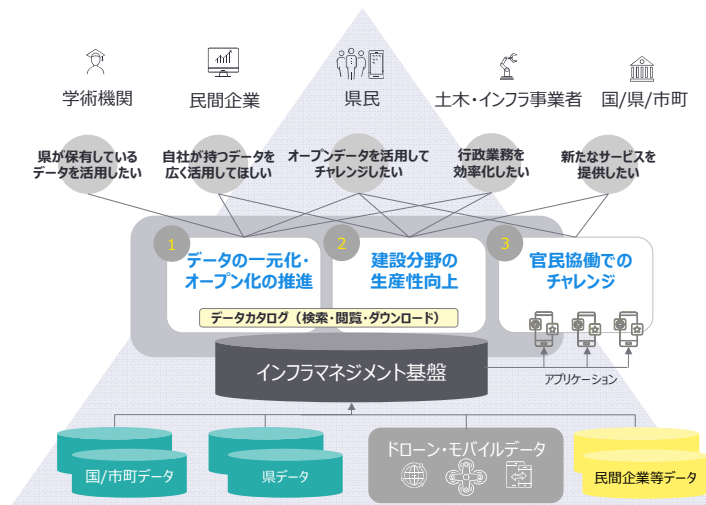
6 社会資本整備の推進

(4) 社会資本の適正な維持管理の推進・強化

② 既存インフラデータ等の利活用に係る財政措置

現状／広島県の取組

- AI・IoTなどのデジタル技術を最大限に活用した最適なインフラマネジメントに取り組む「広島デジフラ構想」を推進することで、県民の安全・安心の確保やインフラを利用する人の利便性向上を目指している。
- 今年度は、県が管理する道路の規制情報や河川の観測情報等のインフラデータの一元化・オープンデータ化に向けたシステム基盤(インフラマネジメント基盤)の構築, 国・市町・民間企業等との情報共有, データ連携などの検討を進めている。



【インフラマネジメント基盤を活用した取組の全体像】

課題

- 県が管理する道路の規制情報や河川の観測情報等のインフラデータは、管理施設毎に構築したシステムで管理しており、管理者間での連携ができていないことに加え、橋梁などの施設台帳や点検結果等はオープンデータ化も十分でないことから、データの利活用が進んでいない。
- 国・県・市町の管理者の枠を超えた連携及び民間企業等の保有する技術やビッグデータとの連携もできていない。
- 道路や河川の施設台帳の一部は紙やPDFなどで管理されていることや、航空測量データなど、記憶媒体で保管されているデータもあることから、十分な利活用がされていない。
- データの利活用を促進するためには、誰もが利活用可能なオープンデータの作成やデータの精度・鮮度の保持が必要であるものの、十分にできていない。

6 社会資本整備の推進

(5) 道路ネットワークの整備促進等

国への提案事項

主な国直轄事業要望箇所等



ポストコロナ時代の「新たな日常」を実現するとともに、地方創生及び国土強靱化を推進し、ストック効果を早期に発揮させるため、次に掲げる項目を計画的かつ着実に実現すること

- 1 広域ネットワークを形成する高速道路の機能強化・直轄国道バイパスの整備促進
- 2 地域活性化を促す道路整備と戦略的な維持管理・更新のための財政措置
- 3 都市基盤を強化する街路事業の推進
- 4 地方の意見を反映した新たな広域道路交通計画の早期策定及び重要物流道路の更なる指定などネットワークの強化
- 5 道路予算総額の安定的な確保及び補助制度の拡充

開通予定年度に向けた着実な整備を要望する

- ◆ 東広島・呉自動車道 阿賀ICの立体化 R3完了
- ◆ 一般国道2号 東広島・安芸バイパス R4完了

2020年代前半までの整備を要望する

- ◆ 一般国道2号 道照交差点立体交差化
- ◆ 尾道松江線(付加車線整備)

【提案先省庁：財務省、国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(5) 道路ネットワークの整備促進等

国への提案事項

① 広島都市圏から空港への高いアクセシビリティの実現

国直轄等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国道2号 東広島・安芸BP ○ 一般国道2号 道照交差点立体交差化 ○ 山陽自動車道の機能強化(車線数の増加) ○ (仮称)八本松SICの早期事業化
県事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要地方道 矢野安浦線

② 広島都市圏全体での企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築

国直轄等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国道2号 東広島・安芸BP(再掲) ○ 一般国道2号 広島南道路(明神高架) ○ 広島呉道路(4車線化) ○ 東広島・呉自動車道 阿賀IC立体化 ○ 広島呉道路と東広島・呉自動車道の接続区間の計画の早期具体化 ○ 広島南道路(商工センター以西)の早期事業化 ○ (仮称)八本松SICの早期事業化(再掲)
------	---

③ 福山都市圏の生産性向上に資する道路ネットワーク構築による産業競争力強化

国直轄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国道2号 福山道路
県事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域高規格道路福山西環状線 ○ 主要地方道福山沼隈線 ○ 主要地方道鞆松永線

④ 観光周遊を促す道路ネットワークの形成による観光立県の実現

国直轄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国道2号 東広島・安芸BP(再掲) ○ 一般国道2号 福山道路(再掲)
県事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国道432号, 主要地方道 鞆松永線(再掲)等 ○ しまなみ海道サイクリングロードの環境整備に向けた財政措置

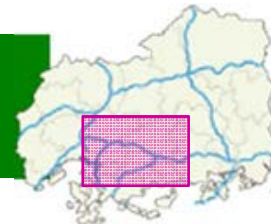
⑤ 安心・安全を確保し, 豊かな暮らしを支える道路整備の推進

<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活性化を促す道路整備と戦略的な維持管理・更新のための財政措置 ○ 安全で快適な歩行者等の空間整備推進のための財政措置 ○ 都市基盤を強化する街路事業の推進

⑥ 新しい生活様式を踏まえた自転車の活用推進, サイクルツーリズムの推進

県事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車通勤・通学等のための走行環境整備に向けた財政措置 ○ しまなみ海道サイクリングロードの環境整備に向けた財政措置(再掲)
-----	---

6 社会資本整備の推進 (5) 道路ネットワークの整備促進等



① 広島都市圏から空港への高いアクセシビリティの実現

現 状

- 令和3年の広島空港の経営改革の導入に向け、道路系アクセス強化の取組実施
- 空港へは道路利用が9割、広島市域からの利用が約5割

空港利用者の出発地

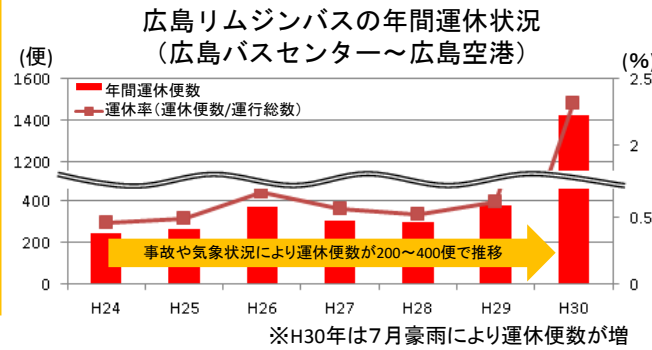
地域	割合
広島市	48%
広島県内	32%
その他県内	20%
福山市	5%
尾道・三原市	8%
東広島市	8%
呉市	8%
廿日市市	2%
安芸郡	3%

広島市域からの利用が約5割

出典：国土交通省 H29航空旅客動態調査



- #### 課 題
- 事故や大雨等による高速道路の交通渋滞や通行止めの影響を受ける空港アクセス
 - 代替路である現道(国道2号)の慢性的な渋滞
 - 平常時・災害時を問わない広島空港への高いアクセシビリティ(速達性, 定時性, 代替性, 多重性)の確保が必要

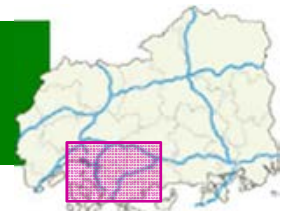


空港アクセスルート所要時間※

ルート	路線	整備後	現状
①高速ルート	広島高速5号線+山陽道	40分	45分
②一般ルート	国道2号東広島-安芸BP+山陽道	65分	105分
③白市ルート	JR山陽線+空港連絡バス	64分	64分
迂回ルート	(主)矢野安浦線+東広島呉道	-	-

※H22センサスの平日混雑時速度により算出。一般ルートの現状の所要時間は国道2号の現道を利用した場合(H17センサスで算出)。迂回ルートは平成29年1月に中国運輸局で路線認可。山陽自動車道で事故や渋滞が発生した場合の利用が可能

6 社会資本整備の推進 (5) 道路ネットワークの整備促進等



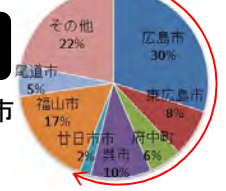
② 広島都市圏全体での企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築

全体 10.0兆円

- 現状**
- 国道2号(現道), 国道185号の渋滞による物流の信頼性低下
 - 広島都市圏や東広島市, 呉市を中心に多くの産業団地が立地
 - さらに東広島市や広島港五日市地区でも新たな団地造成が進捗

**R1広島県
製造品出荷額等**

広島都市圏・東広島市・呉市
で全体の約6割を占める

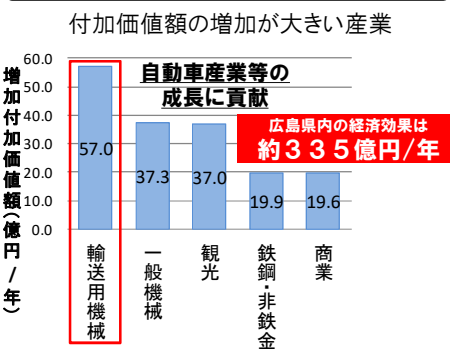


- 課題**
- 国道2号をはじめとする幹線道路の慢性的な渋滞を解消し, 企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築が必要
 - コロナ禍でも大型車通行量は約1~2割減に留まっており, 物流は有事でも提供し続けなければならない業務

物流事業者の主な利用ルートと主要渋滞箇所



東広島廿日市道路整備による地域経済への効果予測



6 社会資本整備の推進 (5) 道路ネットワークの整備促進等

③福山都市圏の生産性向上に資する道路ネットワーク構築による産業競争力強化

現状

- 福山都市圏は瀬戸内海地域の中核的な工業拠点
- 重要港湾福山港の機能強化(ふ頭再編改良事業着手)
- 福山市中心部に主要渋滞箇所が集中
- 福山市西部, 及び北部の産業団地と産業集積地, 福山港とのアクセスが脆弱

一般国道2号渋滞ランキング(R1)

福山市中心部の
2区間が上位に

順位	渋滞損失時間*	市区町村	区間名
1	124	広島市	東雲インター入口交差点～出汐町交差点
2	98	倉敷市	大西交差点付近～中新田交差点
3	94	福山市	紅葉町交差点～小田川橋交差点
4	74	岡山市	バイパス豊成交差点～青江交差点
5	72	福山市	明神町交差点～府中分かれ交差点

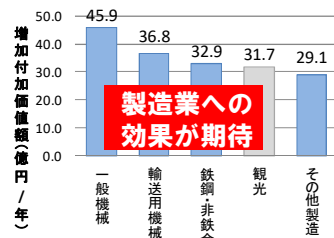
出典: 渋滞ワーストランキングのとりまとめ(平成31・令和2年)(国土交通省)より作成
※渋滞損失時間: 混雑により余計にかかる時間(単位: 万人・時間/年)

課題

福山市中心部の渋滞を緩和し, 企業等の生産性向上に資する道路ネットワークの構築が必要

[広島県 試算]

倉敷福山道路(全線供用)整備による地域経済への効果予測



製造業への
効果が期待

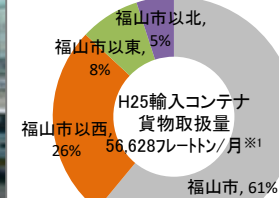
R1.11福山道路 起工式



広島県内の経済効果は
約387億円/年



福山港コンテナ貨物 方面別輸送状況



出典: H25年全国輸出入コンテナ貨物流動調査より作成



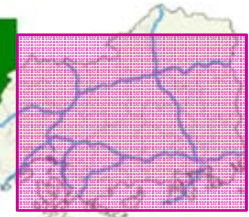
A 一般国道2号赤坂B P 東口交差点付近 B 一般国道2号神島橋西詰交差点付近

福山都市圏の渋滞対策



※1フレートトン: 港湾取扱量の単位であり, 容積1.113立方m又は重量1,000kgを1フレートトンとし, 容積, 重量のどちらか大きい方をもって計算する。 ※2 国土交通省: H29港湾統計

6 社会資本整備の推進 (5) 道路ネットワークの整備促進等

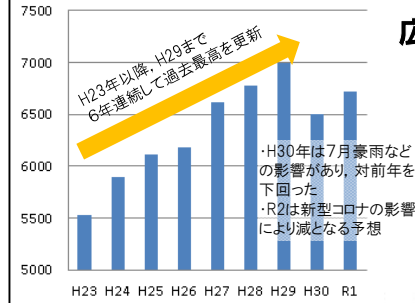


④観光周遊を促す道路ネットワークの形成による観光立県の実現

現状

- ひろしまブランド、瀬戸内ブランドの確立により世界に誇れる観光地を目指し、取り組みを実施
- 2つの世界遺産や瀬戸内海、サイクリング等の多彩な観光資源が集積
- 井桁状高速道路ネットワークにより観光地へのアクセス性は高いものの、都市内渋滞等が観光周遊の大きな妨げに
- 令和元年11月にしまなみ海道サイクリングロードがナショナルサイクルルートに指定
- 令和2年、新型コロナウイルスの影響により観光客が減少

広島県総観光客数の推移



広域観光周遊ルート



課題

- ICアクセス、観光地間アクセス、都市内道路の整備により、広域観光周遊を促す道路ネットワークの形成が必要
- 新型コロナ収束後の観光等の経済活動復興のための道路ネットワークの形成が必要

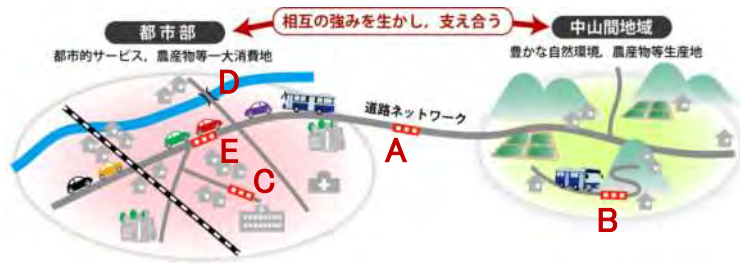
6 社会資本整備の推進 (5) 道路ネットワークの整備促進等



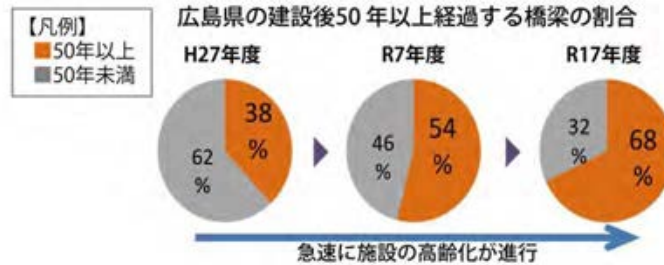
⑤安心・安全を確保し、豊かな暮らしを支える道路整備の推進

現状と課題

- A 都市的機能の享受を可能とする地域と拠点間の円滑な移動
- B 買い物, 通院等地域住民の日常生活を支える道路整備
- C 総合的な交通安全対策の推進
- D 道路施設の適正な維持管理
- E 都市基盤を強化し, 持続可能なまちづくりに資する道路・街路整備



D 道路施設の適正な維持管理



橋梁補修に係る指標
**令和5年に健全度
 I・IIを100%**
 (広島県道路整備計画2016)

橋梁補修等の状況(令和元年度末時点)

- 1巡目の橋梁点検(H26~H30)の結果, 健全度Ⅲが448橋(全数4,140橋)
- うち修繕に着手: 245橋(健全度Ⅲの54.7%)
- うち完成: 100橋(健全度Ⅲの22.3%)

C 総合的な交通安全対策の推進

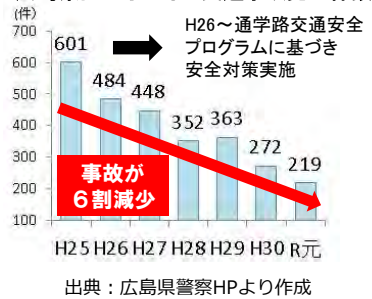
全国平均を下回る一般県道の歩道設置率

区分	全国	広島県	順位
一般国道指定区間	64.9%	52.7%	37
一般国道指定区間外	55.8%	56.6%	12
主要地方道	46.9%	44.4%	13
一般県道	33.5%	29.3%	28

歩道設置率=歩道設置道路実延長÷実延長
 出典:道路統計年報2019より作成



広島県内の子どもの交通事故発生件数



- 通学路安全交通プログラムに基づく交通安全対策や未就学児等の移動経路における交通安全対策の実施

橋梁補修の事例



(国)433号 式数大橋 橋梁概要

架設年度	昭和48年(1973年)
橋長	623.5m
幅員	10.1m
形式	3径間連続トラス橋

- 点検により, 上部工の塗装劣化や橋脚のひび割れ等が確認されたため, 橋梁補修工事を実施



6 社会資本整備の推進 (5) 道路ネットワークの整備促進等



⑥新しい生活様式を踏まえた自転車の活用推進，サイクルツーリズムの推進

現 状

○県ではH31年3月に自転車活用推進計画を策定し，施策を推進。
県内市町においては5市が策定(R2年8月末時点)



歩行者と分離された
自転車通行空間(広島市)

○また，ウィズコロナの新しい生活様式として，県民・事業者に対し自転車・徒歩等の出勤を要請
○しまなみ海道CR等では，サイクルツーリズムによる観光地域づくりを推進。国内外からのサイクリング客が着実に増加

○R元年11月にしまなみ海道CRが
ナショナルサイクルルートに指定

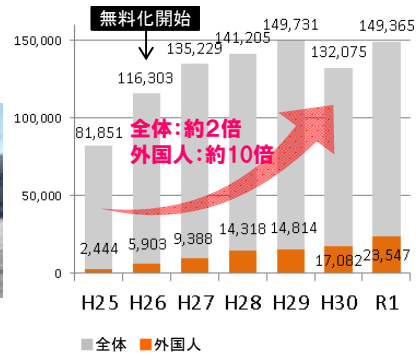


しまなみ海道サイクリングロードが
ナショナルサイクルルートに指定
(R元年11月)



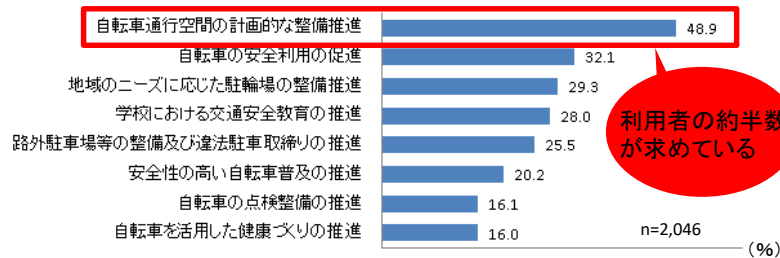
ナショナルサイクルルートの
起点を示す標識を
尾道駅前に設置(R2年4月)

レンタサイクル貸出台数(しまなみ海道)



「自転車通行空間の計画的な整備推進」に対する県民ニーズが最も高くなっている

問 あなたが自転車の活用を推進する上で特に重要と思われるものを教えてください。
(上位のみ抜粋)



資料 県民の自転車利用状況に関するアンケート調査(平成30年12月)

広域的サイクリングロードの形成

広島県自転車活用推進計画(H31年3月)において，県内7コースをモデルコースに設定。



課 題

- 通勤・通学等における自転車利用促進のための走行空間の確保
- サイクルツーリズムを推進し，世界に誇るサイクリング環境を創出するためのハード・ソフト両面での受け入れ環境の向上

6 社会資本整備の推進

(6) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

国への提案事項

広島市東部地区連続立体交差事業の着実な推進に必要な財政措置

交通の円滑化，市街地の分断の解消及び踏切の安全確保を実現し，まちづくりを促進する連続立体交差事業の実施には，長期的に多額の事業費が必要であるため，着実な事業推進に必要な財政措置を行うこと。

広島市東部地区連続立体交差事業
(安芸郡府中町～海田町)



鉄道高架と関連街路の整備イメージ(JR向洋駅付近)

【提案先省庁:財務省,国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(6) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

現 状

【地域の状況】

- 広島都市圏東部地域では、鉄道による市街地分断が効率的な基盤整備を阻害
- 踏切が多数(16箇所)あり、踏切遮断による交通渋滞や踏切事故が発生

【取組の状況】

- 令和2年6月にI期区間である向洋駅周辺の工事基本協定を県、広島市及びJR西日本の3者で締結
- 早期の鉄道工事着手に向け、支障物件の移設や仮線用地の更地化等の準備事務を推進中

【国の対応状況】

- 令和元年度より連続立体交差事業の個別補助制度を創設

課 題

広島市東部地区連続立体交差事業の実施には

- 長期的に多額の事業費が必要
- 着実に事業推進できる財政措置が必要
- 財政状況の厳しい地方負担の軽減が必要

事業区間内の緊急に対策の検討が必要な踏切

多くの歩行者に踏切遮断の影響



青崎第10踏切(府中町)
(歩行者ボトルネック踏切)

1時間当たり最大約44分の踏切遮断



新町踏切(海田町)
(開かずの踏切)

連続立体交差事業と連携したまちづくり



土地区画整理事業が進む向洋駅周辺

駅前広場等の整備が概成した海田市駅南側



6 社会資本整備の推進

(7) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

国への提案事項

1. 広島港について、地域産業の持続的発展やアジア諸国等との交易拡大を支える出島地区コンテナ物流拠点の充実・強化を図るため、整備に向けた取組への支援。
2. 広島港・福山港・尾道糸崎港について、地域産業のグローバル化への対応など企業活動を支える物流基盤の充実・強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置。
3. 広島港・厳島港について、観光・交流の拠点機能の強化を図るとともに、インバウンド需要に対応したクルーズ客船の受入機能を充実するため、着実な整備に必要な財政措置。

提案箇所一覧

港名・地区名	内容
広島港 出島地区 宇品地区 宇品地区 五日市地区	<ul style="list-style-type: none"> ・岸壁・泊地(水深14m)の整備 《新規事業化》 ・岸壁(水深10m⇒12m化・耐震強化)の整備【直轄】 ・クルーズ船の受入機能充実に係る岸壁(水深10m)の改良 ・臨港道路 廿日市草津線(4車線化)の第Ⅱ期整備
福山港 箕島地区 箕沖地区 本航路 等	<ul style="list-style-type: none"> ・岸壁・航路・泊地(水深12m)の整備【直轄】 ・岸壁・航路・泊地(水深10m)の整備【直轄】 ・船舶の運航効率改善に係る規制緩和(余裕水深緩和等) ・企業及び地方の負担を軽減する新たな制度設計 ・福山本航路(水深16m⇒18m化)の整備【直轄】
尾道糸崎港 機織地区	<ul style="list-style-type: none"> ・泊地(水深7.5m⇒10m化)等の整備【直轄】
厳島港 宮島口地区	<ul style="list-style-type: none"> ・新ターミナル周辺の港湾施設の整備



【提案先省庁：内閣府，国土交通省】

6 社会資本整備の推進

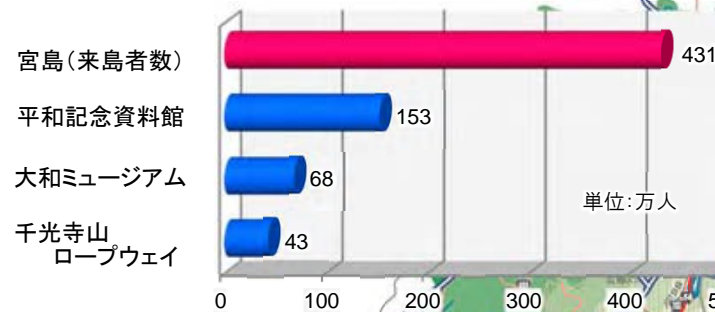
(7) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

施策の背景

- 広島港・福山港・尾道糸崎港は、地域の基幹産業を支える物流・交流拠点として重要な役割を果たしている。
- 厳島港は、世界遺産「厳島神社」を有する宮島への玄関口として多くの観光客に利用されている。

厳島港は観光地「宮島」への玄関口

主要観光地の利用状況(H30)

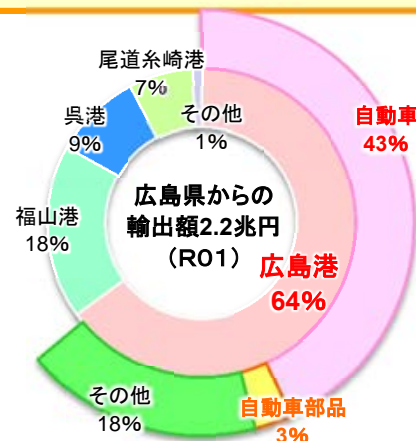


広島県は中・四国以西で有数のものづくり県

中国・四国・九州地方の県別
製造品出荷額等(H30)

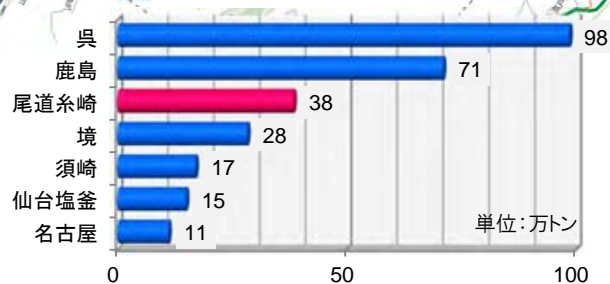


自動車関連輸出を支える広島港



尾道糸崎港は全国有数の木材取扱拠点

原木 輸入量 (H30)



背後に全国有数の鉄鋼メーカーを有する福山港

鋼材+鉄鋼 輸出量 (H30)



6 社会資本整備の推進

(7) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

1 広島港コンテナ物流拠点の充実・強化のための整備に向けた取組

出島地区

国際コンテナ物流の拠点



現状/広島県の取組

令和元年のコンテナ取扱量は過去最高を記録しているなか、コンテナヤードや企業・倉庫用地が不足しており、利用者ニーズに対応するため物流関連用地等(約13ha)の造成を進めており、令和4年度の完成を目指す。

H30.9 広島港長期構想策定

H31.3 広島港港湾計画改定

【背景】社会経済情勢、港湾物流の動向等に変化を踏まえ、将来に渡って、背後企業の産業活動を支え、地域経済の発展に貢献する港づくりを推進するため、港湾計画を改訂した。

具体化に向けて

R2.3 広島港利用高度化検討会のまとめ

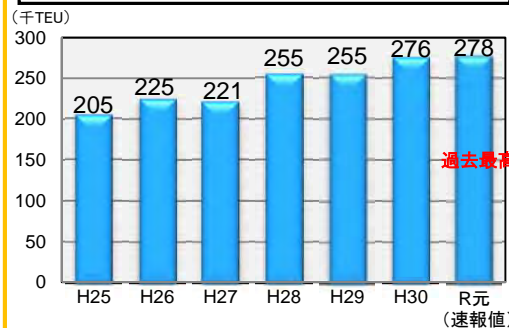
【戦略】地域産業の発展を支える港湾機能の強化
目指す目標

- ・東南アジア等へのリードタイムの短縮や輸送コスト低減に資するサービスの強化

など

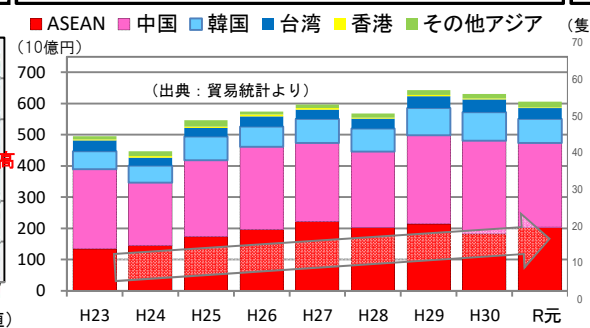
物流用地の造成と並行し
外貨コンテナ物流機能の
強化が必要

広島港のコンテナ取扱量の推移



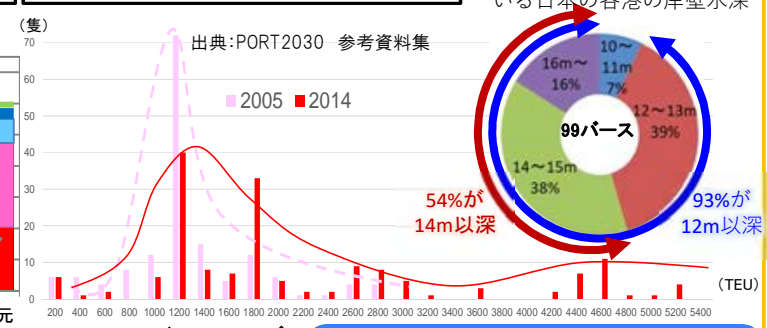
広島港におけるコンテナ取扱量は年々増加しており、**2年連続で過去最高の取扱量**を更新した

広島港のアジア取引国別貿易額の推移



広島港のコンテナ貨物の相手国における**ASEANの割合は増加傾向**となっており、輸送の効率化が求められている

日本に寄港する東南アジア航路の船型変化



東南アジア航路は船舶の大型化が進行し**半数以上が14m以深の岸壁を利用**しており、**今後、更なる大型化の可能性**がある

東南アジア諸国等の貨物需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するためには、**出島地区の岸壁・泊地整備が必要**

6 社会資本整備の推進

(7) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-1 地域の企業活動を支える広島港の物流基盤の充実・強化

- 五日市地区は物流関連企業の立地が増加しており、新たな企業用地を確保するため、令和4年度の完成を目指し造成を進めている。
- 宇品地区は自動車運搬船が大型化しているなか、岸壁の水深が浅く満載して輸送することが困難なため、喫水調整を余儀なくされている。

立地企業増加等により懸念される交通渋滞への対応が必要

(五日市地区)



物流関連企業の進出



広島はつかいち大橋の渋滞状況

自動車運搬船の大型化への対応が必要（非効率な輸送形態の解消）

(宇品地区)



自動車運搬船の喫水調整状況



6 社会資本整備の推進

(7) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-2地域の基幹産業のグローバル化に対応する福山港の機能強化 国際バルク戦略港湾福山港における効率的な輸送の早期実現

- 箕島地区を利用する福山港背後の鉄鋼業や造船業は、海外需要の増加に対応するため、遠方地への輸出も強化しており、鋼材や造船関連資材の輸出も増加が見込まれているが、現時点においても、大型船対応の岸壁が不足しているため、喫水調整を行うなど非効率な輸送を強いられている。
- 箕沖地区は、寄港するコンテナ船の大型化により、岸壁の必要延長が不足している。
- このような状況のなか、効率的な輸送や船舶の大型化に対応するため、平成30年度に新規事業化された箕島・箕沖地区ふ頭再編改良事業の(岸壁、航路・泊地)早期完成が求められている。



地域の基幹産業のグローバル化等への対応が必要



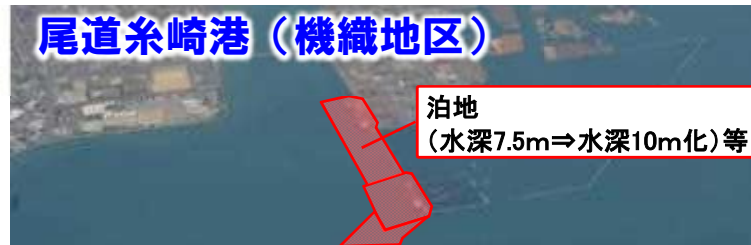
6 社会資本整備の推進

(7) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-3 地域の基幹産業の競争力強化に資する尾道系崎港の航路・泊地整備

○機織地区は30,000DWT級の木材運搬船が入港しているが、泊地(整備中)の水深が不足しているため、積荷を軽減するなど非効率な輸送を余儀なくされている。

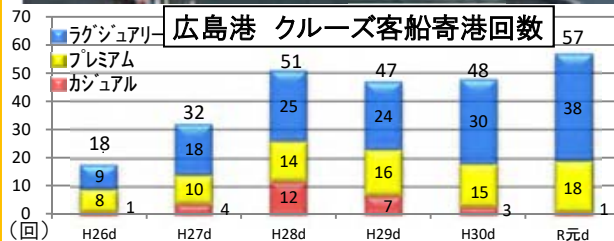


木材運搬船の大型化への対応が必要(非効率な輸送形態の解消)

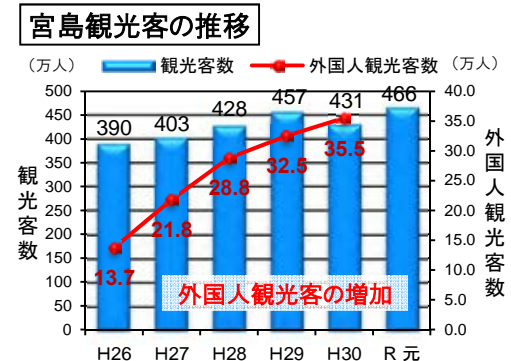


3 観光・交流の拠点となる広島港・厳島港の港湾機能の強化

○広島港へのクルーズ寄港回数は年々増加しており、インバウンド需要に対応したクルーズ客船の受入機能を充実が求められている。
○宮島口地区の新ターミナルと浮棧橋は、今年2月に供用開始した。今後は、ターミナルへ円滑に誘導するアクセス道路等の整備が求められている。



クルーズ船寄港回数の増加や観光客の利便性向上への対応が必要



6 社会資本整備の推進

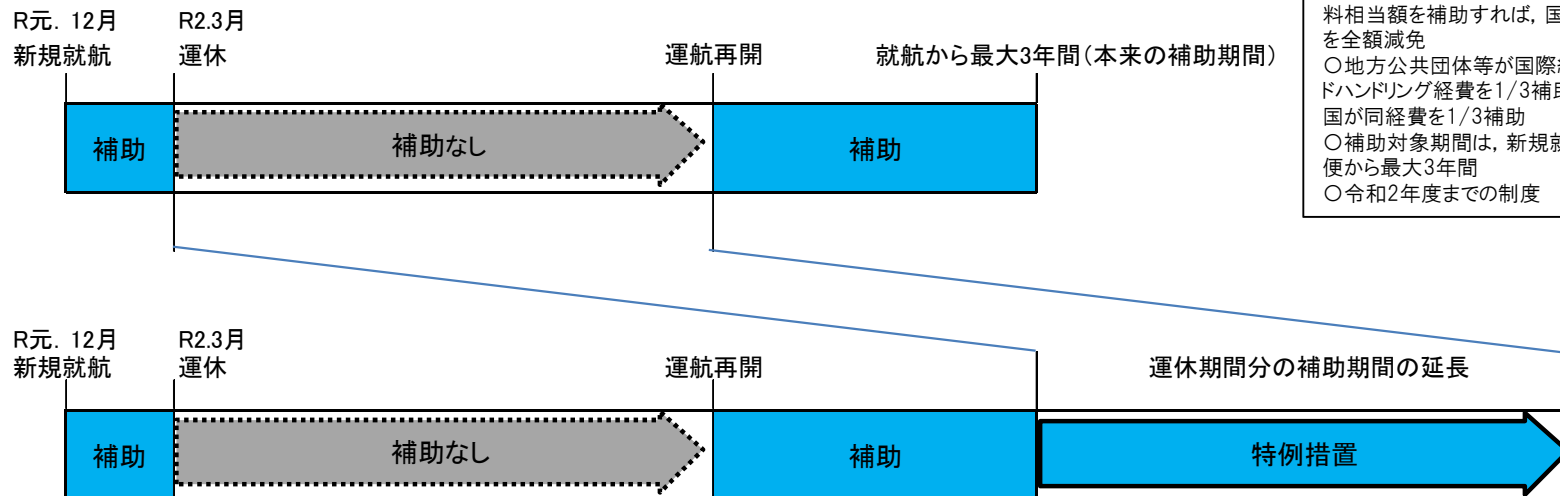
(8) 空港活性化に向けた訪日誘客支援空港制度の特例措置の設定等

国への提案事項

1 訪日誘客支援空港制度の特例措置の設定

- 新型コロナウイルスの影響により運休を余儀なくされた航空会社に対し、補助期間を延長するなど本来受けられるはずの補助が受けられるような特例措置を設けること。

<令和元年12月18日新規就航のノックエア(広島～バンコク線就航)のケース>



訪日誘客支援空港制度の概要

- 地方公共団体等が国際線の着陸料相当額を補助すれば、国が着陸料を全額減免
- 地方公共団体等が国際線のグランドハンドリング経費を1/3補助すれば、国が同経費を1/3補助
- 補助対象期間は、新規就航又は増便から最大3年間
- 令和2年度までの制度

2 訪日誘客支援空港制度の令和3年度以降の継続

- 地方空港における国際線の新規就航・増便を推進する「訪日誘客支援空港制度」について、令和3年度以降についても継続すること。

6 社会資本整備の推進

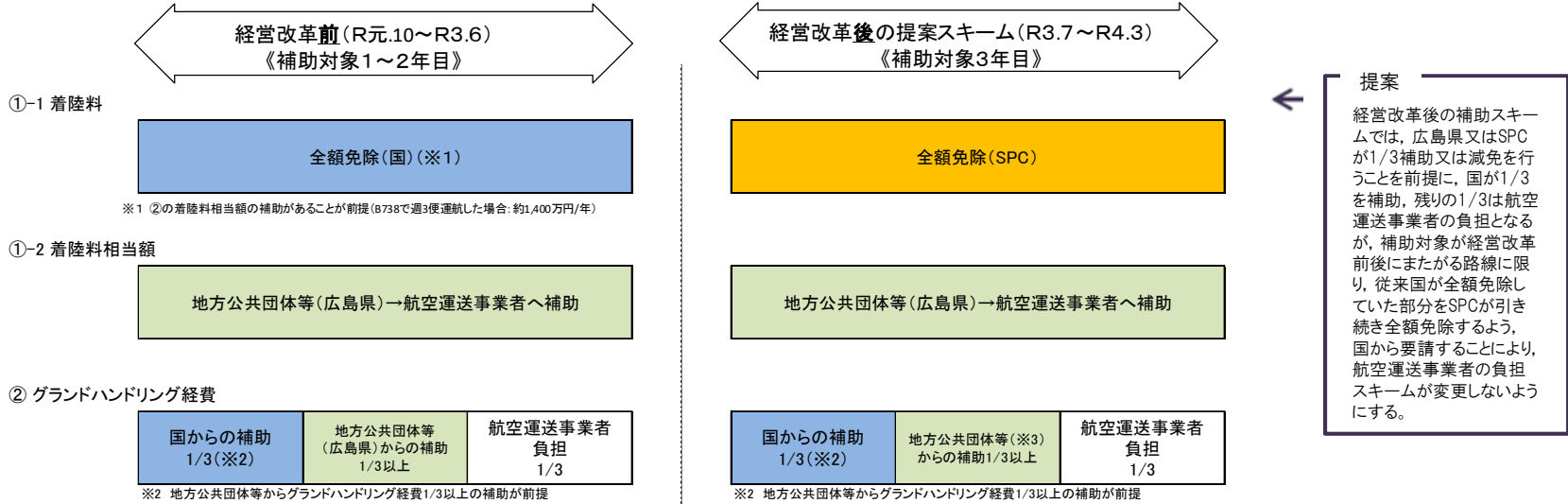
(8) 空港活性化に向けた訪日誘客支援空港制度の特例措置の設定等

国への提案事項

3 経営改革前後における訪日誘客支援空港への補助制度の負担スキームの維持

○ 訪日誘客支援空港への補助制度において、補助対象期間(最大3年間)が、経営改革前後にまたがる新規就航路線又は増便路線については、経営改革後においても、航空運送事業者の負担スキームが変更しないように、着陸料については、制度の継続性に鑑み、SPCが免除を行うように、国から要請をすること。また、グランドハンドリング経費については、負担スキームを継続すること。

＜広島空港に令和元年冬ダイヤから新規路線が就航した場合の負担スキーム＞



※3 地方公共団体等とは空港の所在する地方公共団体、空港運営権者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理するもの並びに空港法第14条に規定する協議開始の他の協会及びその構成員をいう。

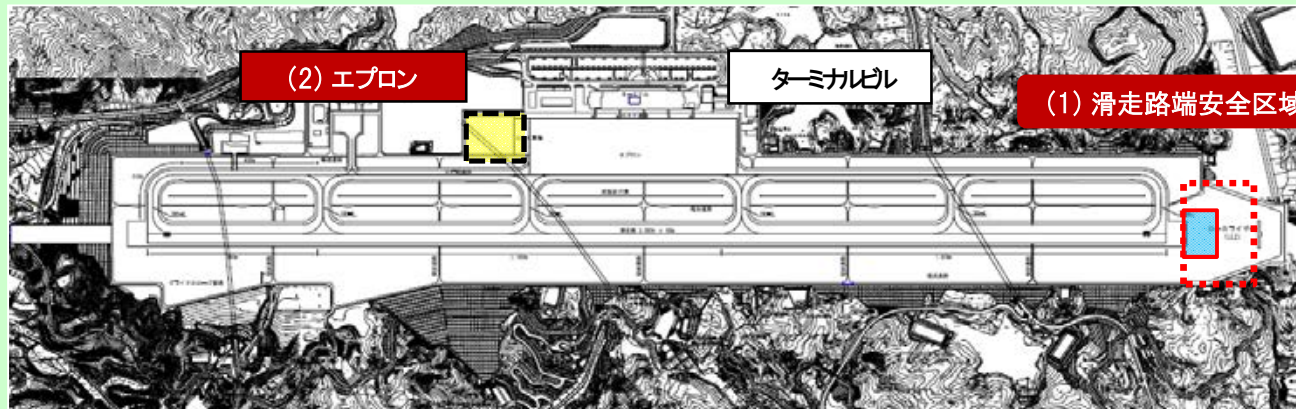
6 社会資本整備の推進

(8) 空港活性化に向けた訪日誘客支援空港制度の特例措置の設定等

国への提案事項

4 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

- (1) 滑走路端安全区域の確保については、国において整備に向けた準備が進められており、空港運営への影響が最小限となるよう配慮しつつ、早期に整備着手すること。
- (2) 新規路線の就航や増便に対応できるようにするため、エプロンを早急に拡張すること。



エプロン拡張用地 滑走路端安全区域の整備

滑走路端安全区域の国内基準

可能な限り用地の確保に努める範囲

- 長さ 240m
- 幅員 着陸帯幅

原則範囲

- 長さ 90m
- 幅員 滑走路幅の2倍

4 (1) 滑走路端安全区域の確保

- 広島空港は、①社会的な影響度が高く、②着陸回数が多い空港であり、優先的に整備を進める空港と位置付け
- 広島空港では、滑走路西側で国内基準の範囲が確保されておらず、国は、滑走路全体を東側に移設させる方針
- 整備に当たっては、空港運用への影響を最小限に止める対策が必要

(2) エプロンの拡張

- 広島空港は、平成29年7月に「訪日誘客支援空港」に認定された
- 東南アジア・東アジアからの新規就航や、LCCの増便など国内外の航空ネットワーク拡充に取り組んでおり、令和3年の経営改革導入に先行して、エプロンの拡張が必要

【提案先省庁：国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(9) ため池の総合対策【創造的復興関係】

国への提案事項

1 農業用ため池の総合対策の推進

- 「防災・減災，国土強靱化3か年(H30～R2)緊急対策」以降も，ため池の総合対策に係る財政措置の継続に配慮すること。
- また，「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく，補強・廃止工事等が計画的に進められるよう支援の充実を図ること。

2 適切な管理・保全のための財政措置

- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に義務付けられた地方公共団体の役割を適切に果たすことができるよう，ため池の箇所数などの実態に即した地方財政措置を講じること。
- また，ため池の利用者による管理が適切に行われるよう「管理者の負担軽減策の検討」や「必要な財政措置」などを行うこと。



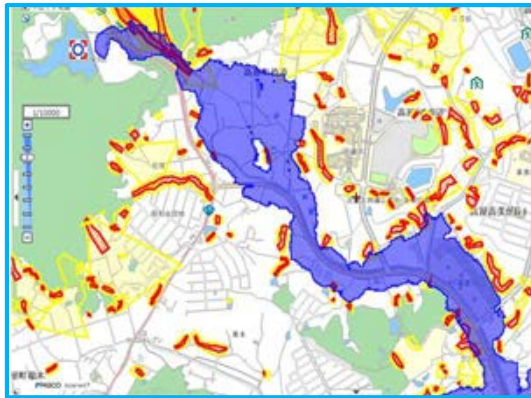
【提案先省庁：総務省，財務省，農林水産省】

6 創造的復興による新たな広島県づくり (9) ため池の総合対策

現状/広島県の取組

- 平成30年7月豪雨災害で、堤体の決壊や損壊等により下流への被害が発生したことを受け、「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」を策定し、人への被害のおそれがあるため池は、全て、「防災重点ため池」に選定した上で、次の対策を進めている。
 - 住民の迅速な避難行動につなげるための対策
 - 利用するため池の管理強化と補強対策
 - 利用しなくなったため池の統合・廃止対策

広島県内の農業用ため池 18,938箇所
 うち防災重点ため池 7,798箇所(約4割)
 ※ 全国で2番目に箇所数が多い 令和2年3月末時点



《迅速な避難行動につなげる対策》
 ため池の位置や決壊時の浸水想定区域の情報を住民に提供することにより、豪雨時などにおける住民の迅速な避難へ繋げる。



《利用するため池の補強工事》



《利用しなくなったため池の廃止工事》

課題

- 対策の対象となる箇所が極めて多く、実態把握に時間を要することに加え、対策工事への着手には関係者との調整などに期間を要することから、令和3年度以降も、地方負担の軽減への配慮が必要である。

【参考】 現行のため池対策に係る地方債

地方債の区分	充当率	交付税措置
公共事業等債	90%	20%
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (令和2年度迄)	100%	(国補)50%(単独)70%

- また、ため池管理者や地方公共団体が農業用ため池の管理及び保全に関する法律で課された義務を適切に果たせるよう、必要となる農業行政経費の算定においてはため池の箇所数などを考慮するなど、継続的な財源確保を国の責務として措置していくことが必要である。
- 加えて、ため池の利用者による管理が適切に行われるよう管理者の負担軽減策を検討するとともに、行政による管理者支援などへの財政措置の充実も必要である。



6 社会資本整備の推進

(10) 水道施設の強靭化【創造的復興関係】

国への提案事項

水道施設の強靭化対策のための財政措置

1 水道事業及び水道用水供給事業

- 緊急対策を進める上で要件緩和がされ、対象施設が増える中、R3年度以降も引き続き強靭化対策事業を実施する必要があるため、財政措置を講じること。

2 工業用水道事業

- 緊急対策を進める上で要件緩和がされ、対象施設が増える中、R3年度以降も引き続き強靭化対策事業を実施する必要があるため、財政措置を講じること。
- 強靭化事業について、一般会計からの繰出基準の拡大及び地方交付税による財政措置を行うこと。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省，経済産業省】

課題

- 平成30年7月豪雨災害をはじめ、全国で記録的な豪雨災害が頻発しており、災害や事故等に強い水の安定供給体制を早急に構築する必要がある。
- 強靭化対策事業に係る費用は多大であり、投資の増大による経営への負担は、県民や企業への料金転嫁につながる。
- 国の防災・減災、国土強靭化のための集中的な対策期間(H30～R2年度の3年間)が、R2年度で終了するが、その期間終了後も引き続き、強靭化対策を実施する必要がある。

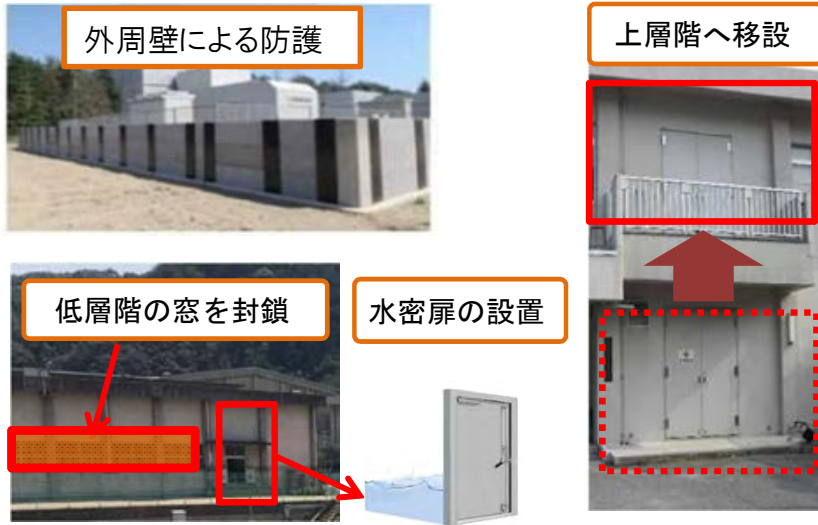
6 社会資本整備の推進 (10) 水道施設の強靱化

広島県の実施

【県営水道】

- 平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全ての水道施設の被災リスクを改めて洗い出し、必要な対策を実施することで、災害や事故等に強い水の安定供給体制を構築する「県営水道施設の強靱化対策事業」を実施している。
- 強靱化対策として、「浸水対策」、「水管橋対策」、「地震対策」等を実施しており、令和3年度以降も継続して対策をすることとしている。

〈浸水対策：外周壁や水密化等による防護〉



参考(国の予算及び国庫補助制度等)

区分		内容		
水道	予算	水道施設の緊急点検対策(全国枠) R元補正:214億円, R2当初:211億円		
	厚生労働省 国庫補助	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱 ・要件緩和により、昨年度までの対象要件(1事業体1浄水場のみ)から、断水の影響が大きい取・浄水場や対策の計画のある取・浄水場の下流の配水池・ポンプ場に対象が拡大された。 〈強靱化対策が必要な箇所数(県営:R元〜)〉		
		取水場	浄水場	送配水施設
		3	5	17
		※ R2までの採択は1浄水場, 1取水場		
工業用水	予算	防災・減災, 国土強靱化対策(全国枠) R元補正:7億円, R2当初:10億円		
	経済産業省 国庫補助	工業用水道事業費補助金交付要綱 ・要件緩和により、昨年度までの対象要件(施設の更新・耐震対策)に浸水対策と土砂災害対策が追加された。 〈強靱化対策が必要な箇所数(県営:R元〜)〉		
		更新	耐震	新設
		17	7	10
	繰出金 総務省	令和2年度の地方公営企業繰出金について(通知) ・上水道事業の緊急点検対策(国庫補助対象)は繰出対象であるが、工業用水道事業は対象外である。		

7 「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討

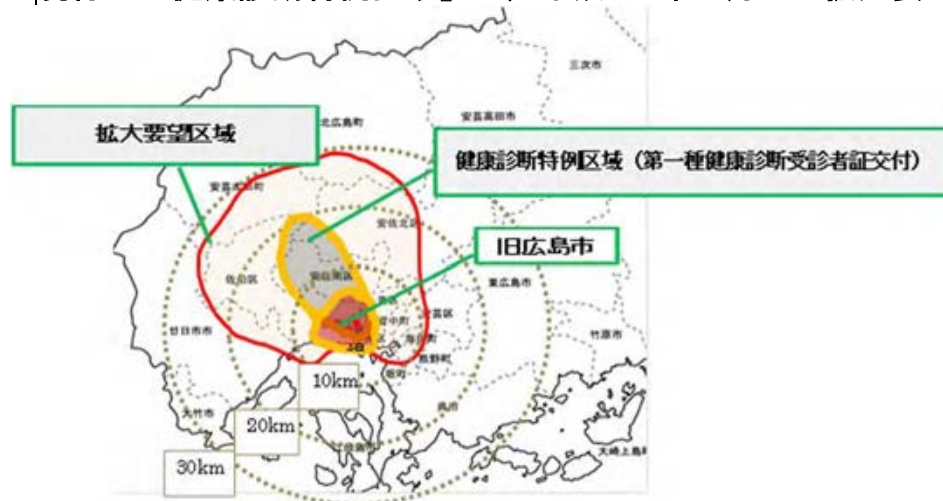
(1) 「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討

国への提案事項

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件に伴う、「黒い雨地域の拡大も視野に入れた再検討」が適切かつスピード感を持って行われるよう、

- 「黒い雨」体験者の高齢化が進んでいることを踏まえ、令和2年度内には方向性を示すこと。
- 被爆者援護法の対象となる「黒い雨地域」の拡大が実現した場合は、令和3年度においても必要な財政措置を講じること。

参考 現行の「健康診断特例区域」と、平成22年7月の「拡大要望区域」



《第一種健康診断受診者証》

○左記の健康診断特例区域内に在った者は、被爆者健康手帳所持者と同様に無料で健康診断を受診することができる。



○特定の疾病にかかっている場合は、被爆者健康手帳が交付され、健康管理手当が支給される。

【提案先省庁：厚生労働省】

7 「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討 (1) 「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討

現状

- 1 「黒い雨地域」の拡大要望
 - 平成20年～22年に広島県・広島市が原爆体験者等健康意識調査を実施。
 - この調査結果をもとに、平成22年7月及び平成24年7月に広島県及び関係市町が国へ「黒い雨地域」の拡大を要望。
 - 平成24年7月18日、国の検討会の報告書で「広島原爆由来の放射線被ばくがあったとは考えられない」とされ、「黒い雨地域」の拡大には至っていない。
- 2 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件
 - 「黒い雨地域」外の「黒い雨」体験者が被爆者健康手帳の交付等を求めた訴訟で、広島県・広島市が敗訴した。(令和2年7月29日・広島地裁判決)
 - 国は、「『黒い雨地域』の拡大も視野に入れた再検討」を行う方針を示し、広島県・広島市は広島高裁へ控訴した。(令和2年8月12日)

課題

- 「黒い雨地域（援護対象地域）」の拡大も視野に入れた再検討について、その方法やスケジュールが示されていない。
- 「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早期に「黒い雨地域」の拡大を実現する必要がある。

<参考> 広島県内の被爆者平均年齢及び被爆者数の推移

